

1. 議事日程（第1日目）
（予算決算常任委員会）

令和2年 9月17日
午前 9時00分 開会
於 第1委員会室

1、開 会

2、議 題

- (1) 認定第1号 令和元年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- (2) 認定第2号 令和元年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- (3) 認定第3号 令和元年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- (4) 認定第4号 令和元年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（13名）

委員長	大 下 正 幸	副委員長	武 岡 隆 文
委員	新 田 和 明	委員	芦 田 宏 治
委員	玉 井 直 子	委員	山 根 温 子
委員	前 重 昌 敬	委員	児 玉 史 則
委員	熊 高 昌 三	委員	宍 戸 邦 夫
委員	秋 田 雅 朝	委員	塚 本 近
委員	金 行 哲 昭		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（35名）

市 長	石 丸 伸 二	総 務 部 長	西 岡 保 典
企 画 振 興 部 長	猪 掛 公 詩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	森 岡 和 子
市 民 部 長	宮 本 智 雄	福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	大 田 雄 司
消 防 長	土 井 実 貴 男	消 防 本 部 次 長 兼 消 防 総 務 課 長	近 藤 修 二
消 防 署 長	益 田 輝 喜	総 務 課 長	内 藤 道 也

秘書広報室長	新谷洋子	情報管理課長	竹本伸治
危機管理課長	神田正広	財産管理課長	稲田圭介
財政課長	高藤誠	政策企画課長	河本圭司
地方創生推進課長	高下正晴	総合窓口課長	佐藤弘美
税務課長	竹本繁行	環境生活課長	毛利幹夫
人権多文化共生推進課長	中村慎吾	社会福祉課長	北森智視
子育て支援課長	久城祐二	健康長寿課長	中野浩明
健康長寿課特命担当課長	中村由美子	保険医療課長	井上和志
消防課長	吉川真治	予防課長	横路勝己
警防課長	下津江健	行政委員会総合事務局長	国司秀信
予防課主幹	彌益耕平	消防総務課課長補佐	浮田雄治
税務課資産税係長	森川哲也	環境生活課環境生活係長	土井文哉
総合窓口課窓口係主査	小井建一		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長	森岡雅昭	事務局次長	佐々木浩人
総務係長	國岡浩祐		



午前 9時00分 開会

○大下委員長

定刻となりました。

ただいまの出席委員は13名でございます。

定足数に達しておりますので、これより第16回予算決算常任委員会を開会いたします。

当委員会における議案の審査は、9月10日に行われた、令和2年第3回定例会の初日に付託されました、認定第1号「令和元年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、認定第10号「令和元年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの10件であります。

審査の日程は、お手元に配付しておりますとおり、本日と明日、18日の2日間とし、23日を予備日といたします。

本日は、総務部、会計課、行政委員会総合事務局、企画振興部、消防本部・消防署、市民部、福祉保健部の審査を行い、18日は、産業振興部、農業委員会事務局、建設部、公営企業部、教育委員会事務局、議会事務局の審査の後、討論・採決を行いたいと思います。

この際、審査の方法についてお諮りいたします。

審査の方法については、お手元に配付しました「審査予定表」並びに、主要施策の成果に関する説明書に係る各課の該当ページを記載した「所管別主要施策一覧表」により、部局ごとに審査することとし、担当部長から概要の説明を受け、その後、各課の概要説明を受けて、課ごとに質疑を行います。

会計については、一般会計から審査を行い、特別会計が関係する部局については、一般会計の審査の後、特別会計を審査することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○大下委員長

異議なしと認め、本委員会の審査は審査予定表並びに、所管別主要施策一覧表に沿って、審査することに決定いたしました。

審査に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。

石丸市長。

○石丸市長

おはようございます。

お忙しい中お集まりくださいます、誠にありがとうございます。

本日は、令和元年度の決算について、部局ごとに審査をいただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○大下委員長

これより、審査に入ります。

認定第1号「令和元年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件を議題といたします。

初めに、決算の概要について説明を求めます。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長

それでは、令和元年度の決算の概要につきまして、配付しております

普通会計財政状況の資料に基づき御説明いたします。こちらのA4横になっております資料でございます。

それでは、1ページのほうをお開きいただきたいと思います。

歳入総額は227億6,119万9,000円。歳出総額は221億7,060万9,000円で、令和元年度の決算規模は、歳入歳出ともに前年度決算の額を上回りました。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は、5億9,059万円で、そのうち3億3,869万2,000円は、翌年度繰越財源となりますので、実質収支は2億5,189万8,000円です。

令和元年度の実質収支から平成30年度の実質収支を引いて得られる単年度収支は、4,797万9,000円となります。

続きまして、財源調整の役割を果たす財政調整基金については、積立てが3,266万2,000円、取崩しが5億3,404万5,000円です。単年度収支に財政調整基金の積立額といった黒字要因を加え、取崩額といった赤字要因を差し引いて得られる実質単年度収支は、マイナス4億5,340万4,000円となります。

右半分の指数につきましては、資料の後半で別途御説明をいたしますけれども、主立った指数について簡単に申し上げますと、経常的に発生する費用が、経常的に収入をされる一般財源に占める割合を示す経常収支比率については、98.2%と平成30年度から0.8ポイント悪化しています。これは、地方交付税が減額していることや、臨時財政対策債の発行可能額が減少したことにより、経常的収入そのものが減少しているためです。

実質公債費比率は、13.8%となり、平成30年度から0.4ポイント改善しています。

将来負担比率は、94.1%となり、平成30年度から2.1ポイント悪化しております。

以下、積立金現在高等につきましては、後ほど御説明をいたします。

1ページ左側の上段に戻っていただいて、年度ごとの財政規模を見ますと、合併建設計画に伴う建設事業がおおむね終了したことで、平成26年度歳出決算は204億円、平成27年度は192億円と財政規模は縮小傾向で推移してきました。しかしながら、平成28年度198億円、平成29年度212億円、平成30年度212億円、令和元年度222億円と増加傾向に転じています。要因としては、平成28年度から29年度については、学校規模適正化に伴う統合小学校整備など、普通建設事業費が増加していること。平成29年度から30年度については、平成30年7月災害に伴う災害復旧事業費が増加していること、平成30年度から令和元年度については、道の駅整備に伴う国道沿線活性化事業費などの増加が挙げられます。

続きまして、2ページをお開きください。

歳入決算について御説明いたします。

下から2段目の合計の欄ですが、227億6,119万9,000円で、平成30年度と比較して、7億3,092万8,000円の増となっております。

表の上段、地方税は、35億2,233万6,000円で、平成30年度と比較して、4,952万4,000円の増です。全て税目が増となっています。

表の中段、普通交付税は、75億9,274万7,000円で、平成30年度と比較して、1億6,353万7,000円の減です。

表の下から7行目、寄附金は3億3,067万8,000円で、平成30年度と比較して、2億4,703万8,000円の増です。

以上のように、歳入全体の特徴としては、前年比で、7億3,092万8,000円増額していますが、主な要因には、過年度災害に伴う国庫支出金が増えたこと、また、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の寄附金が増えたことなどが影響しています。

3ページを御覧ください。

歳入決算額と割合を円グラフにしたものでございます。

続きまして4ページのほうをお開きください。

性質別歳出決算について御説明いたします。

表の一番下の段、合計ですが、221億7,060万9,000円で、平成30年度と比較して9億7,270万1,000円の増となっています。表の上段、義務的経費のうち、人件費は35億7,014万円で、平成30年度と比較して、1億4,996万3,000円の減、給料、委員報酬、その他非常勤職員人件費の減が主な要因です。

公債費は、32億8,087万9,000円で、平成30年度と比較して、2億2,483万9,000円の減です。

人件費、扶助費、公債費を含めた義務的経費は、任意には削減することが難しい性質の経費であり、歳出構成比42.8%で、市財政に占める割合が高くなっています。人件費は、職員定員適正化計画に基づく適正な定員管理に取り組み、縮減に向けた努力を続けています。

次に、その他の経費のうち、物件費は、32億469万3,000円で、平成30年度と比較して、1億5,236万2,000円の増、橋梁維持費、地産地消推進事業費の増が主な要因です。積立金は、7億3,397万1,000円で、平成30年度と比較して3億9,809万4,000円の増、地域福祉基金、ふるさと応援基金への積立金の増が主な要因です。

次に、投資的経費のうち、普通建設事業費は、29億944万6,000円で、平成30年度と比較して2億1,928万3,000円の増。国道沿線活性化事業費、観光振興事業費の増が主な要因です。

災害復旧事業費は、11億9,343万1,000円で、平成30年度と比較して2億3,843万6,000円の増です。

以上のように、歳出全体の特徴としては、前年比で9億7,270万1,000円増額しています。主な要因は、道の駅整備に伴う国道沿線活性化事業費の増。田んぼアート公園整備に伴う観光振興事業費の増。ふるさと応援基金への積立金の増などによるものです。

5ページを御覧ください。

5ページは、性質別歳出決算額と割合を円グラフにしたものになりま

す。

続きまして6ページをお開きください。

目的別歳出決算です。

先ほど説明した性質別歳出決算を組み替えたものになりますので、詳細の説明は省略いたします。

続きまして8ページのほうをお開きください。

財政状況を表す各指標について御説明いたします。

左側のグラフを御覧ください。

棒グラフは経常収支比率で、財政状況の弾力性をはかる指標となります。人件費や扶助費、公債費などの経常的な経費に、市税収入や普通交付税などの経常一般財源がどれだけ充当されているかを示す比率です。一般的には90%を超えると弾力性を欠いているという評価になります。当市においては98.2%という数値で、合併以降、最も高い値となりました。

続きまして折れ線グラフは、実質公債費比率です。公債費が財政の規模に比べて過大になっていないかをはかる指標となります。平成19年度から平成21年度まで18%を超えていたことから、起債の借入れに許可が必要な許可団体となっていましたが、平成22年度からは外れています。比率が最も高かった平成20年度以降は、年々改善していましたが、平成28年度から上昇に転じています。令和元年度では13.8%と、平成30年度から0.4ポイント改善をしております。

続きまして、右側のグラフを御覧ください。

棒グラフは地方債残高を表しています。平成19年度から起債の償還を前倒して、繰上償還を進めた結果、平成23年度には約303億円まで残高が減りましたが、平成24年度以降、光ネットワーク整備事業、葬斎場施設整備事業などの大型事業の実施に伴い、多額の借入れをしたため、地方債残高が増えました。平成25年度以降は、徐々に減少しており、令和元年度の地方債残高は臨時財政対策債残高を含め、約253億2,200万円となっており、平成25年度と比較して、約80億円減少、合併後最も残高が少なくなっています。

折れ線グラフは、将来負担比率で、地方債残高や債務負担行為など、将来負担する必要がある費用が財政規模に比べて、課題になっていないかをはかる指標となります。国が定めた早期改善基準は350%で、当市の令和元年度数値は94.1%です。

平成19年度の195.7%以降、順調に減少していましたが、平成29年度より若干ではありますが、上昇に転じています。上昇の原因ですが、将来負担額を構成するもののうち、地方債現在高は減少していますが、将来負担に対する充当可能財源である充当可能基金の保有額が減少していることなどが影響しています。

9ページを御覧ください。

普通交付税について御説明いたします。

普通交付税は、市の面積、人口、公共施設の数、職員の数など、行政機関として備えるべき機能を維持するために、標準的にかかるであろう費用を算定した基準財政需要額から当市の税などの収入から、算定した基準財政収入額を引いた額が交付されます。基準財政需要額が表の中段辺りの（ア）の数値、基準財政収入額がその下の（イ）の数値、普通交付税の交付額が一番下の数値です。令和元年度は、基準財政需要額は110億8,966万3,000円。基準財政収入額は34億4,506万7,000円です。平成26年度から合併特例加算の段階的な縮減が始まり、平成30年度で終了、令和元年度からは一本算定となりました。

下の折れ線グラフを御覧ください。棒線に三角の表示のある線が合併算定替を示し、棒線にひし形の表示のある線が一本算定を示しています。平成26年度から合併特例加算の縮減が始まり、合併算定替のグラフが徐々に下へ下がって、一本算定のグラフのほうへ近づいています。一方、一本算定のグラフについては、平成26年度から徐々に上のほうへ上がっています。これは、合併団体には当初想定されなかった特別な事情があるということで、平成26年度から平成30年度までの5年間をかけて、段階的に織り込んだ結果、増加しています。

続きまして、10ページをお開きください。

基金の状況について御説明いたします。基金は大きく3つの種類に分けられます。

1つ目は、市の貯金に当たる基金で、財政調整基金と減債基金です。

2つ目は、特定目的基金で、現在17の基金があります。

3つ目は、特別会計の所管する基金です。表の上段、財政調整基金と減債基金を合わせた残高は、表の右側になります。令和元年度末で11億3,938万5,000円となりました。平成30年度から約7億円減少しています。令和元年度中の積立てと取崩しの状況ですが、積立ては平成30年度歳計剰余金1億1,000万円と、元金3,159万1,000円。利子160万1,000円をそれぞれ積み立てています。取崩しは財源不足の調整財源とするため、財政調整基金を5億3,404万5,000円、減債基金を3億3,000万円取り崩しました。

次に、特定目的基金の残高は、17の基金合計で58億4,135万1,000円。平成30年度から約2億円増加しています。特別会計の所管する基金を含めた全ての基金の合計は、令和元年度末で78億2,828万4,000円となっています。今後、普通交付税、市税収入など、自主財源の大幅な伸びは期待はできないことから、長期的な視野に立って、基金を有効に活用していく必要があります。

続きまして12ページをお開きください。

会計別地方債現在高について御説明いたします。この表は各会計の地方債の残高についてまとめたものです。令和元年度末の残高は、上の表の一番下、上記のうち普通会計分の欄で、右から3列目、253億2,223万5,000円。平成30年度から8億4,845万7,000円減少しています。

13ページを御覧ください。

地方債別現在高、及び借入先別現在高について御説明いたします。

左側の表は、先ほどの地方債現在高を事業債の区分ごとに分けたものです。最も多いのは合併特例事業債で、全体の38.5%を占めています。次に多いのは、普通交付税で措置し切れない部分として、平成13年度から発行されている臨時財政対策債で、全体の29.2%を占めています。その次に多いのは過疎対策事業債で、全体の19.9%を占めています。

地方債現在高は、約253億円ですが、合併特例事業債、過疎対策事業債は70%が交付税措置され、臨時財政対策債については100%措置されますので、実際の市の負担額はそこまで多いわけではありませんが、地方債残高があまり増えるのは好ましいものではありません。今後も適切に管理していく必要があります。

右側の表は、借入先別に分けたものです。最も多いのは、財政融資資金の政府資金で、全体の32.8%を占めています。次に多いのは、その他の金融機関で、主には広島北部農協から借りており、29.4%を占めています。

続きまして、14ページをお開きください。

このページは普通会計の数値を算出するために、一般会計、コミュニティ・プラント整備事業特別会計の数値の合算の仕方についてまとめたものです。説明については省略いたします。

15ページを御覧ください。

このページは、類似団体の決算数値を取りまとめたものです。参考までに御覧ください。

16ページ以降は、資料編となっています。

令和元年度決算普通会計財政状況についての説明は、以上となります。

続きまして、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、御報告いたします。

資料は、こちらの次につづってあるものになります。

報告書のほうですけれども。報告書の1ページをお開きください。

総括表として、普通会計における実質赤字比率、全ての会計を合算した連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標を掲げております。実質赤字比率、連結実質赤字比率については、いずれの会計も実質収支が黒字であることから、赤字の比率は出ておりません。実質公債費比率は、公債費の元利償還金や公債費に準ずる経費を市の標準財政規模を基本とした額で除した比率で、公債費が財政規模に対して過大になっていないかを確認する数値であります。前年度と比較して0.4ポイント改善し、13.8%となりました。

次に将来負担比率でございますが、これは地方債残高や職員の退職手当に係る費用、設立法人の負債額等に係る将来負担見込額など、将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額を把握し、負債の償還に充てることのできる基金等を考慮の上、市の標準財政規模を基本

とした額で除した比率でございます。本市の将来負担比率は、前年度と比較して2.1ポイント悪化し、94.1%となりました。

2ページをお開きください。

2ページからは、それぞれの指標の算定内容を記載しております。

まず、実質赤字比率でございますが、一般会計等の実質収支額は2億5,189万8,000円の黒字であります。したがって、実質赤字比率は生じておりません。

3ページの連結実質赤字比率についても、一般会計と特別会計等を合算した実質収支、資金収支が黒字であることから赤字比率は生じておりません。

4ページをお開きください。

実質公債費比率でございますが、この指標は単年度ごとに算出した数値を3か年の平均で表すこととなっております。中段のオの欄に、単年度の指標を掲げておりますが、令和元年度が13.2%、平成30年度が13.8%、平成29年度が14.6%となっております。

5ページは将来負担比率の算出でございます。アからクについては、令和元年度末の地方債現在高などの将来的に負担することになっている負債の額でございます。ケ、コ、及びサについては、上記将来負担額に係る充当可能財源等で、財政調整基金などの基金や地方債の元金償還として交付税措置される額などがございます。将来負担比率の算定方法は、下段のとおりで、令和元年度決算に基づく比率は、94.1%となっております。

6ページをお開きください。

令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告でございます。これは、一般会計等の実質収支に当たる公営企業の資金不足について、事業規模いわゆる営業収益に対する比率でございます。総括表に掲げておりますように、各企業会計の資金不足比率は、いずれも実質収支が黒字であり、資金不足額は生じていないことから、比率として計上されません。なお、比率が20%を超える場合は、経営の健全化を求める基準となります。

7ページは、法適用の水道事業会計に係る資金不足額を記載しております。

現金、預金、未収金等の流動資産、6億269万9,000円が、未払い費用などの流動負債1億5,028万8,000円を上回っており、4億5,241万1,000円の資金剰余額となっております。

8ページをお開きください。

8ページには、法非適用の公共下水道事業特別会計を初め、合わせて4特別会計の資金不足額等を記載しております。令和元年度決算における各会計の実質収支額は、いずれの会計も黒字であり、資金不足額はありません。なお、公営企業会計の運営においては、本来、独立採算が原則でございますが、現在これらの公営企業会計においては、使用料収入等の収益で、全ての費用を賄うことができないため、収支不足額は一般会

計から繰り出して補填を行っております。一般会計の将来的な財政状況を鑑みますと、現状のような繰り出しを引き続いてできるかは不透明でありますので、使用料等の見直しの下に企業会計の健全かつ安定的な運営に努める必要があります。

以上、財政健全化法に伴う健全化判断比率等の御報告をさせていただきました。実質公債費比率、将来負担比率の数値ともに、早期健全化基準は下回っておりますが、適正に管理していくことが必要でございます。今後も、より一層の財政健全化を目指し、財源確保と徹底した経費の削減を図って、より効率的、効果的な行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○大下委員長

これより質疑に入ります。

先ほどの概要説明について、質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより、総務部の審査を行います。

概要の説明を求めます。

西岡総務部長。

○西岡総務部長

改めましておはようございます。

それでは、総務部に係ります、令和元年度の決算の概要について御説明申し上げます。

最初に、各会計に関係をしております、職員人件費の状況について総括的に御説明を申し上げます。

先ほど、企画振興部長が説明しました財政状況、この資料もう一度お願いしたいと思うんですが。この4ページです。

普通会計の性質別の歳出決算の状況のうち、義務的経費の人件費でございます。先ほど企画振興部長が説明をいたしましたように1億4,996万3,000円の減額となっております。そのうち、その下の欄の職員給でございますが、前年と比べまして6,933万3,000円の減額となっております。職員定員適正化計画を進める中で、職員数6名の減が主な要因でございます。

職員人件費については以上でございます。資料、以上でございます。

次に、総務部における歳出を総括的に申し上げます。

決算額は、事業費ベースで申し上げますと、前年度と比べまして、全体で約1億5,000万円の増となっております。主な要因につきましては、情報管理課が所掌いたします、光ネットワークの管理事業費におきまして、県道の施設整備などによりまして、光ケーブルなどの支障移転や、庁内ネットワークシステムの更新などにより、1億900万程度。また、財産管理課が所掌をいたします、地域活動拠点施設事業費、及び庁舎管理事業費におきまして、吉田町の可愛振興センターの増改築や八千代支所の移転など、これらによりまして4,800万円程度増加をいたしましたところ

でございます。

私からは以上でございます。

引き続き、詳細につきましては、各担当課長、担当室長より、説明をさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

○大下委員長 続いて総務課の決算について説明を求めます。

内藤総務課長。

○内藤総務課長 おはようございます。

それでは、総務課が所掌いたします事業の決算の概要につきまして、令和元年度主要施策の成果に関する説明書に沿い、御説明をさせていただきます。

説明書の9ページを御覧ください。

人事管理事業でございます。

事業概要ですけれども、職員の人材育成、人事管理、福利厚生や給与管理でございます。

下段の左側、実施内容欄のほうを御覧ください。職員人材育成事業では、市独自で行います研修や県の研修センターなどでの研修を実施をいたしております。職員人事管理事業では、第4次定員適正化計画に基づく定員管理を行うとともに、人事評価を行っております。職員福利厚生事業や衛生管理事業では、定期健康診断を実施をするとともに、カウンセラーによるカウンセリングを実施をいたしております。

その右側、成果と課題欄を御覧ください。

まず、成果でございます。職員の定員管理では、定員適正化計画に沿い、職員数の削減を行っております。また、働き方改革の取組も行ってきております。

次に、課題でございます。増加傾向にあります時間外勤務時間数の削減に向けた取組が引き続き必要であると考えております。

次に、1枚はぐっていただきまして、裏面の10ページを御覧ください。総務一般管理事業でございます。

事業概要は、行政情報提供や、顧問弁護士委託など、総務一般管理でございます。

下段の左側、実施内容欄、こちらのほうを御覧ください。まず、行政情報提供事業ですけれども、行政嘱託員によります通知公報の発送を行っております。次に日直・宿直事業では、本庁より各支所での日直・宿直業務を行ってきております。顧問弁護士委託では、本市顧問弁護士へ相談業務を委託をいたしております。その他といたしまして、高等学校等活動支援補助金の交付に加え、令和元年度においてはJ R芸備線の運休に係る市内高等学校通学生徒支援補助金の交付を行っております。

その右側、成果と課題を御覧ください。

まず、成果でございます。行政嘱託員制度では、会計年度任用職員制度の導入に伴い、新たな行政嘱託員制度を構築をいたしまして、現在の嘱託員に対しましては説明会を開催し、制度変更の周知を図ってきてお

ります。日直・宿直事業では、昨年9月の八千代支所移転に伴いまして、新たな体制で委託業務を行ったことにより、委託料の削減を行っております。通送用公用車運転業務では、昨年4月から1日2便1台体制とし、使用する公用車を2台から1台に減車し、公用車維持管理費の削減を行っております。

次に、課題でございます。

通知広報物を、広報あきたかたに集約することにより、行政囑託員の負担軽減、及び委託料の削減に努めてきておりますけれども、高齢者の方におかれましては、紙媒体によるチラシ形式のほうがより周知性が高いとの御意見もあります。このような地域事情も考慮しながら、推進をしていく必要があると考えています。

続いて、右側の11ページを御覧ください。

法制執務事業でございます。

事業概要は、情報公開、個人情報保護、及び法制執務に関する事務でございます。

下段の左側、実施内容欄を御覧ください。

情報公開、個人情報保護事務では、公開請求や開示請求について、制度運用を行うとともに、公文書等管理、情報公開、個人情報保護審査委員会を開催しております。法制執務事務では、条例等の制定や改廃を行っております。

その右側の成果と課題欄、こちらを御覧ください。

まず、成果でございますが、昨年4月から紙ベースの例規集を全て廃止をしたことによりまして、例規集更新費用の削減を行っております。

次に、課題でございますけれども、これは昨年度から引き続きとなりますが、支所の移転や解体等を見据えまして支所保存文書の整理を、引き続き行う必要があると考えております。

以上で、総務課の説明を終わります。

○大下委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

金行委員。

○金行委員 総務課でいろいろ改革されて、かなりの節減が出ておりますよね。トータルどのぐらいの節減が出ておりますか。お聞きします。

○大下委員長 答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前09時44分 休憩

午前09時44分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下委員長 会議を再開をいたします。

内藤総務課長。

○内藤総務課長 縮減ということではございましたけれども、いろいろ事業をさせていただいてる中で、例えば先ほどの宿日直さんの辺りで申しますと、こちら

の成果と課題欄にも入れておりますけれども、八千代支所移転に伴いまして、約30万円の委託料の減という辺りが出ておりますし、というところになってまいります。

以上です。

○大下委員長 よろしいですか。

金行委員。

○金行委員 個々には分かるんですが、トータル的に計算してあるなら、どのぐらい出ているかというのを、お聞きしたんです。していなかったら、また。

○大下委員長 内藤総務課長。

○内藤総務課長 大変申し訳ございません。トータル的な数字は持ち合わせておりません。

以上です。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員 10ページですね、総務一般管理事業の中で、実施内容欄で、顧問弁護士の委託で相談件数が平成30年度が12件だったのが、このたび28件だったかな。倍以上の相談件数ということで、この要因ですね。主立ってどういったことが上がってきてるのか、この辺をお聞きしたいと思います。

○大下委員長 答弁を求めます。

内藤総務課長。

○内藤総務課長 今委員御指摘のように、倍以上の数に上がってきております。昨年につきましては、まず市の顧問弁護士の方2名おいていただきます。1名は民事を専門にされる先生、それから1名は刑事事件を専門にされる先生ということでございます。

その中で、昨年その28件のうち、民事を担当していただく先生には23件、それから刑事事件を専ら担当される先生においては5件ということでございまして、やはり刑事事件に関連する相談件数が増えております。また、やはり、いじめ等々の諸問題、そういったものも出ておりまして、民事の先生への相談というものも、増加しているというところが要因でございまして。

以上です。

○大下委員長 よろしいですか。

前重委員。

○前重委員 こういったところが職員さんに影響が出てくるのか、来ないのか。その辺について、やはり増えてくるといことになると、職員の責務と言いましょうか。やらないといけないこと自体がおろそかになってきて、こういったいろんな問題に対して、集中してやるような形になると、他がおろそかになってくるような状況になりかねないんじゃないかと、考えるわけです。

各全体を管轄する中で、教育委員会、今いじめとかありましたが、そういった関連ですと、先ほどありましたストレスとかいろんな形が職

員さんに、どんだんストレスがたまってくるという形になりかねないんじゃないかということ、私としたら気にするわけです。職員さんの中にも、そうしたことでやはり休暇を取ってくるということが、ちょっと考えられます。今現在職員さんに対して、研修とかされておりますが、そういった状況等は今のこの市の行政執行等に対して、影響が出ているのか、出ていないのか。その辺について伺いたいと思います。

○大下委員長 答弁を求めます。

内藤総務課長。

○内藤総務課長 まず弁護士相談の件ですけれども、弁護士相談につきましては年々増えておりますが、一方でやはり法律等の解釈部分についてアドバイスを多分に頂いているところがございます。そういった解釈の部分、それから法的にどのような形で対応させていただければいいのか。そういったところに対してアドバイスを頂いておりますので、これは職員にとってはとても強みだというふうに考えております。

一方で、今御指摘のように、こういった対応に対する職員のストレス、これも大きなものがかかっているというのも事実としてございますので、これにつきましては、やはり1人で当たるのではなく、組織として、対応していくというのがとても大事になってまいります。その中であって一つのこととして、弁護士の先生のアドバイスを頂戴し、それも用いていくということもあろうと思いますが。まずは組織で当たりながら、ストレスをためないということも大事ですし、万が一ストレス等々たまった場合、またある場合、本人もしんどいというときにはカウンセリングもありますので、そういったところを使っただきながら、職員の健康維持、精神面も含めて図っていきたいと考えます。

以上です。

○大下委員長 前重委員。

○前重委員 弁護士さんのほうではアドバイスも頂くということ、今言われましたので、これをどうのこうの言うんじゃないんですが、職員さんに疲労がないような形で、アドバイスがうまく、そういう形の対応の中に入っているということになれば、理解しますので、しっかりとその辺も含めて、職員さんに過度なストレス等がたまらないような形で、執行業務に当たっていただきたいと願っております。

終わります。

○大下委員長 ほかに質疑はありますか。

新田委員。

○新田委員 旧町から引き継いだ文書、昨年も同じ内容だったと思うんですが、今後の方向性がもし今年度等決まっていれば、その辺を教えてください。

○大下委員長 答弁を求めます。

内藤総務課長。

○内藤総務課長 昨年度も課題の中に入れております。やはり、たくさんの文書がございます。また、文書の整理中では歴史的に保管をしなければいけないも

の、また廃棄をしていくもの、そういった分類分けというのもございます。ただ、行います職員も限られておりますので、単年度でできることが限られておりますが、やはり引き続きやっていく必要があると思っておりますので、先ほども申し上げましたけれども、また今後、支所等の文化センターの移転に伴っていきますと、また支所の書庫あたりの整理もしていく必要があります。それをにらみながら、少しずつ整理をしていくということでもありますので、引き続きという形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○大下委員長

新田委員。

○新田委員

デジタル化に伴い、せっかくそういった技術がもう進んでいるので、どうかこの大切な資料、永久に残していくということであれば、早めに手続をされることを希望しておきます。

以上です。

○大下委員長

ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員

私も文書のことについてお聞きしたいと思えます。関連なんですけれども。

公文書の管理については、安芸高田市はある程度早めに条例化されていたのじゃないかと思うんですけれども、その中で一度聞いたときには、各担当というか、文化の中で、整理をしていって保管についてもちゃんとできるようになっていると聞いておりました。それがいまだにこうやって上がってくるということが、残念だなと思うのと。それから、終戦にかけても芸備線沿いで、向原、甲田については、被災者を受け入れた、そういう写真や文書等も残ってたと思います。終戦後もう70何年たちますけれども、そういう貴重な資料等もあったのに、あるときに関わる方に処分したというようなことも聞こえてきましたので、しっかりとそこところは押さえて、歴史にまつわること、さらには公文書の条例ですよ。ありましたよね。その中でこうこうやるよといったことについては、各職員がしっかりと押さえていって、残していただきたいと思えます。管理はよろしく願いいたします。

○大下委員長

答弁はいいですか。

内藤総務課長。

○内藤総務課長

ありがとうございます。委員御指摘のとおり、公文書の管理しっかりとしていく必要があると思っております。

まず、平成16年合併をいたしまして、合併後で毎年結構な量の書類が保管庫のほうへ入ってまいります。これにつきましては、ルールに基づきさせていただいております。また、合併までの旧町の書類につきましても合併して数年後には、各書庫の中を一度全ての書類を、ファイリングを整理し、リスト化して、データベースにしております。その部分で、まだデータベースにはしておりますので、こういったものがどこの書庫

にあるというのは把握しておりますけれども、個々のものがどういったものなのかというところの整理が、終わるまでに膨大な時間がかかっております。ここをしっかりと今後も進めていくということでございますので、先ほど御指摘いただいた部分、それはしっかりと踏まえながら整理を進めていきたいと思っております。

以上です。

○大下委員長 ほかに質疑はありますか。

宍戸委員。

○宍戸委員 9ページの右側の活動成果指標というのがありますが、そこで職員1人当たりの時間外の計画が93.7時間、それが実績では105時間ということになっておりますが、この原因をお願いいたします。

○大下委員長 答弁を求めます。

内藤総務課長。

○内藤総務課長 時間外の縮減でございますけれども、昨年度におきましては、時間外のほう101時間ということで、本年度105時間というところで4時間ほど増加をしております。

時間外の縮減に努めておりますけれども、1つの要因といたしまして、一昨年度より6名ほど職員が計画値の中でも減っていておりますけれども、それに事務事業の縮減のほうに伴っていないという辺りが、この原因だというふうに捉えております。

以上です。

○大下委員長 よろしいですか。

宍戸委員。

○宍戸委員 時間外というのは、なかなか減ってくるというのは、職員数も減ってきておりますので、そこらの負担が大きくなる。いろいろ働き方改革をする中で、できるだけ縮減をしていくように、努力をお願いしたいと思っております。

それからもう一つ、その上の研修参加者数1,460人、これが985人となっておりますが、これらの原因は何でしょう。

○大下委員長 答弁を求めます。

内藤総務課長。

○内藤総務課長 研修につきましては、当市で行います独自研修、それから研修センターで行います研修とございます。独自研修につきましては、人権研修でありましたり、また接遇マナーの研修、それから人事評価の研修など行っておりますし、研修センターにおきましては、各職務階層ごとに行う管理職なら管理職研修、また特別研修といたしまして、民法とか税務とかというふうな辺りの研修も受講をいたしております。

計画値として、前年度と同等ぐらいの人数を受講していただきたいというふうには計画をしておりますけれども、結果的にこの人数になっているということでございます。

今後につきましても、積極的に研修を開催するとともに、各職員に対

して、研修を受講するよう促していきたいというふうに思っております。
以上です。

○大下委員長 ほかに質疑はありますか。

玉井委員。

○玉井委員 10ページの通知広報、広報あきたかたのことでお伺いたします。

課題のところ、地域事情も考慮しながら推進を進めていく必要があるというふうになってはいますが、その中身を教えていただきたいと思っております。

○大下委員長 答弁を求めます。

内藤総務課長。

○内藤総務課長 通知広報につきましては、毎月一遍、行政嘱託員の方を通じまして、各市民の方に行政からのお知らせをさせていただいてます。その中には、広報等もございますし、議会だより等も入っております。その中に、個別にチラシを同封してお配りをしておりますけれども、この部分がやはり増えますと、行政嘱託員で配っていただく重量も増えますし、また当然枚数が増えますので、委託料等も増えてくるということがあります。

そういった中、ここ数年その縮減のため、できるだけ取りまとめて、計画的に広報あきたかたの中へ記事として入れていただくような取組をずっと進めてきております。ただ、一方で、あきたかた広報の中に記事として入りますと、やはり目立ちにくくなるという課題もありまして、御高齢の方からは、やはり1枚もののチラシがいいとか、という声も一方では頂いております。

その辺の両立もあるということで、一方的に記事の中にまとめていくということではなく、この辺りの御意見も頂きながらということで考えております。

以上です。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 9ページの人材育成の件なんです、人事評価制度を本格導入し、とありますけれども、これ以前から言っとるんですが、人事評価システムを、給与システムと連動しないとやはり職員のモチベーションが上がらんのじゃないかということは常々お願いしとるんですが、やはり一緒に連動して。給与システムの見直しというのは、まだまだ当面進めるというお考えはないでしょうか。

○大下委員長 答弁を求めます。

内藤総務課長。

○内藤総務課長 既に人事評価につきましては、進めておるところでございますけれども、今委員御指摘のとおり、それを給与の昇給、また給与の格付への活用というところには至っていない現実がございます。

進めていくよう考えておりますけれども、やはり評価を行う評価者、こちらの能力アップというところ、また本市の人事評価につきましては、

組織目標を各個人の目標として業績評価の目標として取り組む姿勢でございますので、この目標設定のつくり方。こういったところへの課題がまだまだありますので、この辺りも研修を通じながら、レベルアップをし、早期の活用につなげたいというふうに考えております。

○大下委員長

児玉委員。

○児玉委員

やはりインセンティブがないと、そういったところっていうのは非常に評価を行っても効果が出てこないんじゃないかと思うので、そこらをぜひ、能力の部分はどう見るかですが、例えばその給与全体の中で全く100%ということにはいきませんから。5%でも、10%でも、そこらをぜひ考えていっていただきたいと思いますが。

それともう一つ、職員の福利厚生ということで、定期健康診断とかカウンセリングを行っているということですが、その成果と課題のところには、例えば定量的に病気で休んでおられる方が、どれぐらいの減になったとか、あるいはカウンセリングを行うことによって退職とか休職とか、そういった件数が減ってきたとか、ある程度定量的に効果が把握できる部分というのは、できれば数値を出していただければと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○大下委員長

答弁を求めます。

内藤総務課長。

○内藤総務課長

カウンセリングにつきましては、ここ数年、一定の割合で受診をする職員がおります。ただ、やはり定量的な数字を出していくことは、あまりそぐわないというふうには考えておまして、今のような記述にとどめております。

現状で申しますと、カウンセリングを受診をしながらでも、今長期にわたって、また短期でも休職をしているという職員は現段階ではおりませんので、少しずつ職場でのフォローアップ、コミュニケーションの取り方、またこういったカウンセリングの利用、こういったところの効果が出てきているのではないかなというふうには、総務課としては考えております。

以上です。

○大下委員長

ほかに質疑はありますか。

児玉委員。

○児玉委員

感覚的にはそういう取られ方をするんでしょうけれども、こういうところに成果と課題という結果で出す以上、やっぱりそこはある程度数値で出せるものは、できる限り数値評価に切り替えていくということをぜひ考えていただきたいということをお願いしておきたいと思いますが。

答弁は結構です。

○大下委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長

質疑なしと認め、これをもって総務課に係る質疑を終了いたします。次に、秘書広報室の決算について説明を求めます。

- 新谷秘書広報室長。
おはようございます。
総務課秘書広報室が所掌いたします事務事業令和元年度における決算について、主要施策の成果に関する説明書により説明をいたします。
12ページをお開きください。
広報広聴事業でございます。
決算額は、2,248万3,000円でございます。広報あきたかたの発行、及びホームページの管理等による情報の提供を行っております。
下段左側、実施内容欄を御覧ください。
主な実施内容といたしましては、毎月1回の広報紙の発行、ホームページの保守管理に伴う業務委託を行ったところでございます。
右側、成果と課題欄を御覧ください。
成果といたしましては、災害時の情報発信に課題がありましたが、災害用トップページを設置することで、情報を特化させるとともに、ホームページへの負荷を低減させることができました。
課題といたしましては、まず動画広報への対応と情報発信媒体の活用でございますが、視覚と聴覚に訴えることができる動画広報への対応に取り組むとともに、より多くの人に情報を伝えていくため、ターゲットに応じた情報発信媒体を活用してまいりたいと考えております。
また、障害者を含め、誰もがアクセスしやすいホームページとすることを目的とするウェブアクセシビリティ確保の推進につきましては、ホームページを作成する際のマニュアルの整備を進めてまいりたいと思っております。
以上で、秘書広報室が所掌いたします事業に係る令和元年度決算の説明を終わります。
- 大下委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。
秋田委員。
- 秋田委員 まず前置きで断っておきますけれども、否定するものではないんですが、広報紙についてお伺いしたいと思います。
成果のほうでアンケート結果で読みにくいという回答のほうで2%しかなかったんで、読みやすい紙面になっているというふうに記述されておられます。さっき言うたように否定するんじゃないですが、ある意味、読みやすい広報紙、議会のほうも一生懸命広報委員さんが取り組んでおられますが、そこら辺りは、やっぱり一番は市民の声だと思うんです。当然、ここのアンケートの数値は、その基になっているということなんです。アンケート自体の結果についてはどのようにしてるのか、内容についてお伺いできればありがたいんですが。
- 大下委員長 答弁を求めます。
新谷秘書広報室長。
- 新谷秘書広報室長 アンケート結果につきましては、広報紙に、結果報告はさせていただいておりますが、対象のほう市民全員ではないというところがありま

す。アンケートを出された方っていうのが、全体ではないので、一部のアンケートっていうところは否めない部分がございます。

アンケートの詳細、今持ち合わせてないんですけども、確認いたしましたところでは、ほとんどの方が広報紙を読んでいるよということを答えていただいております、読みやすい広報となっている。それは、業者に委託していることを受けて、行政が作る物よりも、業者に全面委託しているという部分の評価ではないかなと考えております。

○大下委員長 秋田委員。

○秋田委員 分かりました。

ただ、業者さんが作っていただいている中では、民間委託したのは2年前でしたか。それまでは行政のほうで作られてたんですけども、民間に委託されて、やはり地域の声をしっかり聞いた広報紙になるということになれば、行政、職員さんのほうも入って行って、より読みやすい広報紙になるということが大事だと思うんですが、そこら辺りは今後、やはり民間にずっと委託したままで、任せてやっていくという考えなのか、少しずつ変えるところがあれば。

例えば、さっき行政情報提供という部分でも通知広報については、いろいろ行政嘱託員さんにもお願いしている中で、なかなか紙面が読まれてないといったような部分の声も聞いたことがあるので、そうしたことを踏まえたときには、読みやすい広報紙になるのは、ちょっと意味が違うかも分かりませんが、しっかり内容的なことで、読みやすい広報になっていただくということなんですが、そこら辺り、今後どのようにお考えか、お伺いして終わりたいと思います。

○大下委員長 答弁を求めます。

新谷秘書広報室長。

○新谷秘書広報室長 読みやすい広報という部分でございますが、行政が全く関わっていないということではなく、企画の段階で、行政と業者で、企画会議をいたしまして、掲載の中身について検討させていただいております。

記載につきましても、随時業者側と連携を取りまして、構成等を行っておりますので、全く投げたまんまということではございません。今後につきましても、より市民の方の意見を聞きまして、より良い広報紙をつくってまいりたいと思っております。

以上です。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 広報について今までにもいろいろ申し上げてきましたが、まずページ数が多過ぎるというのがずっと気にはなっておりますし、内容も本当に市民が欲してるような情報かどうかということも含めて、何をもって読みやすいというような評価になったかというのは、詳しくは私も出したものを見ておりませんが。

特に、地域の方が読みたいのは、やはり身近な情報が欲しいというの

が随分あるんですね。例えば、高宮で、地域版の月間の広報というのがありました。これまだ続けてはもらっておりますが、配送等もかなり集約をしているということで、そういった地域で読みたいものがなくなって、全体で趣味的なものも多く含んでおりますので、そういった意味で本当に市の広報であるかというような中身の精査も、もっとも必要じゃないかと思えます。

以前も申し上げましたが、広島市の広報は新聞紙の半分の紙面に簡潔に出してありますし、それぞれ区ごとの情報がそこに載っております。そういったものも含めて、やはり全てを読むというのはなかなか難しいと思うんですね。特に若い皆さんが紙という媒体を読みにくくなっているということも含めて、情報の発信の在り方もあるんでしょうけれども。そういったことを考えると、本当に読みやすいという評価が、それで満足してもらっては困るなという気がするんですが。総括的なことで申し訳ないですけども。さらに、本当に市民に身近なものになるような方法というのは、読みやすいという評価で、ここで満足していくのかなという気がします。その辺はどういうふうを受け止めておられるか。改めてお聞きしたいと思います。

○大下委員長 答弁を求めます。

西岡総務部長。

○西岡総務部長 以前にもそういった内容の質疑いただいたと思いますが、基本的にこれまでも申し上げておりますように、情報発信においては、いわゆる相手方がどういった部分を望むかと。その媒体においても、今後において先ほど委員おっしゃったように、若い世代であったり、高齢者であったり。そういった部分での区分けという部分、手法を今後考えていく必要があると思います。

場合によっては、全ての家庭へ紙媒体でお送りすることは要らないとか。ホームページに掲載しておれば、それで若い人は見られるとか。そういった部分を、含めて今後考えていかないとはいけんと思っております。以上です。

○大下委員長 熊高委員。

○熊高委員 一定の理解はしてもらったというふうには思うんですが。

例えば新聞を読むときでも、全て隅から隅まで読むわけじゃないんですね。ざっと読んで、必要なところを精査をしていくという読み方が必要だというふうには思うんですね。ですから、パッと見たときに、ここが読みたいという場面が、見るためには大きな紙面で枚数を少なくして、目に入るものを選択できるような、そういった紙面にさせていただくことが必要かなと思いますので、さらにバージョンアップしていただきたいということを要望して終わります。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員 今のお二方の関連になるんですが、12ページに、私のほうはちょっと

いい形でこれは伸びてるのかなということでは理解してはいるんですが、広報の発行部数ですよ。これが昨年に比べると3,600部ぐらい増えとるわけですよ。ということは、皆さんが目にとりいただける広報になってきているのかなと。私はちょっと感じておる状況です。

今言われるように、今安芸高田市高齢化率4割です。そういう中でこれが部数が増えてきている状況にあるのか。それとも、会社等、企業誘致される中で、そうしたところを含めて、広報が発送されているのか。どういったところに、こういう部数をプラスした要因がきているのか。逆に言うと、今度は嘱託員は減つとるわけですよ。地域でなかなかそういう状況で配られないということで、減っている中で増えている。やはりそこら辺のプラスの要因が何かあるのかなと考えます。その辺の要因等分かれば教えていただきたいと思っております。

○大下委員長 答弁を求めます。

新谷秘書広報室長。

○新谷秘書広報室長 発行部数のプラスの要因でございますが、寄附でございます。寄附のほうをしていただいた方に対しまして、広報紙のほうを発送をさせていただいております。

また、事業所のほうにも配布をさせていただいたり、また商工会を通じまして関連した事業所のほうにも配荷等をさせていただいたりしております。広く皆さんに手に取っていただくように、努めているところであります。

○大下委員長 前重委員。

○前重委員 できましたら、そういった内訳も書いていただいとけば、より市民に分かりやすいかなと。やはり安芸高田市がそうやって応援してくれてる外部、東京圏域、関西圏域の方とか、こういったところに発信していただいとることを理解していただければ。やっぱり安芸高田市もまだまだこれから、外へ出て、市長さんも言われておりますが、世界一の町にしたという思いでおられると思っておりますので、その辺に向けて、しっかりと広報、これからも続けていただければと思っております。

終わります。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、これをもって秘書広報室に係る質疑を終了いたします。

ここで10時30分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時18分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下委員長 休憩を閉じて、再開をいたしますが、その前に委員の皆さんに、本日、決算の審査でございますので、質疑を簡潔にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

次に、情報管理課の決算について説明を求めます。

竹本情報管理課長。

○竹本情報管理課長 それでは、情報管理課が所掌いたします事務事業の令和元年度における決算の概要について、説明をいたします。

主要施策の成果に関する説明書の13ページをお願いいたします。

光ネットワーク管理運営事業でございます。

実施内容につきましては、中国ブロードバンドサービス株式会社と情報通信に関するIRU契約を締結し、行政情報の提供サービスを実施いたしております。また、あじさいネット及びお太助フォンを運営するために、伝送路の保全・機器設備の改修等を行ったところでございます。支障移転については、強度不足の電柱等の移転、道路拡張工事等に伴う移転等を行ったところでございます。

課題でございますが、お太助フォンの更新について、今後の新サービスの展開に対応し、情報取得方法が選択できる、拡張性のある更新となるよう、費用対効果を考慮しながら、計画的に更新を進める必要があると考えております。

次に、14ページをお願いいたします。

地域情報化推進事業でございます。

実施内容につきましては、ICTの利活用を総合的に進めるため、市内全域に敷設した光ファイバーによるインターネット環境を生かした取組について、調査検討を行い、令和元年度は、観光目的のアクセスポイントを道の駅に2か所、災害関連用アクセスポイントとして、主要避難施設2施設に設置いたしました。また、お太助フォン設置補助金交付事務、地デジ難視聴解消工事補助金交付事務を行い、お太助フォンでのホームページ閲覧機能の追加や、オープンデータの公開をいたしました。

課題でございますが、今後の災害関連用のFreeWi-Fi環境整備につきましては、通常利用者との兼ね合いや費用対効果を考慮し、設置場所を検討していく必要があると考えております。引き続き、ICTを活用した新たなサービスの検討と、既存サービスの向上に努めてまいります。

次に、15ページ、広域ネットワーク管理事業でございます。

実施内容につきましては、本庁及び各支所の主要ネットワーク機器であるA3スイッチやLGWAN系仮想サーバ、ADサーバをはじめとした、各サーバ機器類の更新を公募型プロポーザルにより、金銭面、技術面を総合的に判断し、調達を実施。予定どおり、令和2年3月から稼働をいたしております。また、本更新で八千代支所を含めたループネットワークを構築し、基幹業務系、LGWAN系、インターネット系、教育系を完全分離し、セキュリティの高いネットワーク構築を実現いたしました。

ネットワーク保守につきましては、インターネット系、LGWAN系、

基幹系のネットワークごとに、ウイルス対策や修正プログラムの配信等のセキュリティ対策を行うとともに、定期的なネットワークメンテナンス等により、安定したネットワーク環境の提供に努めてまいったところでございます。

課題でございますが、セキュリティ強靱化により進めた、ネットワーク三層分離は安定した運用が実現できておりますが、次期自治体情報セキュリティクラウドの構築検討が総務省で始まっており、現状からさらにセキュリティ要件、技術的要件が変更になる可能性が高い状況にあります。また、近年の情報技術の高度化に伴い、市民サービスの向上や行政事務の効率化が進む一方で、個人情報情報の漏えいやシステム障害による業務停止などの様々な問題が起こり得る可能性があり、これらの問題に対し、情報資産の保護や情報システムの安全、信頼性を確保するため、ネットワークやセキュリティ対策等に関する最新情報を迅速に入手し、ネットワークの安全、安定かつ、効率的な運用について、恒常的に調査研究を行い、運用方法についても随時見直す必要があると考えております。今後も全職員にセキュリティやネットワーク運用について周知し、人的セキュリティを向上させてまいります。

次に、16ページをお願いいたします。電算システム事業でございます。

実施内容でございますが、住民基本台帳ネットワークシステムの更新、後期高齢者医療システムの開始を実施いたしました。また、基幹業務システム、及び内部情報系システムの新元号対応も予定どおり実施完了いたしました。

セキュリティ対策につきましては、全職員を対象として、マイナンバー制度、及び個人情報保護に関することに重点を置いた情報セキュリティ研修を実施いたしました。

課題についてですが、マイナンバー制度関係のシステム改修が毎年続いております。今後も予想されますが、不透明な部分があり、必要経費、及び改修スケジュール等の精査が難しい状況があります。国、県等の関係機関及び当市関係部署との情報共有、連携により、適切なシステム改修を進める必要があると考えております。

また、AI及びRPAの導入を推進するに当たり、どのような業務で活用を図れるか、費用対効果を含めて検討する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、システム導入、改修を進める上で、導入、改修費用及びライフサイクルコストを抑制しながら、適正なシステム導入、改修を行う必要があると考えております。

以上で、情報管理課が所掌いたします事業に係る令和元年度決算の概要説明を終了いたします。

○大下委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。
新田委員。

○新田委員 13ページなんですが、お太助フォンが恐らく30年度と比べて300台程

度減っているのは、これはお亡くなりになられて、自然減という形で減ったのか。その辺がもし調査がされていればそれを1点。

もう1点は、青地域の無線エリアの解消ということで非常にありがたいことだと思うんですが、もしほかの地域の方向性が決まっていれば、その辺もちょっと伺います。

○大下委員長 答弁を求めます。

竹本情報管理課長。

○竹本情報管理課長 まずお太助フォンの設置台数につきましては、お亡くなりになられた方とかいった人口減に伴います、部分で、やめられる方がいらっしゃいますが、逆にインターネットのほうで情報収集するというので、あじさいネットをインターネットのほうに切り替えられるとか、あじさいネットにインターネットを追加されるとかという部分で、お太助フォン自体は減っておりますけれども、インターネット系のあじさいネットのサービスについては、増えている状況にあります。

それと、もう1点、現在あじさいネットのサービス、無線エリアにつきましては、昨年度当初までは8か所無線でのサービスを行っております。そのうち、昨年度、美土里町の青地区について有線化を実施いたしました。今年度、美土里町の本郷橋上地区について、有線化を実施する予定にしております。引き続き、次年度以降におきましても、支障のある部分につきましては、無線エリアから有線化に向けて順次対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○大下委員長 新田委員。

○新田委員 ぜひとも有線化を早めにやっていただければと思います。

特にインターネットの閲覧数が、30年度と比べて1万件ぐらい増えてると思うので、その辺はすごく評価できるなと思っております。引き続き、先ほど課長がおっしゃったとおりで、インターネットの安芸高田市のホームページをしっかりと閲覧できるような、仕組みを引き続き推進していただければと思います。

以上です。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、これをもって情報管理課に係る質疑を終了いたします。

次に、危機管理課の決算について説明を求めます。

神田危機管理課長。

○神田危機管理課長 危機管理課が所掌します決算の概要について御説明をさせていただきます。

説明書の17ページをお開きください。

最初に消防施設管理整備事業でございます。

消防団活動に必要な設備、資機材、あるいは消防水利の整備や維持管

理を行うものでございます。

実施内容としましては、消防団車両の更新として、2台の消防積載車、それから1台の指揮広報車の計3台の車両を更新を行いました。防火水槽設置事業としましては、吉田町と向原町において、それぞれ1基ずつの防火水槽の設置を行いました。消防団施設の修繕として、高宮方面隊第3分団車庫の屋根が老朽化しておりましたので、これを修繕をいたしました。そのほか、消防団詰所、あるいは車両の維持、管理の支払い、そのほかでございます。

成果でございますが、消防団車両、及びポンプの更新によりまして、車両、ポンプともに性能が向上しております。また、防火水槽を設置することによりまして、地域の消防水利の確保を図ってまいりました。

課題でございますが、旧式の防火水槽について、維持修繕、市民からの要望などが増えております。それから、防火水槽の設置要望が11件ございまして、これからも計画的な整備が必要となってまいります。

続きまして、18ページをお開きください。

非常備消防事業でございます。

これは、消防団員の報酬や費用弁償等でございます。

実施内容は、消防団員の報酬、費用弁償、退職報償金が主な支出となっております。出動につきましては、火災、水害、捜索出動が計29回、延べ1,573名が出動しております。そのほか訓練、研修、啓発等の活動を行っております。

成果としましては、30年7月豪雨災害を踏まえまして、水害に備えた水防訓練にも積極的に取組を行ってまいりました。

課題としましては、毎年引き続きではあるんですが、定員数よりも大幅に団員数が少ない状況でありますので、団員の確保が課題でございます。

続きまして、19ページを御覧ください。

災害対策事業でございます。

これは、防災・減災のためのソフト的事業を中心にした事業でございます。

主な実施内容としては、災害時の職員の配備態勢の時間外等の人件費、それから備蓄物資の購入、それからWEB版のハザードマップを構築をいたしました。自主防災活動への補助などでございます。

成果につきましては、WEB版ハザードマップを構築したことによりまして、最新のハザードマップの情報を毎年更新できるようになりました。そして、拡大して詳細を知ることができるようになりましたので、個々の家の状況とかが分かりやすくなったということでございます。

課題につきましては、避難行動要支援者の対策でございまして、この支援体制の基となる個別計画の作成にはまだ至っておりませんので、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

続きまして20ページを御覧ください。

交通安全推進事業でございます。

これは、安芸高田警察署、あるいは交通安全推進隊などと連携し、交通安全施策を推進する事業でございます。交通死亡事故ゼロを目指して取組を進めましたが、残念ながら昨年は1件の死亡事故がございました。

実施内容としては、高齢者運転免許証自主返納事業により、107人の方に自主返納を促しました。交通安全テント村などの啓発や、交通安全推進隊への活動補助などを行いました。

成果につきましては、高齢者の交通安全意識の向上を図ったほか、運転免許自主返納者が昨年に引き続き100人を超え、高齢ドライバーによる事故防止に貢献できたものと思っております。

課題につきましては、死亡事故は減少傾向にあるものの、高齢歩行者が犠牲となる事故が発生しております。高齢歩行者の保護、啓発についても力を入れる必要があると考えております。

続きまして、21ページを御覧ください。

防犯事業でございます。

これは、防犯パトロールなどの防犯活動、並びに防犯灯の新設補助を行うことにより、地域の安全・安心に対する取組を行うものでございます。

実施内容は、ソフト面では、地域安全推進員への研修会の開催、老人クラブなどへの防犯啓発活動、それから防犯連合会が主体となった各種の活動が主なものでございます。

施設面では、防犯灯設置事業補助制度の実施を行いまして、18団体に31基の補助金を交付をしております。

成果につきましては、県警から派遣の危機管理課職員が講師として特殊詐欺被害防止などの講話を行いまして、防犯意識の向上を図ってまいりました。

課題としましては、若年層への防犯教育などにも取り組む必要があると考えております。

22ページをお開きください。

最後に、消費者行政推進事業でございます。

これは、消費生活相談を行う事業でございます。

実施内容は、64件の消費生活相談や啓発、それから広島県からの移譲事務である電気用品安全法などによる立入検査などを行いました。

成果としましては、消費者相談窓口が身近な相談窓口として定着してきておると思います。安芸高田市での特殊詐欺被害は、今のところ発生をしておりません。

課題としましては、相談員が交代しまして、相談員の研修などにより知識や経験の向上が急がれるものと考えております。

以上、簡単ではございますが、危機管理課の説明を終わります。

○大下委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 19ページの災害対策事業について、成果としてWEB版ハザードマップを構築したことにより、我が家のハザードマップを作成できるようになったと、成果で挙げられてますが、成果はものによっては、すぐ課題となると思います。

マップが構築された。WEBが使える方はそれを取り込んで、我が家のハザードマップ、また地域のハザードマップをつくることもできますが、そういうWEB等、日頃使っていない方にとっては、何がどうなってるのか、この成果は成果にはなりません。これをどういうふうにするのかは課題として、また市のほうではまちづくり、振興会等、そういうところとの連携も必要だろうし、今コロナの時代ですので、もう振興会よりも行政区単位での防災計画等も必要になってきていると思います。しっかりと、今こうできたから、という成果だけに終わらずに、次へのステップも課題として出てくるべきだと思いますが、いかがお考えですか。

○大下委員長 答弁を求めます。

神田危機管理課長。

○神田危機管理課長 委員御指摘のとおり、この一応システム上は我が家のハザードマップをつくることができるようになりましたけれども、確かにホームページをうまく見ることができない、印刷がうまくすることができないという方も多いと思います。そういった方々には、市役所、あるいは支所に来ていただいて、あるいはお尋ねいただいて、御提供させていただくことを考えてまいりたいと思います。

それらの広報も、今年度はコロナの関係で自主防災の研修活動がなかなかできておりませんが、そういった研修活動などを通じて、市民の皆さんに広報し、市役所に気軽に御相談をいただけるように、広報してまいりたいと思います。

以上でございます。

○大下委員長 よろしいですか。

山根委員。

○山根委員 今後に向けては、そのように考えてらっしゃるということで、それが課題として挙がってきてなかったもので、申し上げました。

令和元年度の決算であります。市長もブック形式で、また自主防災については、また配布されるということですが、それを配布したのは成果ではありますが、その先をどのように使っていただくかというのは、やはり課題となりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○大下委員長 ほかに質疑はありますか。

児玉委員。

○児玉委員 18ページのコスト情報の事業費の報償費ですが、退職報償金、これ28名分で1,600万、実際には計画のときに2,500万、900万ぐらい多く見積もられたわけですが、ちょっと金額的には非常に多いので、予想がこれではできないんじゃないかと思うんですが、その辺の違いを少し、当初

予想とどうしてずれたんかというのを説明していただけますか。

○大下委員長 答弁を求めます。

神田危機管理課長。

○神田危機管理課長 まず、退職がどれぐらいあるかという見込みはなかなか立たないのが現状でございます。それに加えて、退職報償金は、全てが市の財源ではございません。入ってくるものでございますので、多めに予算を取っておきまして、入ってきてそのまま出るといいますか。出した額がそのまま入ってくるといえますか。そういう事業でございますので、多めに予算を組んでいるというのが現状でございます。

以上でございます。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、これをもって危機管理課に係る質疑を終了いたします。

次に、財産管理課の決算について説明を求めます。

稲田財産管理課長。

○稲田財産管理課長 それでは、財産管理課が所掌いたします事業の決算の概要について、引き続き令和元年度主要施策の成果に関する説明書に沿って御説明させていただきます。

説明書の23ページを御覧ください。

一般車両管理事業でございます。

事業内容は、公用車の維持管理や総括管理でございます。

下段左側、実施内容欄を御覧ください。

公用車台帳を基に、車検の手配や所有車のメンテナンスを実施しております。また、10年10万キロを基準として、所有車両を廃止し、維持管理コストの削減を図るため、フルメンテナンスリース車両に変更しております。車両の更新に際しては、普通自動車から軽自動車への変更も行っております。廃車車両売却では、インターネット入札により売却を実施しております。

その右、成果と課題欄を御覧ください。

まず、成果でございますが、本課で管理しております車両の70台中、75%の軽自動車化を図りました。また、インターネット入札によりまして、廃車車両4台を売却し、合計188万4,000円の収入を得たところでございます。

次に、課題でございますが、職員によります車両事故が多発しているため、安全運転講習等の事故防止啓発等を行う必要があるかと思っております。

続いて、24ページを御覧ください。

公有財産管理事業でございます。

事業概要は、未利用地の売却、貸付事務、建物災害共済保険事務など、市有財産の総括管理でございます。

下段左側、実施内容欄を御覧ください。

(1) 公有財産総括管理では、台帳の整理、未利用地の売却及び貸付け等を実施しております。また、福原八幡神社裏市有地ののり面復旧工事を執行しております。(2) 建物災害共済保険事務、及び(3) 財産区運営事務を行っております。

その右、成果と課題欄を御覧ください。

まず成果でございますが、未利用地の売却3か所、及び貸付け107件を実施しております。

次に、課題でございますが、現在の売却可能地は、狭小地や不便な立地など、魅力のない土地が大部分であり、掘り起こしが必要であります。また、PRの仕方にも検討が必要であると思っております。

続いて、25ページを御覧ください。

地域活動拠点施設事業でございます。

事業概要は、地域住民の拠点施設である基幹集会所の総括管理、及び地域小規模集会施設整備費補助金に係る事務でございます。

下段左側、実施内容欄を御覧ください。

基幹集会所管理運営では、30施設28団体と、指定管理に伴う年度別協定を締結いたしております。また、修繕要望のあった8施設の修繕の実施、可愛振興センターの増改築工事、ほか2件を実施いたしました。また、地域小規模集会施設整備費補助金の交付を行っております。

その右、成果と課題欄を御覧ください。

まず成果でございますが、地域小規模集会施設整備費補助金3件を交付いたしております。また、可愛集会所を年度当初より利用停止し、指定管理も途中解約を行いました。令和2年度で解体いたします。

次に、課題でございますが、基幹集会所の計画的な修繕等を行うために、長寿命化計画5年ごとの見直しが必要かと考えております。

続いて、26ページを御覧ください。

庁舎管理事業でございます。

事業内容は、本庁舎及び各支所庁舎の維持管理に係る事務でございます。

下段左側、実施内容欄を御覧ください。

本庁舎及び各支所庁舎維持管理として、19件の修繕対応、維持修繕工事として、本庁、アージュのエレベーターの経年劣化対応の修繕工事、甲田支所への落雷に伴う緊急工事、消防点検による不具合箇所の修繕工事を実施いたしております。その他として、八千代支所のフォルテの移転完了、美土里支所の空調リースの実施、本庁舎クリスタルアージュの修繕計画により個別計画の策定を行いました。

その右、成果と課題欄を御覧ください。

本庁舎のピーク電力抑制に取り組み、契約デマンドを410から406に下げることにより、基本料金の抑制が図れました。

次に、課題でございますが、各支所の老朽化による維持管理費の増加

及び職員数比に対しての保守管理費、維持管理費のコストの増により、総合管理計画の方針にのっとり、支所移転等を検討していかなければなりません。また、本庁舎、クリスタルアージュの個別計画に即した長寿命化を図っていく必要があります。

続いて、27ページを御覧ください。

用度管理事業でございます。

事業概要は、事務用消耗品及び事務機器の総括管理でございます。

下段左側、実施内容欄を御覧ください。

消耗品管理では、消耗品の見積入札による一括発注、及び一括購入を実施しております。消耗品の購入に際しましては、記載しておりますとおり、全品市内業者から調達しております。事務機器総括管理、広告掲載寄附封筒の寄附募集、及び封筒掲載広告の募集を実施しております。

その右、成果と課題欄を御覧ください。

まず、成果でございますが、消耗品に関してはその都度、見積入札の実施や消耗品の品目を絞ることにより、コストの削減に努めております。また、事務機器に10台の一括入札によりコストの削減を図ることができました。広告掲載封筒印刷におきましては、広告入り封筒の納入募集をしたところ、参加がありませんでしたので、独自に募集を行い、コスト削減を行いました。

次に、課題でございますが、コピー用紙購入費用抑制のため、電子媒体による資料作成など、ペーパーレス化の推進、及び大量配布物の印刷費や消耗品の増加抑制を担当課と図っていく必要があると思っております。

以上で、財産管理課の説明を終わります。

○大下委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員

27ページの用度管理事業の、活動と成果指標の中で、本庁舎の輪転機使用枚数が計画値をぐっと上回る実績値になっておりますが、これについては何か理由があるのでしょうか。

○大下委員長

答弁を求めます。

稲田財産管理課長。

○稲田財産管理課長

輪転機の使用枚数なんです。これについてはコピー機よりもこの印刷輪転機のほうが経済的に金額が安く済むという部分で、皆さん大量印刷するときに、その輪転機を積極的に使われるという成果だと思っております。

以上です。

○大下委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長

質疑なしと認め、これをもって財産管理課に係る質疑を終了いたします。

ここで、総務部全体に係る質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、これをもって全体質疑を終了し、総務部の審査を終了いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時03分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下委員長 休憩を閉じて、再開をいたします。
次に、会計課の決算について審査を行います。
要点の説明を求めます。

森岡会計管理者。

○森岡会計管理者 会計課が所掌いたします令和元年度の決算状況につきまして、主要施策の成果に関する説明書に基づき御説明をいたします。

事務事業評価シートの153ページをお開きください。

事務事業名は、会計管理事業でございます。

事業費の決算額は520万6,000円でございます。

事務事業の実施内容は、現金の出納及び保管、各種伝票審査、決算の調整等の出納事務で、支払期限内に遅滞なく迅速適正に支払い事務を行うため、職員の会計伝票作成事務能力の向上を図る取組を実施いたしました。また、コンビニ収納では、会計課において、収納消込を行うとともに、項目ごとの集計結果データを年度末に各課に提供し、情報の共有を図りました。

成果と課題でございますが、総支払件数6万2,753件のうち、電子データによる振込件数は5万7,508件で、その比率は昨年度と比べ若干下回っておりますが、相手先口座の消滅や異動等による振り込み不能件数は前年度より減少し、振り込み適正化率としては、99.75%と高い水準を維持しております。

課題といたしましては、職員の事務処理能力の向上が引き続いた課題であり、そのため伝票作成時においてミスがあった場合、職員の個別指導を随時行っており、職場内にも徹底をするように指導を継続しております。今後も公金の適正な管理のため、こうした取組を継続してまいりたいと考えます。

以上で、会計管理事業に関する決算概要の説明を終わります。

○大下委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、これをもって会計課の審査を終了いたします。

次に、行政委員会総合事務局の決算について審査を行います。要点の

説明を求めます。

国司行政委員会総合事務局長。

○国司行政委員会総合事務局長

失礼いたします。それでは、行政委員会総合事務局が所掌する事務事業の決算について要点の説明をいたします。

説明書の192ページをお願いいたします。

監査委員事業です。

実施内容としては、例月現金出納検査など、4種類、7件の監査等を実施しました。

成果として、年間監査計画のとおり実施し、その結果をホームページで公表しております。

課題として、定期監査の実施部局数が、実施機関の関係で年間1つの部局としており、効果的、かつ効率的に実施する必要があります。

次に、193ページをお願いします。

選挙管理委員会事業です。

委員会を9回開き、議案69件を審議しました。また、検察審査員、及び裁判員それぞれの候補者予定者の選定をしました。

成果として、必要な議案の議決等、事務を適正に行っております。

課題としましては、選挙制度の改正に応じて、必要な運営を図る必要がございます。

次に、194ページをお願いします。

選挙啓発事業です。

明るい選挙推進協議会の研修会、小中学生による選挙啓発ポスター募集など、8回の啓発活動を実施しました。

成果として、選挙出前講座を外部講師によらず、選管職員で行うことができました。

課題として、多くの人が政治に関心を持ち、選挙に積極的に参加してもらうため、啓発活動を工夫する必要があります。

続いて、195ページをお願いします。

選挙執行事業です。

実施内容として、広島県議会議員一般選挙と参議院議員通常選挙を執行し、安芸高田市長選挙、安芸高田市議会議員補欠選挙、広島県議会議員安芸高田市選挙区補欠選挙の準備を行いました。

成果として、おおむね適正に執行できております。

課題として、職員の研修、及び選挙の都度、事務処理要領の再点検や説明会で注意喚起の徹底をする必要があります。

続いて、196ページをお願いします。

公平委員会事業です。

令和元年度は、該当する事案はなく、総会・研究会へ参加、及び委員会を1回開催しました。

成果として、研究会に参加し、人事行政に関する知識を学んでおります。

課題として、迅速に審査を行うため、引き続き、知識の習得が必要で
ございます。

最後に、197ページをお願いします。

固定資産評価審査委員会事業です。

令和元年度は審査申出はなく、委員会を1回開催し、研修会に1回参加
しました。

課題としては、迅速かつ適正な審査のため、引き続き、知識の習得が
必要と考えております。

以上で、行政委員会総合事務局が所掌する決算の要点の説明を終わ
ります。

○大下委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

塚本委員。

○塚本委員 決算審査ですけれども、決算には直接ということにはならないかも分
かりませんが、啓発事業の中で、投票率が随分下がってきているという
状況を踏まえて、選管としてどのように捉え、また市長部局、市長さん
いらっしゃいますけれども、投票率を上げる工夫というか、そういうと
ころのお考えがもしあれば、お伺いしたいと思います。

○大下委員長 答弁を求めます。

国司行政委員会総合事務局長。

○国司行政委員会総合事務局長 投票率が年々下がっているということと啓発の在り方
でございます。

一般質問でも通告されておられるようでございますが、これは全国的
な傾向ということで、総務省の出してる資料等も見ますと、やはり政治
に関心が薄くなっているのではないかと分析がされております。

事務局の立場での考えとしましては、本市において、なぜそういった
投票率が低下しているかという、調査、分析等はできておりませんが、
全国的な傾向と同じではないかと考えております。

啓発につきましては、選挙管理委員会が直接やるものと、補助団体で
あります、明るい選挙推進協議会が実施する事業の、2つで今実施をし
ております。こちらの決算にも挙げておりますように、生徒議会、ある
いは選挙出前講座、ポスターコンクール等々で、今後選挙ができる若い
年代については、そういった啓発をしておりますし、選挙の都度、いろ
いろなチラシ等を発行しまして、啓発しておるところでございますが、
これもなかなか、これといった特効的な啓発の在り方というのは、今模
索しているというのが正直なところでございます。

一方で、県内、全国的に本市の投票率、決して低いほうではないとい
うのも現実なところでございます。

先日ありました、府中町の町議会議員、40%を切っているような状況
でございます。といいましても、年々低下しているというのは課題とし
て受け止めておりますけれども、いろいろと工夫をしながら、各市町、
あるいは全国的な、そういった先進的なところもまた研究しながら、取
り組んでいきたいと思っております。

以上です。

- 大下委員長
- 塚本委員

塚本委員。

今それぞれ全国的な傾向については、確かに述べられましたけれども、しかし、本市のような、中山間地域、投票率を上げるための原因は既に分かっておりますけれども、それを上げるための政策的な工夫というのは必要だろうと思うんですよね。

ですから、具体的に、例えば、地域の投票所を随分削減してきたのも一つの大きな原因にもなっておるし、高齢化率が高くなって、投票に行きたくても行けない状況がある中で、具体的に投票率を上げるために、本市としてどのようにすればいいかというところを、やはり検討していかないといけないのではないかと思うんですよ。もし、そこらを考えたときに、市長さんのほうで、そういうお考えがあれば、伺ってみたいと思います。

- 大下委員長
- 石丸市長

石丸市長。

一般質問に挙げていただいていたので、その場でお答えすべきものだとは認識しています。この場に関しては、簡潔に一言申し上げておくと、今、説明があったとおり、傾向ですね。これを捉えての対策を今検討している段階です。策については、具体的な内容は後日、御説明します。

- 大下委員長

ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

- 大下委員長

質疑なしと認め、これをもって行政委員会総合事務局の審査を終了いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時16分 休憩

午前11時17分 再開

~~~~~○~~~~~

- 大下委員長

休憩を閉じて、再開をいたします。

これより、企画振興部の審査を行います。

概要の説明を求めます。

猪掛企画振興部長。

- 猪掛企画振興部長

それでは、企画振興部に係る令和元年度決算の概要について説明いたします。

企画振興部では、市の重点課題であります、人口減対策に係る諸事業を着実に進め、活力あるまち、魅力あふれる安芸高田の実現を図るため、各事業に取り組んでおります。

財政状況につきましては、先ほど御説明いたしましたが、普通交付税の合併特例加算の終了など、歳入の一般財源が減少する中で、今後の財政運営はますます厳しい状況が見込まれます。事業の選択と集中により、重点課題に対処するため、令和元年度では、第4次行政改革大綱を策定

いたしました。これに基づき、行政改革及び財政の健全化を着実に推進していきたいと考えております。

また、SDGs、いわゆる持続可能な開発目標の理念を取り入れた第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、目標体制に向けて進行管理をしていく計画でございます。

生活交通確保対策では、お太助バスやお太助ワゴンの運行により、市民の交通手段の確保に取り組みました。特に、平成30年の西日本豪雨で鉄橋が被災し、不通となっていたJR芸備線については、令和元年10月に運行が再開され、市内3つの駅で運行再開イベントを開催いたしました。

道の駅整備事業では、本市の新たな、にぎわいの場となり、産業や観光の振興、交流人口の拡大、新たな魅力の創出など、市の活性化につながるよう、庁内各部局や関係機関等と連携し、施設の整備と運営体制づくりに取り組みました。コロナの影響でオープンは遅れましたが、現在までに多くの人に御利用いただき、好評を得ております。

ふるさと納税につきましては、平成元年度は2億4,587万円の寄附を頂き、目標をはるかに超える結果となりました。専門ポータルサイトやクレジット決済の導入に加え、返礼品の工夫などでさらに寄附額を増やしていきたいと思っております。

以上、概要説明とさせていただきます、詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明をさせていただきます。

○大下委員長 続いて、財政課の決算について説明を求めます。

高藤財政課長。

○高藤財政課長 それでは、財政課が所管します事務事業評価シートにつきまして、御説明をいたします。

28ページをお開きください。

財政管理事業では、通常、予算編成、決算、地方交付税の算定、起債の借入れ等の事務を行っております。

実施内容につきましては、必要な施策の推進と財政の健全性を両立させるための財政関連業務、市の最重要課題と位置づけております、人口減対策、平成30年度決算分に係る財務書類の作成、また、公共使用料の適正化として、集会施設、グラウンド、体育館の類似施設で料金が統一されていなかったことから、統一単価を設定するとともに、合わせて減免措置の見直しを行いました。

次に、成果と課題でございますが、成果といたしましては、公共施設の受益者負担の適正化とともに、関係条例の利用料金に係る規定を改正するとともに、使用料の減免では、施策等の整合に配慮し、適用範囲は限定としたものといたしました。

課題といたしましては、財政上の評価指標である、経常収支比率が増加傾向にあり、弾力性を欠いた財政構造となっていることから、さらなる行革への取組と、事務事業評価シートを活用した事業効果の検証を行

う必要があると考えております。

続いて、29ページをお願いいたします。

基金管理事業では、基金の管理事務を行っております。

実施内容といたしましては、基金の金融機関への預け入れにより発生する利子について、552万4,000円、それぞれの基金設置時のルールに基づきまして、7億2,844万6,000円の元金積立てを行っております。また、基金の戦略的な活用として、ふるさと納税をふるさと応援基金に、2億4,438万8,000円を積み立てるとともに、その基金、4,271万8,000円を財源として、まちの魅力向上、移住定住につながる施策を実施いたしました。

次に、成果と課題でございますが、成果といたしましては、災害時への対応として、歳計剰余金のうち、1億1,000万円を財政調整基金に積み立て、また、目的に応じた特定目的基金の活用を行っております。

課題といたしましては、市の貯金である財政・減債基金の年度末残高が、災害対応等により、計画値より減少していることから、特定目的基金の活用と合わせ、新たな行政改革大綱の実施計画の下に、行財政改革による歳入確保と歳出削減による健全な財政運営の推進が必要と考えております。

続きまして、30ページをお願いいたします。

償還金等管理事業では、起債の元利償還等の事務を行っております。

実施内容の欄を御覧いただきますと、義務的経費であります公債費につきましては、成果指標の欄にも記載しておりますように、財政規模に比べて大きくなり過ぎないように、実質公債費比率という指数で管理を行っております。また、将来負担を軽減するため縁故債の利率見直しを行いました。

次に、成果と課題でございますが、成果といたしましては、将来の負担軽減のため、先ほどの縁故債利率見直しを実施いたしました。

課題といたしましては、普通交付税の減額等により、標準財政規模が縮小傾向にある中、過去に行った大型事業の起債完了が終了したことにより、実質公債比率におきましては、前年度と比べ0.4ポイント改善となりましたが、今後も厳しい財政状況が想定される中、経費削減のためには、事業への起債充当は慎重に検討するとともに、その内容についても精査の必要があると考えております。

続いて、31ページをお願いいたします。

行政改革推進事業です。

実施内容の欄を御覧ください。

まず、行政改革の推進です。第3次行革大綱及び実施計画に基づき63の実施項目により、改革を推進しました。そして、第4次行革大綱については、行政改革懇話会への諮問、審議、答申を経て、令和2年1月に大綱を策定いたしました。

行政評価システムの構築・運用につきましては、事務事業評価シート

を主要施策の成果に関する説明書として、決算報告に活用し、ホームページでも公表するとともに、予算編成においても活用いたしております。

次に成果と課題でございますが、成果といたしましては、第3次行革の取組につきましては、令和元年度が最終年の5年目の取組となり、実施計画に基づき、着実に推進をしてまいりました。その効果額は令和元年度分といたしまして、8億7,200万円となり、平成27年度からの5か年の累計では、21億7,490万円となりました。また、第4次の大綱では、新たな課題にも不断に取り組み、持続可能な行政経営を目指してまいりたいと考えます。

課題につきましては、コロナ禍において懇話会の開催が見送りとなったことにより、予定していた実施計画の選定に至っておりません。また、第4次の大綱を推進するに当たりましては、現在実施しております全ての事務事業について、新たな視点での見直しを行うとともに、効果の出していない事業等につきましては、廃止や縮小を含めた改善策等の検討が今後必要と考えております。

以上で、財政課の説明を終わります。

○大下委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。
金行委員。

○金行委員 29ページの戦略的な活用で、まちづくりに関する事業に充当、4,271万8,000円となっているのが、移住定住につながっているということで、全て成果は出てないと思うんですが、今のところで出た数字があれば、教えてもらいたいと思います。

○大下委員長 答弁を求めます。
高藤財政課長。

○高藤財政課長 これはふるさと応援基金の充当でございます。これにつきましては、メニューも何項目かございます。そうした中で、先ほどありました、移住定住というか、まちづくりのところを含めて、そういったところにも充当しております。

そういう魅力あるまちづくりということが、移住定住にもつながってくると思います。そういったことで、現在、定住人口のほうも若干増えているような状況もありますので、成果は出てきていると思っておりますが、そういったことを今後も目指しながら、基金の充当のほうを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。
山根委員。

○山根委員 ちょっと全般になるかもしれないんですけども。行政改革推進事業、31ページで成果を挙げられているということで、成果は成果であります。実際の安芸高田市の財政状況はなかなか厳しい状況で、新市長におかれましては、本会議のときに火の車という言葉も出されたと思います。実質単年度収支についても4年続けてマイナスと。これについては以

前合併後に3年続けてマイナスのときがありました。そのとき私は議員ではなかったけれども、かなり大変な状況だということを後々研修いたしましたときに、財政分析の先生から言われました。

そんな状況がありながらも、これまでの市長の中にはふるさと納税をしっかりと大きく上げられてきたこともあります。今後について、決算ですから、これを見て、できれば新市長にこの火の車と言われたこの決算の問題点をバンカーとして見られたところの、御意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大下委員長 答弁を求めます。

石丸市長

○石丸市長 この場での答弁がどこまでが適切か自信がないので、できる限りでお答えします。

課題・問題点としては、とにもかくにも固定費が大き過ぎるところに尽きると思います。その背景というのは、極めて高福祉になっているところかと思えます。それはもちろん、必要性があるから生まれたものだったはずなんですけど、時間が経過する上で、果たしてそれほどのサービス、これはインフラを含めてなんですけれども、それを保ち続けることが適切かという観点でいくと、恐らく不適當になってきていると。要は、過度に行政がサービスを供給し続けている面がある。それが、この財政の硬直化、財政状況が非常に厳しい、悪いというところの背景かと認識しています。

○大下委員長 ほかに質疑ありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 29ページの先ほどの金行委員と同じなんですけど、ふるさと納税ですよ。唯一これが歳入でこのところ増えてきておるということで非常にありがたいんですが、その当然使用目的を書かれて、こういうもんに使ってほしいという希望を書かれて出されておるんですが、実際には出されたほうとしてふるさと納税していただいた方に対して、返礼品が届くにしても、実際にお金はこういう場合に使用していますとかいうような、そういった返信というか、返答いうのはこれはされているんですか。

○大下委員長 答弁を求めます。

高藤財政課長。

○高藤財政課長 ただいま財政課のほうでちょっと説明させていただきましたのは、基金の管理ということでお話しさせていただいております。

このふるさと納税の所管が地方創生推進課のほうで、そういった、使用目的等の管理とか、そういった公表とかということをやっておりますので、そちらのほうでまたお話をさせていただければと思います。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、これをもって財政課に係る質疑を終了いたします。次に、政策企画課の決算について説明を求めます。

河本政策企画課長。

○河本政策企画課長 それでは、政策企画課が所管いたします事務事業の決算について、説明をいたします。

主要施策の成果に関する説明書の32ページをお願いいたします。

道の駅管理運営事業です。

道の駅の整備事業については、庁内プロジェクトチーム会議を設置し取り組みました。政策企画課では、事業全体の調整と道の駅の運営に向けた事務を中心に、具体的な準備を進めてまいりました。道の駅の運営母体となる安芸高田市、JA広島北部、広島駅弁当株式会社、安芸高田市観光協会の4社での運営組織発起人代表者会議、運営組織準備会等の会議を重ね、道の駅スタートに向けた協議、準備を進めてきたところです。

具体的には実施内容欄に記載をしております。

道の駅認定に向けての諸手続をはじめ、施設整備に向けた工事等については、それぞれの工事担当課と連携をして、進めてまいりました。また、実際に道の駅にテナントとして入る事業者とともに、テナント会議を開催し、開業に向けて万全を期してまいりました。

結果として、施設については、予定どおり、今年4月14日に記念式典を開催し、工事の竣工を祝うことができました。しかしながら、開業については、新型コロナウイルス感染拡大により、ゴールデンウィーク前のオープンとはならず、レストランも予定していたバイキング方式での食事提供はできず、大幅に遅れて6月のスタートとなりました。オープン後は来訪者数、売上げともに、大きなものを得ているというふうに聞いております。

今後は、市としましても、効果的な地域振興につなげるよう努めてまいります。なお、竣工式後は、商工観光課のほうに道の駅に関する事務を移管しておるところでございます。

続きまして33ページをお願いいたします。

生活路線確保対策事業です。

当事業では、主に路線バスのお太助バス、予約乗合型のお太助ワゴン、市町村運営有償運送のもやい便、トロッコ便の運行を実施しています。

実施内容の欄を御覧ください。

路線バスについては、11路線を6事業者で運行しております。お太助ワゴンは、4区域を7事業者で運行し、加えて予約受付センターの業務を地域振興事業団へ委託をしました。運行日数は242日、延べ3万1,994人の方に御利用いただきました。1日の平均利用者数は、132.2人でした。市町村運営有償運送は2地区で運行し、延べ1万34人の利用がありました。広域路線バス、及び高校通学便については、それぞれ運行補助を行っております。また、安芸高田市公共交通協議会を開催し、市内における公共交通の現状や課題の分析、持続可能な交通体系の実現に向けて関係者と連携して協議を行いました。

旧三江線に関しましては、その鉄道資産の活用について検討委員会を設置し、4回の委員会を開催しました。式敷駅を中心に、にぎわいづくりにつながる取組ができないだろうかという内容の報告書を提出いただきましたが、実施主体や財源等課題もあり、具体的な動きにはなっておりません。

成果と課題ですが、現行の公共交通システムの運行を着実に実施したことにより、これまでどおり利用者の交通手段を確保することができました。また、被災しておりましたJR芸備線は4月に部分運行の再開、10月には全線運行が再開され、沿線市民とともに運行再開を祝い、改めてJR芸備線の重要性、必要性を感じたところであります。一方では、お太助ワゴンや路線バスの運転手の人出不足や若い年齢層のお太助ワゴンの利用促進、さらには市外からの来訪者の移動等については、今後の大きな課題とも言えます。

続きまして、34ページをお開きください。

企画調整事業です。

当事業では、広域行政に関すること、及び各種計画の管理等を主に行っております。広域行政につきましては、共通する行政課題を広域的な自治体間で連携し事業に取り組んでおります。具体的には、広島、山口の24市町で構成する広島広域都市圏協議会に参加し、共同事業に取り組みました。中でも、8つの市町で構成する神楽まちおこし協議会では、事務局として、ひろしま神楽の日を開催するなど、ひろしま神楽をPRするとともに、後継者育成事業などを実施しました。

各種計画の管理等につきましては、実施計画のローリング、過疎計画の変更等を行っております。

成果と課題です。成果につきましては、連携する自治体とともに、様々な共同事業に取り組み、行政資源の相互利用や圏域内の住民へのサービスの提供に努めることができました。また、神楽まちおこし協議会では、ひろしま神楽の日での神楽上演など、神楽の認知度を高めることに努めるとともに、子ども神楽の支援など、神楽後継者育成に努めてまいりました。

課題としましては、総合計画の後期基本計画の策定のスケジュールが今年度に持ち越しとなっております。また、過疎地域自立促進計画が今年度をもって失効します。新法の制定や過疎地域の要件等について、本市としての要望活動を行ってきました。また、市議会におかれましても、国に対して意見書の提出等を行っていただきましたが、その内容等については、いまだ具体的なものが示されず、引き続き、要望活動に努めていくということを思っております。

続きまして、35ページをお願いいたします。

統計調査事業です。

実施内容でございますが、毎年実施します学校基本調査、工業統計調査などに加え、5年に一度実施されます農林業センサスや今年度行われ

ております国勢調査の調査区の設定などを行いました。

成果でございますが、統計調査の結果は、国や地方自治体の行政施策などの基礎資料となるわけですが、調査員の御協力の下、調査結果を国に提出することができました。

課題につきましては、統計調査員さんの確保に苦慮している現状がございます。調査員の負担軽減も含め、インターネットなどオンラインでの回答の啓発を行うことも必要であるというふうに考えております。

以上で、政策企画課の説明を終わります。

○大下委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 33ページの実施内容の一番下の旧三江線鉄道資産検討委員会、この予算は幾らかかっていますか。

○大下委員長 答弁を求めます

河本政策企画課長。

○河本政策企画課長 検討委員会に係る予算につきましては、委員さんの報酬等の予算を組んでおります。この表の中には具体的な数字は入っておりませんが、4回開催しております、委員さんの報酬を予算化しております。

以上です。

○大下委員長 熊高委員。

○熊高委員 予算額はそんなに大きなものじゃないんだと思いますけれども。市民を巻き込んだ検討委員会ですから、予算以上に、非常に市民も関わる中で、期待を持った委員会だったというふうに思います。

年度が変わるということで、一定の整理をした上で終了しましたが、これを新年度にどのように生かしておられるか、お伺いしたいと思います。

○大下委員長 答弁を求めます。

河本政策企画課長。

○河本政策企画課長 今年3月の中盤ぐらいになりますけれども、委員会の検討内容についての報告書をまとめ、それを市のほうに委員会から提出をさせていただいております。その内容につきましては、先ほども申しましたけれども、具体的には式敷駅を中心に、にぎわいづくりができないだろうかというふうな内容でありました。このことにつきましては、市長等の交代もありましたので、前市長の児玉市長のときに、この内容について報告をしておるところです。

もう一つは、JRさんの資産となります鉄道、また鉄橋、それからトンネル等、そういった資産がありますけれども、そういったものについても、JRさんのほうから譲渡についての要望という期間が過ぎておったわけですが、検討委員会をしているので、その部分をもう少し回答を待ってくださいということで、延ばさせていただいたのが、今年の6月ということで一定の期間がありました。そういったところを前市長のほうに報告をし、またそういった大きな資産の、譲渡についてとい

うことの相談をさせていただき、そのことにつきましては、市として大きな資産は譲渡を受けるべきではないだろうというところで、6月にJRさんのほうに譲渡については、鉄橋、トンネル等の大きな資産については、市のほうでは譲渡は受けられませんということを回答しております。

その後、この報告書に基づいて、それでは、これからの展開をどうしていくかというところについては、今のところはまだ動いていないという状況であります。

以上です。

○大下委員長

熊高委員。

○熊高委員

ちょっと手順がおかしいんじゃないですかね。報告書を作るのが目的でこの会議をしたわけじゃないんで、今後どう生かすかということで、検討委員会で協議をし、その資産を活用しようということで、一定の方向性を決めた。それを基に具体的に何かをしていこうという新年度に動きがあるというふうに市民は期待をして待っておったんですよ。

それが、市民の検討委員会も含めて、全くそういう連絡がなく、JRのほうは鉄道資産の一部を撤去する、そういったことに今6月にされたということですが。そういう情報が我々に全く入ってないんですよ。何のために予算を使って、この検討委員会をしたかということが全く意味がなくなってくるんですね。その辺をどのように今後考えていかれるのか。確認をしておきたいと思います。

○大下委員長

河本政策企画課長。

○河本政策企画課長

JRさんの所有されております鉄道資産の譲渡等につきましては、この三江線が廃止になった時点から、1年間をもって市の要望をということで、期限が一旦ありました。その間には、式敷駅の一部と、それから船佐駅の一部を市のほうで譲渡を受けるということで、やり取りがございました。

その後につきましては、JRさんのほうは鉄道資産のほうを大きな鉄橋であったり、トンネルだったりの撤去については進められておったところだと思いますけれども、昨年こういった検討委員会をするにあたって、JRさんのほうに再度協議を申し入れて、検討委員会を開くので、撤去については少し待ってくださいという話をさせていただいて、その期限が今年6月ということでありましたので、前市長と相談する中で、その大きな資産については、市で持つべきではないだろうという判断の下、JRさんのほうにはそういった話をさせていただいたというところが、一つの経緯です。

それから、今後のこの三江線の鉄道資産に関わっての、昨年度開催した検討委員会をいかに生かしていくかというところではございますけれども、現在のところ、先ほども申しましたけれども、実施団体となる、どういった方々がそれをされるかというところ。あるいは投資的な経費であったり、それを継続していくための経費であったり、そういったも

のをどうしていくかというところの検討なりは、しておるところではありますけれども。実際に、誰が本気になってやるんだというところが一つは大きなところになるのかなと思っております。

ただ、現時点ではそういった動きもないというところで、動きが止まっておるとい状況になっておるといところでもあります。

○大下委員長
○熊高委員

熊高委員。

動きがないんじゃないんですよ。行政が動きを止めとるんですよ。

検討委員会でいろんな方向を出して、それに基づいて、今年度にそういった検討がされるんだらうと。市民の皆さん、一部の皆さん含めて、いろんな夢を描いて行動しようとしておる。だけれども、JRの資産としての間に入るとる行政の意向がやはりきちっと出てこない、そういった動きになりづらいということですよ。

それを6月は市長の判断でJR処分してもいいですよというような話になったというのは、そんなことは市民は誰も知りませんよ。JRが撤去するというふうな意向を間接的に聞いて、初めて我々も知ったんですよ。だからこの検討委員会というのは、何のためにやったんかというのは全く分かりませんね。

○大下委員長
○石丸市長

石丸市長。

今、大変気を使って言ってもらいまして、前市長という断りがあったんですが、私が就任してからも、この話はレクチャーを受けて承知しています。その中では、今あったとおり、検討委員会の一旦のこの委員会の中での結論として、私のよく知る式敷駅かいわいですね、あの辺りのみを有効利用していくと。それ以外については、JRさんの意向に基づいて処分を進めるというところで、私も承知しています。

ただ、今熊高議員が御指摘のあったところは、この委員会の使い方そのものだというふうに認識をしています。そこについては、多分に改めるべき、改善すべきポイントがあるんだらうと。私も今伺って感じましたので、その点については改めてこの委員会とは何ぞやと。どういうふうに使っていくべきものなのかというのは、再度検討していきたいと考えています。

○大下委員長
○熊高委員

熊高委員。

ぜひ検討委員会が年度で終わったと言いながら、このメンバーは期待をしますので、検討委員会の改めての集まりをするとか、そういうところ含めて御検討いただきたいと思います。

以上です。

○大下委員長

ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員

基金について、質問しようと思ったのを思い出しましたので。

○大下委員長

全体のときの質問。

○山根委員

いえ、今の基金管理で。

○大下委員長

財政課。

- 山根委員 終わってしまいましたか。後で。
- 大下委員長 ほかに質疑は。
児玉委員。
- 児玉委員 33ページの生活路線確保対策事業ですが、これは利用計画が1日当たり160人に対して、実績が132人だったということであれば、1人当たりのコストが上がったということになるんでしょうが。理由は、いろいろ書いてありますけれども、それと合わせて上の事業費が当初2億見てたのが、決算額が1億8,000万ぐらいになつとる。これやっぱりその何と
いうんですかね、利用が減ったから事業費が減ったんか。そこをちょっとよくうまく相関関係分からなので、説明していただけますか。
- 大下委員長 答弁を求めます。
河本政策企画課長。
- 河本政策企画課長 確かに利用者の方が減っているというのも事実ではありますけれども、この予算にそこまでの影響があったかということは、そうではありません。どういったことかといいますと、お太助ワゴン、それからお太助バスの運行事業者さんに対して、市のほうが委託契約を組んで、委託料を支払っていくと、いうことで事業を進めさせていただいてるんですけれども、その委託料については、数年前からちょっと制度が変わりまして、国からの補助金が実はここにも計上されてないように、市にもともと入っていたものが、制度が変わった時点で運行事業者さんのほうに国からの補助金が直接入る制度に変わってます。これが多分7年ぐらい前だったと思うんですけれども。
そういった状況の中で、運行事業者さんの1年間の運営資金というのが、その補助金が4月、5月、年度が終わった後に入ってきますので、運転資金がないというところで、市のほうから1年分の委託料をまず支出をさせていただいて、国からの補助金が事業者さんに入ってきた時点で精算をして、また事業者さんのほうから市のほうへお金を戻していただくというふうな、からくりが少しありまして、当初の予算は少し膨らんでるんですけれども、決算的には精算後の決算になりますので、正規の支出額に変わっているというところで、約1億8,000万程度の支出ということであります。
- 大下委員長 児玉委員。
- 児玉委員 今の説明は納得しました。
それともう一つですね、やはり利用が減ってきておると、それから高齢者の免許も自主返納もどんどん進めていかにやいけんとなると、やはりここに書いてあるように利便性ですよ。それから、いわゆる市外からの来訪者の利便性とかいうのを考えると、これやられてからもう何年か記憶忘れましたがけれども、ぼちぼち抜本的に見直す時期にきてるんじゃないかと思うんですが、利用者が減っているという結果から見てそう思うんですが、その辺はどう評価されてるんでしょうか。
- 大下委員長 河本政策企画課長。

○河本政策企画課長

御指摘の部分は、我々も感じておるところではあります。

お太助ワゴンの利用者の方に対するアンケート調査を毎年行っておるんですけども、実際に利用されてる方の満足度というのはすごく高い数字が出てるんです。

しかし、先ほどからも言っておりますように、実際にはそういった好評な乗り物であるのにも利用されていない方もたくさんおられるという部分でいえば、やはり少し使い勝手が難しい部分があるのかなというふうには思います。

御指摘のとおり、もう10年が経過して、利用者の方もこの制度になれておられるという部分があって、利用されている方は引き続き使っておられるけれども、そうでない方は利用はなかなか進まないというところ。我々も啓発が足りないとは思いますが、おっしゃられるように抜本的な安芸高田市の公共交通をどういうふうにするかというところについては、検討が必要だと感じております。

改めまして、これも他の先進事例等も聞くんですけども、やはり公共交通はその地域地域に合った形で、例えば広さであったり、大きなバス会社さんがあったりとか、いろんな条件がありまして、一律にあそこがうまくやってるから、そのとおりにやろうということも、なかなか難しさがあって、安芸高田市独自で、どういった形が一番便利でたくさんの方に利用いただけるのかということについては、検討していく必要があるというふうに考えております。

○大下委員長

ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○大下委員長

質疑なしと認め、これをもって政策企画課に係る質疑を終了いたします。

次に、地方創生推進課の決算について説明を求めます。

高下地方創生推進課長。

○高下地方創生推進課長

それでは、地方創生推進課の所管の事務事業について説明をします。

36ページをお開きください。

まず、自治振興推進事業でございます。

地域振興会が行う地域づくりに関する活動への支援の経費などを計上しております。

実施内容の主な部分を御説明をいたします。

7つ挙げておりますが、そのうち、まず③です。地域振興組織助成事業につきましては、活動に対する助成として1,800万円、特色ある地域づくりに対する助成として1,703万円を交付をいたしました。

④の地域振興組織支援事業については、地域振興会の会長や事務局長など、運営の責任者を対象としたワークショップを開催し、地域の中にある団体の関係性、お金の流れなどについて図に示す、地元関係図を32の振興会それぞれつくるということを行いました。

⑥の地域おこし協力隊起業支援助成金につきましては、令和元年度で

任期を終了した協力隊員のうち2名に対し、起業支援のための助成金をそれぞれ100万円ずつ交付をいたしました。

右側の成果と課題の部分を御覧ください。

地域振興組織支援事業においては、地域住民自らが議論しながら作業をすることで、自分たちの地域活動の成り立ちを見える化し、共通認識を持つことができたこと。ほかの地域と比べることで、自分たちの地域の姿を客観的に捉えることができたと考えております。

今後はこれを自分たちの住む地域を、より住みやすくするためにはどういうふうにすればよいかと検討するところへつなげたいと考えています。

また、地域おこし協力隊については、令和元年度で4名採用して、平成27年度に採用を始めてから、これまでで14名になりました。任期終了後も同じ地域にとどまる地域おこし協力隊の全国平均というのは、約6割ということですが、安芸高田市においては全員が市内に定住しております。このこと自体が移住定住に大きく寄与しているということとともに、彼らのつながりによって、人が人を呼ぶ形で移住をしてくる動きが出てきたりしております。そういった効果が出ている事業だと考えております。

37ページを御覧ください。

ふるさと応援寄附推進事業でございます。

右上の事業概要のところ少し書いている部分ですが、ふるさと応援寄附推進事業につきましては、平成28年10月からインターネットでの寄附申込みを開始をいたしました。

それ以来、年々寄附額が増加をしております。特に令和元年度には前年にインターネットの受付サイトを増やしたということもあって、2億4,587万6,000円の寄附を頂くことができました。

左下の実施内容を御覧ください。

国の指針に沿った取組ということで、寄附額の設定の見直しを一部行いました。令和元年度に寄附額が大きく伸びたという主な理由は、鶏肉が非常に人気が高くなったということにあります。ですが、その鶏肉については、冷蔵の指定の発送というふうなことになっておるために、寄附額に占める送料の割合が高くなっておりましたので、それが全体の多くを占めることになったことで、国の定める寄附額に占める経費の割合を超える状況になりました。ので、ここについては事業者と相談をして、設定を見直し、その指針に沿った取組ができるように、見直しを行ったところでございます。

続いて、寄附金の活用としましては、前年度までの寄附のうち、4,271万8,000円をここに挙げております7つの事業に活用をしております。

成果と課題のところについて御説明いたします。

成果につきましては、寄附金額が前年の3倍余りの2億4,587万6,000円

になったということであります。全国の多くの方に、安芸高田市を知っていただいたということ。市内の事業者にも返礼品の調達で、6,300万円余りの経済効果があったということが挙げられるかと思っております。

課題としては、そのうちの3つ目のところに書いておる部分です。ふるさと納税の商品の発注、配送の手配など、運用の部分を市外の事業者に委託しております。この数年でその運用のノウハウが大分蓄えられてきましたので、この部分を市内に取り込むということを今後検討していきたいと考えているところです。

続いて38ページを御覧ください。

まち・ひと・しごと創生事業でございます。

ここで挙げております経費につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の懇話会委員の委員報酬などがございます。令和元年度は平成27年度に策定をした、いわゆる第1次の総合戦略のフォローと併せて、令和2年度を初年度とする、いわゆる第2次総合戦略の策定を行いました。

実施内容を御覧ください。

第1回の懇話会を12月3日に行って、第1次総合戦略の平成30年度の進捗管理を行うとともに、第2次総合戦略の基本方針の説明を行いました。その後、各課が作成した進行管理表のたたき台を基に、各委員から意見を頂きました。

今回、進める上では、特に重要な3つのテーマについて、小委員会を開催をして議論を深めました。多くの提案を反映をして、内容についてしっかり議論をする時間を取れたと考えております。

まとめへの懇話会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために開催をすることができませんでしたが、そこまでに頂いた意見を基に、各委員の了承を得て、事務局が総合戦略としてまとめました。

右側の成果と課題の部分です。

安芸高田市の人口減対策や、地方創生に向けた取組の特徴を表すキーワードを打ち出して、新しい時代の流れを織り込んだ総合戦略をつくることができたと考えております。地方創生関連の施策については、このまち・ひと・しごと創生総合戦略を基に、申請ができる交付金制度が多様に用意されておりますので、これをしっかり活用できるように、スピード感を持って対応していく必要があると考えております。

続いて、39ページでございます。

定住促進事業につきましては、安芸高田市への移住・定住を推進するための情報発信、関係人口づくりに関連する取組に関わる費用を計上しております。

左下の実施内容のところには、令和元年度に行いました主な取組のうち4つ挙げております。

1つ目は、若者の職場定着対策として、令和元年度に採用になった新社会人を対象に、歓迎式や交流会、ボランティア活動や研修会などを行

って、延べ14社から51名の参加がありました。

続いて2つ目でございます。2名の地域おこし協力隊を地方創生推進課のほうで採用いたしました。農業法人で働きながら、安芸高田市での暮らしぶりや農業の仕事の内容などの情報発信を始めております。彼らのSNSによる情報発信で移住に結びついたという例はまだありませんけれども、フォロワー数も確実に増えておりますので、しっかり安芸高田市の魅力的な産業である農業をしっかりPRしていきたいと考えております。

3つ目は、関係振興づくりとして、農林水産省の交付金事業を活用した、民泊と体験プログラムの推進を行いました。安芸高田市の大きな魅力は、市民の多くが関わる農業を中心とした、ゆったりとした暮らしそのものでありますけれども、それを伝えるためには、いわゆる観光地を巡る観光ということでは伝えることができません。地域の人と直接交流をして、地域の暮らしをそのまま体験する民泊や体験プログラムを新たな観光の形とするために、この事業を行っていききたいと考えております。

4つ目は、高校との連携事業として、吉田高校の探求科の授業への参加協力を始めました。

右側の成果と課題の欄を御覧ください。

このうち、課題として書いておりますところに、学校と地域の連携のことを書いております。学校と地域の連携については、小学校・中学校のところでは既に始まっておりますけれども、高校の部分では今回の吉田高校の取組が初めて一部進み始めたというふうなところになります。商工観光課のほうで就職につなげるためのというふうなところはございますけれども、これをもっと膨らませて、小中高の一貫した取組として長期的に行って、地域への愛着を感じてもらって、まちを支える人材になろうという気持ちを高めていくというふうな取組を進めていくことが定住につながると考えております。

以上で説明を終わります。

○大下委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

武岡委員。

○武岡委員 36ページの実施内容のところの6番目なんですが、地域おこし協力隊の起業支援助成金ということで、2名の方だろうと思うんですが、200万ですね。交付をされておるといことなんですが、具体的な起業の内容はどういったことなんでしょうか。

○大下委員長 答弁を求めます。

高下地方創生推進課長。

○高下地方創生推進課長 2名のうち、1名は民泊を卒業後にやっていきたいということで、民泊を始めるに当たっての改修費用でありますとか、機器の整備というところでの、補助をしております。

もう一人は、デザイン関係をなりわいとしてやっていきたいということで、そのデザインの仕事をする上での機器の購入というふうなところ

で、補助をいたしております。

以上です。

○大下委員長

武岡委員。

○武岡委員

起業に当たって、そういった助成をされとるんですが、例えば起業した後において、その事業が頓挫すると、そういったようなときにはどのような扱いになるんですか。例えば、そういった場合には助成金を返還をさせるとか、そういった担保をなされとるのかどうか。ちょっとお聞きします。

○大下委員長

答弁を求めます。

高下地方創生推進課長。

○高下地方創生推進課長

この助成をするための条件としましては、5年間こういったことでやりなさいよというふうなことが、一応条件としてはついておりますが、もし途中で頓挫したときに、というふうなことについての条件を付すところまでは入っていないのが現状であります。

○大下委員長

いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員

同じく今の36ページの成果のところ、地域住民自ら、ワークショップで議論しながらという中で、必要な共通の基盤をつくることのできたという報告がここに上がるとるんですが、こういった共通の基盤をつくることのできたとは、どういった内容の基盤ができたのか。この辺が分かればちょっと教えていただきたいんですけども。

○大下委員長

答弁を求めます。

高下地方創生推進課長。

○高下地方創生推進課長

それぞれこのワークショップを始める前というのは、自分たちが実際に地域振興会の運営を行っているけれども、自分の知っている範囲のことしかなかなか分かっていなかったという状況がありました。自分たちが活動する上での強みがどういうところにあって、というふうなことも、その関係をみんなで地元関係図という形で、福祉をやるときにはこういう施設を使って、こういう人たちが連携をしながらやるとるよ。地域振興については、こういった、というふうなのを1枚の図面に落とす取組をやりました。

そうやって自分たちは気がついてなかったけれども、こういう仕組みで自分たちの地域を運営しているんだなというふうなことを地域の人たちが同じように認識をすることができて、それじゃあこれを今ここにある資源を生かして、どういうふうを考えていこうかというふうな、その考えていくための思想的な知識の基盤が共通に持つことができたという意味で、こういうふうな書き方をしております。

以上です。

○大下委員長

前重委員。

○前重委員

そうした取組をやっていただくことは、私たちもそういう振興会がで

きたときに、ワークショップ的なことをやらさせていただいて、できました。実質平成16年に振興会組織ができて結構になりますね。で、これがもう32自治振興会がある中で、中身がなかなか変わってきていない。というのが、私1点感じるんですよね。そうした中、どんどんどんどん振興会の中でも、もう今までやってきたことができないと。だから、私たちの地域ではもう運動会も1日やってたのを半減、できないところなんかもできてきた。

そうした中で、こういったせっかくできた内容が、私もホームページ等見させていただいてるんですが、住民自治のホームページ上に載せられているのかなど。ワークショップ等が、せっかくみんなが共通基盤ができていけるのであれば、そういう情報提供をすることが非常に大切になってくるんじゃないかと思うんですが、昨年度は報告等はできていたでしょうか。ちょっとお聞きするんですが。

○大下委員長 答弁を求めます。

高下地方創生推進課長。

○高下地方創生推進課長 この地元関係図のところについては、ホームページのほうに載せております。といっても、2月に市民フォーラムという形で、これまでやってきた取組の資料を掲載をしております。その中に、それぞれで作られた地元関係図というのが載っておりますので、それを見ることはできます。

ただ、おっしゃっていただいたように、これを作った人たちが、なるほどねというふうになっただけでは不十分でありますので、これを住んでおられる若い人からお年寄りまで、男性も女性も見させていただいて、自分たちが住んどる地域をどういうふうにしたら、もっとよくなるかねというふうな議論に持っていくという、その材料にしていく必要がありますので、その周知の仕方というのは、もっと工夫をする必要があると思っております。

○大下委員長 前重委員。

○前重委員 一つの施策として、確かにいい方法だと思うんですよ。それがそこで終わってしまっているの、やはりその情報が役員さんに全部伝わっておりません。だから、組織に帰って、それを組織に説明して、こうだったよという形に至るまでのところをある程度、行政のほうも指導していただくようになれば、大分この状況は変わってくると思います。私たちの地域も参加されましたが、ただこうだったでという話で終わっておりますので、そうじゃなくして、せっかくそういう形であれば、地元に戻った中で、職員もやはり協力いただいて、そういうことをやっていただければ非常にありがたいんです。振興会組織をつくるときは、出て来ていただいておりました。そういうところも含めて、今後、役員さんで終わるんじゃないしに、今職員も、どんどんどんどん減る中で、職員も出向いて、やることも必要だと考えるわけですが、その辺については、これを機に課長のほうで今後どのような方向の、お考えがあるか、もしあれ

ば。

○大下委員長 答弁を求めます。

高下地方創生推進課長。

○高下地方創生推進課長 おっしゃるとおり、職員の参加というのが必要だと思っております。職員として仕事をしていると同時に、地元地域に戻れば、地域の住民でありますので、この取組について理解をした上で参加をして、職員はいろいろなところとのつながりもあって、情報も多く持っておりますから、それを地域で生かしていくというふうなことは必要なことだと思います。ですので、参加については、極力参加をして、そこで力を発揮していただけるようにしていきたいと思っております。

○大下委員長 前重委員。

○前重委員 ぜひ、その辺のところをこのワークショップに参加されとる職員もおられると聞いておりますので、含めて、この自治振興会がうまく今以上な活動ができるようなシステムに変えていただくように願っております。お願いいたします。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 37ページのふるさと応援寄附推進事業、先ほどの件なんですけど、これ寄附をされる方がこういう具合に使ってくださいという希望を出されて、これ応援寄附金4,200万のうち、7つの事業に使ったということがあるんですけど。

例えば、結婚相談事業で500万ほど使われたということになってますが、令和元年の当初予算のときに、例えば結婚事業に500万組んどったと、その上にこの寄附金が使ったということなら、500万に500万円を乗せて、1,000万の事業になったと考えてよろしいんでしょうか。その組み方を教えていただきたいんですけども。

○大下委員長 答弁を求めます。

高下地方創生推進課長。

○高下地方創生推進課長 ただいまのふるさと納税の財源をどのようにというふうなことでありますが、もともとあった事業に充当をした形ですので、その事業の総量が増えたということではないです。

以上です。

○大下委員長 児玉委員。

○児玉委員 そうすると、もともとあったものに、この使ったと言われてるけれども例えば、あった500万というのはよそへ行くわけですよ、そうするとこれ寄附していただいた方が要望したことに使われたということになるんですか。

逃げちゃった500万というのは、またどっかの予算に使うわけですよ。そうすると、500万せっかく寄附してくれて、この例えば結婚相談事業に使ってくださいと言ってるんだったら、本来であれば例えば令和元年に500万の計画を立つとしたら、その上に乗っけるのが、この寄

附された方の思いじゃないかと思うんですが、それは違うんですか。

○大下委員長 答弁を求めます。

高下地方創生推進課長。

○高下地方創生推進課長 おっしゃるところはあると思います。

寄附を頂くときに、どういった形で寄附をしていただいているかという、具体的な事業を挙げて、そこに寄附というふうな形にはなっていないで、6つの寄附をしていただく柱として挙げております。例えば、ふるさとづくり事業、地域振興関係ですね。そういったところでありますとか、子育て支援関係でありますとか、歴史と文化の支援の関係でありますとか、スポーツ活動の支援など。あともう一つ、市長お任せ事業というふうな形で設けておる部分もございます。その6つの項目から選択をしていただいて、それで寄附を頂くということになっています。

それを充当するときに当たっては、その当年度で寄附をしていただいたものについては、一旦基金に積立てをして、翌年度充当をしていくということになりますので、前年度までのものを充当の財源として使うというふうになりますが、その充当をするときには、例えば結婚相談事業であれば、寄附していただいている、その区分に応じて、その充当先を財政課と一緒に相談をして決めているというのが今のやり方でございます。

○大下委員長 児玉委員。

○児玉委員 寄附されている方の意向を無視しているように聞こえていかんのですが、過去にもあったんですよ。例えば小学校の子供たちにノートパソコンのお金を寄附したいという企業があつて、そうするとそれを寄附するとどうなるかというたら、予算を組んでたものの中に、その寄附金は入るけれども、入った寄附金分だけほかの事業に抜けるんですよ。いうのは1,000万の計画を立てられとるんだしたら、そこへ100万寄附が入ったら1,100万使ってくれよということで、私は寄附されてるんだと思うんですよ。それが相変わらず100万入っても1,000万だったということは、ほかに100万を使ってるわけですから、寄附された方が使ってほしいと言って出された事業には使われてないんじゃないかと。

私は個人的に感じてるんですが、今後の使い方で見直しをされる気はありませんか。

○大下委員長 答弁を求めます。

高下地方創生推進課長。

○高下地方創生推進課長 その使い道のところでは、一つ工夫をする必要があるなと考えておる部分もございます。

といいますのが、今のような運用、集まったものの中から、充当先を決めてというふうな形になっている、その理由の一つとしては、これまでの寄附の金額というのが、それほど多くなかったというところがあります。

去年は2億4,000万ですか。その前は7,000万、その前は2,000万程度で

ありましたから、例えば2,000万の金額を6つに分けたら300万ぐらいにしかならなくて、ある程度集まらないと思いつたことができないというふうなところがありましたので、こういう大きなくくりの中で寄附を集めて、基金に積んで、それから充当というふうなことをやっていたのが、これまででございます。

ただ、昨年2億4,000万余りというふうに、ある程度一定の額が集まるようになりました。

例えば子育ての関係であれば、6,000万超える目的で使ってほしいというふうな区分に集まるようになってきましたので、今後寄附をされるときに、もう少し具体的な事業、例えば安芸高田市は子育てに力を入れるんだというふうなことを立てて、この近年中に具体的な子育てに関係する取組はこれだというのを示した上で、それで選択をしていただく。実際にそこにも充てていくというふうなことは一つ工夫をする必要があるかなと考えております。

以上です。

○大下委員長

児玉委員。

○児玉委員

ぜひですね、そこは明確につくっていただきたいと思うんですね。私らでも、例えば寄附をお願いするときがあるんです。

昨年が1,000万ほど寄附したいからという申出があって、これは子供のために使ってくれと言われるけれども、実際にお金が、一時的に基金に集まる、というようなことになってくるから、例えば寄附してくださいと、お願いしていくから、これに使っちゃってくれよと、分かりました、という返事ができないんですね、今の状態だと。

そこらをしっかりと予算の中に組み込んで、今の当初予算の中と入替えをするというような姑息じゃなくて、ぜひそこらを見直していただきたい。これは強くお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○大下委員長

ここで委員さんに申し上げます。

時間がずれてきたんですが、企画振興部の審査だけでは、このまま終わらせたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

じゃあ続けたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員

39ページの定住促進事業です。

事業費の中で、決算額が1,000万ちょっとの安芸高田市の農泊推進協議会での貸付金ということで出ております。この内容を教えていただきたいんですが、事業概要としたら、関係人口の増に向け、農泊事業の取組を3つのグループで指導させたというふうに上に書いてあるんですけども、このことと関連があるんでしょうか。

○大下委員長

答弁を求めます。

高下地方創生推進課長。

○高下地方創生推進課長 おっしゃるとおりでございます。

この農泊推進事業として具体的に行いましたのは、民泊による宿を業としてやっていく人たちを増やしていこうというふうなことで、そのための合宿式の研修会でありましたり、広島市内から外国人観光客を誘客していくために、どのようなことをやっていけばいいかというふうなことの議論と、それとマップを高校生と一緒に作る取組でありましたり、そういったことの体験プログラムをつくっていくために、その関係される方に集まっていたらいいの合宿研修など、そういった体験プログラムや民泊を業としてやっていって、その地域の魅力を伝えていこうというふうな取組の実施でございます。

以上です。

○大下委員長 秋田委員。

○秋田委員 私、農泊という部分で、今後こうした取組をしっかりとっていただきたいと思います。今年度はコロナの関係等もあって、そういった民泊的なことは少しできなかったのかなと思うけれども、こうした協議会、去年できたんですかね。おととしだったかな。そこへ貸付金でお金を貸してあげたりするという一つの効果をしっかりと出していくということが大切なことだという認識でおります。

であるならば、今後もこうした取組をしっかりとっていただきたいと思います。主体は協議会になるのか。行政がしっかりと仕掛けをするのか。そこら辺りの見解を再度伺っておきます。

○大下委員長 答弁を求めます。

高下地方創生推進課長。

○高下地方創生推進課長 協議会が中心になって進めるということですが、その事務局として、中心的な役割を担っておりますところを安芸高田市観光協会が進めております。そこに、こういった取組に興味のある方が委員ということで、寄って進めているということになります。

これを新しい観光の一つの目玉として観光協会としてもつくっていきたいということですので、そこと、うまくつなげて進めていきたいと思っております。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、これをもって地方創生推進課に係る質疑を終了いたします。

ここで、企画振興部全体に係る質疑を行います。

質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 時間が押している中、失礼いたします。

29ページの基金管理事業についてですけれども、ここにも成果として、特定目的基金はその基金の設置目的達成のために基金を活用したとあります。基金については、今まで活用もされているときもありましたけれ

ども、それほど表に出てくるようなことは、今回のコロナ以外にあまりなかったのではないかと。

一番気になったのが、先ほど基金の状況説明の中で、企画振興部長が今後基金を有効に活用していくと明言されました。基金を有効活用という中で、コロナに関しては、やりくりの中で、災害で財調が枯渇しそうというか、少なくなる中で、使わせてもらったというようなことも聞こえてきましたが、今後、基金についての考え方が、特定目的ですから、そういうものについての有効にというのは、どういうふうなことを指されているのか。改めて伺いしておきたいと思います。

○大下委員長 答弁を求めます。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長 御指摘いただきますように、まず財政調整基金のところが少ないということがございます。そこをいかに回復をしていくかということ踏まえたときに、やはりいろんな事業をしていく段階では、現在ある地域振興基金を含めて、特定目的金をそれぞれの目的に従って、それに合うような事業であれば、それを活用していくということを、どうしても財政のやりくりの中ではやっていかなければならないと思っております。

コロナの関係は、地域振興基金を充当させていったということはありませんけれども、幸いに国の地方創生臨時交付金がきましたので、それをできるだけ使わなくて済むような、やりくりのほうをさせていただくということでございます。

どうしても、財源が少なくなる中では、そういったところについてはしっかりと事業の内容を精査しながら、充当させていくということが必要になってくるという考え方でございます。

○大下委員長 山根委員。

○山根委員 厳しい財政の中で、そのように考えられるとは思いますが、特定目的ですから、さらに言えば解釈次第で、広がる可能性があるものですから、ここについては、お金というのは、先ほどの地域交通もあれでしたけれども、裏のほうで、やりくりの中で見えないところで、動いていくというところが感じるころもでございます。

しっかりと目的に応じた解釈をしっかりと大事にしていかれまして、議会のほうにも、それについては説明をいただきながら、進めていただきたいと思っております。

以上です。

○大下委員長 答弁いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、これをもって全体質疑を終了し、企画振興部の審査を終了いたします。

ここで、説明員交代のため、13時30分まで休憩といたします。

午後 0時30分 休憩

午後 1時27分 再開

○大下委員長

休憩を閉じて、再開をいたします。

これより、消防本部・消防署の審査を行います。

概要の説明を求めます。

土井消防長。

○土井消防長

それでは、消防本部・消防署における令和元年度の事業概要を御説明申し上げます。

初めに、令和元年度の災害状況でございますが、この点につきましては、後ほど署長のほうから件数等について報告をさせていただきます。

次に、昨年度の主な取組について、説明をいたします。

外国人からの119番通報や、現場における外国人への対応のため、18カ国にも及ぶ多言語通訳サービスを本年2月から運用を開始をしております。

また、聴覚や発語に障害をお持ちの方が直接通報できるネット119、緊急通報システムを本年4月から運用し、市民の皆さんはもちろんのこと、当市に安心をして来ていただける通報環境を整えることができました。

また、消防法令の改正に伴う、小規模の飲食店への消火器設置義務に対する指導が完了し、近々に設置予定の1件を含めて、対象の飲食店全てにおいて、消火器が設置済みとなる予定でございます。さらに、平成31年第1回定例会で、火災予防条例の一部改正を行い、制度化しております、違反對象物の公表制度を本年4月1日から施行をしているところでございます。

次に、当本部の組織体制についてです。

近年、現場経験の豊富な職員の退職に伴う、若年化により、本年4月1日現在、職員の平均年齢が33.9歳、また経験年数10年未満の職員が管理職を除き56%を占める状況になっております。こうした状況から、知識や技術の伝承等、人材育成が今後の大きな課題であると捉えており、職員の技術向上や経験不足を補うため、火災救急救助の重点的な訓練に日夜取り組んでいるところでございます。

また、専任救急隊設置に向け、この間、職員定数の改正もいただき、来年度の年度当初は58名の職員になる予定でございます。また、合わせて組織改編も図り、新規採用者の初任教育が終わる令和4年4月から専任救急隊の正規運用ができる見込みでございます。今後、専任救急隊の設置などにより、一層女性消防吏員の活躍推進を図るとともに、若年化や業務の高度化、専門化に対応可能な組織を構築し、もって市民の皆さんが安全・安心を実感してもらえらるような、まちづくりに貢献をしてまいりたいと考えております。

それでは、引き続き、各事務事業については次長及び担当課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○大下委員長

続いて、消防総務課の決算について説明を求めます。

近藤次長兼消防総務課長。

○近藤消防本部長兼消防総務課長

それでは、消防総務課の令和元年度決算について、主要施策の成果に関する説明書に基づき説明をいたします。

154ページをお開きください。

事務事業名は、消防総務管理事業でございます。

令和元年度の決算額は2,815万9,000円でございます。

次に、下段左側の実施内容でございます。

1の定員管理でございますが、令和元年度当初には4名の消防士採用により、再任用職員を除き54名でスタートいたしました。4名の新規採用者は、おおむね1年間初任教育や救急隊員の資格取得、学校教育を補完するための本部研修など、消防吏員に必要な教育を受けております。また、専任救急隊設置のため、平成30年度に職員定数を改正していただき、計画的に増員を図っておりまして、本年度の採用試験により、来年度当初58名の職員になる予定でございます。

人材育成である、2の職員研修につきましては、実施内容に記載のとおり、消防学校や、消防大学校に入校する教育、消防業務に必要な資格取得、研修は救急医学会など、教育機関以外での研修に参加いたしました。

また、平成26年度から実施しております広島市消防局との人事交流も行い、予防課に知識、経験の豊富な職員を予防課長補佐として迎え、予防課職員の教育に尽力をいただいております。また広島市消防局への派遣につきましては、広島市安佐北消防署救助隊へ配属され、現場指揮や救助技術の向上のため、現場経験を積んでおります。

4の庁舎維持管理は、消防本部庁舎LED化工事、西浦訓練所サイン設置工事を行いました。

次に、成果と課題でございますが、成果としては、消防庁舎のうち24時間365日稼働する通信指令施設、及び車庫の照明のLED化を行い、光熱費削減を図ることができたこと。女性職員の職場環境整備に向け、先進地視察を行うとともに、令和2年度の女性用施設改修工事を目指した実施設計を策定できたことなどを挙げております。

次に課題でございますが、専任救急隊設置に伴う組織体制の見直しに向け、引き続き必要な資格者を養成する必要があること、消防隊員の身体保護のために貸与している防火衣の大部分が耐用年数を経過しており、新規格に適合した防火衣を導入する必要があることを挙げております。

以上で説明を終わります。

○大下委員長

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

前重委員。

○前重委員

先ほどの説明の154ページのところで、定員管理ということで、昨年58

名の予定で54名という内訳がここに載っておりますが、女性の職員は、令和元年度の実績で、今何名おられるのか、内訳が分かれば。

○大下委員長

近藤消防本部次長兼消防総務課長。

○近藤消防本部次長兼消防総務課長

令和元年度の実績でよろしいですか。

令和元年度の4月には、3名でございます。ちなみに、本年度4月に1名、女性を採用しております。

○大下委員長

前重委員。

○前重委員

令和3年度から58名に向けてという趣もあるんですが。昨年度の54名の中で女性の方が3名おられますよね。この方が今までに、現場に出て、活動されるといったことはあったんでしょうか。なかったんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○大下委員長

答弁を求めます。

近藤消防本部次長兼消防総務課長。

○近藤消防本部次長兼消防総務課長

女性職員が現場活動するという事は、女性職員を採用した最初の時点でも男性職員と同じように、現場活動をしていました。

当初は、男性と同じように活動するという事を強く、当時の消防長と指導されておりましたので、そのような形ではございましたが、それから時代はちょっと変化をいたしまして、女性が活躍しやすい環境をやはり整える必要があるということで、専任救急隊を置いて、女性の救急救命士が活動しやすい環境を整える必要があるというように考えも変化をしております。

以上でございます。

○大下委員長

ほかに質疑ありますか。

〔質疑なし〕

○大下委員長

質疑なしと認め、これをもって消防総務課に係る質疑を終了いたします。

次に、消防課の決算について説明を求めます。

吉川消防課長。

○吉川消防課長

それでは、事務事業評価シートに基づきまして、消防課の主要な事業につきまして、御説明いたします。

説明書の155ページを御覧ください。

初めに、消防活動管理事業でございます。

令和元年度決算額につきましては、2,821万7,000円でございます。

次に、実施内容です。消防活動管理といたしまして、緊急消防援助隊訓練への参加や、防災ヘリコプター研修を企画し、大規模災害等の対応力の向上に努めております。また、三次地区生コン協同組合と災害時における消防用水等の供給支援に関する協定を締結し、協定に伴う合同訓練を企画、実施をしております。メディカルコントロール事業につきましては、94件の事後検証を行いまして、各種症例研究会に7回参加しました。そのうち1回は当消防本部を開催地とし、実施しております。また、外傷の処置の資格でありますJPTECプロバイダーコースを受講

し、外傷による救急対応力の向上にも努めております。

次に、通信指令施設の維持管理といたしまして、通信指令設備及び消防無線設備の保守点検を年2回実施し、年間を通し、通信指令データの修正を行っております。また、多様な119番通報に対応するため、外国人からの通報に対し、多言語通訳サービスを運用開始し、聴覚や言語に障害がある方を対象に、スマートフォンなどから通報できる、NET 119緊急通報システムを導入し、多様な通報に対応できる体制を整えております。

成果といたしまして、特に三次地区生コン協同組合と協定を締結し、大規模な災害時に消防用水等の供給が実施できることで円滑な災害対応が可能となりました。

課題といたしまして、近年、多発する豪雨災害に対し、他機関との連携など対応力を高める訓練の企画がさらに必要であること、多言語による119番通報やNET 119緊急通報システムの構築に伴い、市民やインバウンドなどに対して、これまで以上に安心・安全な一面を広くアピールしていくことを挙げております。

続きまして、156ページを御覧ください。

消防資機材整備事業でございます。

令和元年度決算額につきましては、302万6,000円でございます。

実施内容といたしまして、主なものは、空気呼吸器用空気ボンベ、デジタルカメラ、潜水用資機材などの更新が主なものでございます。

成果といたしまして、各種災害対応資機材の更新整備を行い、安全に災害対応が実施できる体制が整えられました。

課題といたしまして、今後も老朽化した車両や設備、資機材を各計画に基づき更新を行うとともに、近年多発する豪雨災害など、複雑多様化する災害に対応できる資機材を整備していく必要があると考えております。

以上で消防課の説明を終わります。

○大下委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、これをもって消防課に係る質疑を終了いたします。

次に、予防課の決算について説明を求めます。

横路予防課長。

○横路予防課長 それでは、予防課の令和元年度決算について事務事業評価シートに基づき、御説明いたします。

主要施策の成果に関する説明書157ページをお開きください。

事務事業名は、火災予防事業でございます。

令和元年度の火災予防事業費の決算額は、157万2,000円です。

次に、実施内容でございますが、建築物審査関係、消防同意件数29件をはじめ、主な処理件数は記載のとおりでございます。次に、査察件数は小規模飲食店を含め、計316件実施し、是正指導は防火対象物51事業

所、危険物施設12施設の指導を行いました。自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備が未設置という重大な違反対象物は18件中7件の是正が完了しました。火災予防広報行事として、ちびっ子消防フェスタや防火書道コンクールを開催し、広く市民の火災予防啓発に努めました。その他の実施内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、成果と課題でございますが、成果につきましては、長期未査察対象物の実態把握と違反対象物の発見と是正を行い、火災予防につながりました。重大な違反対象物で、特に不特定多数の者が出入りする商業施設や避難困難者が多い福祉施設等の対象物については、優先的に是正指導に当たり、7件中6件是正することができました。なお、現時点では、不特定多数の者が出入りする違反対象物はありません。

課題といたしましては、引き続き、専門知識が要求される予防業務に対応するため、予防技術資格を取得するなど、スキルの向上と若手職員の育成が必要です。消防用設備等の未設置違反の大半は、建築確認申請が必要のない建物を増築され、その後、既存の建物との間に雨除けのための屋根を接合することにより消防用設備の基準面積を超え、違反となる場合が多く、増改築を行う場合は、消防への事前相談を促すなどの啓発を行うとともに、予防課職員、及び警防隊の立入検査を継続し、対象物等の実態を把握し、早期に発見、是正を行う必要があります。

以上で、予防課の説明を終わります。

○大下委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

山根委員。

○山根委員 重大な違反対象物是正についてお伺いします。

計画値が18件で、実績値が7件、その30年度のときは一応2桁で11件ほど挙がってたんですけれども、先ほどの報告を聞いてますと、最後のほうで重大な違反対象物については、不特定多数に関わるものがないというようなことでありましたが、18件の計画の中で、残る11件がまだ是正されていないということだと思いますけれども、それについては、この時点で、どのような物件が残って、その後は是正されたとかいう報告があるのであれば、お願いします。

○大下委員長 答弁を求めます。

横路予防課長。

○横路予防課長 先ほど申しましたように、不特定多数の者が出入りする違反対象物は現時点ではございません。その他、工場とか倉庫をやっておられる事業所で、現時点で10事業所ございます。違反の内訳としましては、自動火災報知設備の未設置が5事業所、屋内消火栓設備が9事業所でございます。これを足して10以上になるのは両方の違反がある事業所もあるということでございます。

以上です。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○大下委員長 質疑なしと認め、これをもって予防課に係る質疑を終了いたします。
次に、消防署・警防課の決算について説明を求めます。
益田消防署長。

○益田消防署長 それでは、消防署における令和元年度の活動概要について御説明申し上げます。

説明書158ページをお開きください。

令和元年度の災害出動件数は、火災23件で前年度比11件の減、救急1,483件で前年度比13件の増、救助20件で前年度比5件の減、警戒70件で前年度比27件の増、その他の出動7件で前年度と同数でございます。

なお、昨年度は当初管内におきまして、特筆されるような災害は発生しておらず、比較的安寧な1年であったと思います。しかしながら、全国的には台風や豪雨災害に代表されますように、災害が大規模化しているのも現実です。今後におきましても、多種多様な災害活動に備えるため、職員共々研さんを重ね、消防団と連携を図りながら、安芸高田市の安心・安全を担ってまいります。

なお、事業概要につきましては、警防課長のほうから御説明申し上げます。

○大下委員長 下津江警防課長。

○下津江警防課長 それでは、警防課の主要な事業につきまして、御説明いたします。

事務事業名は、現場活動事業でございます。

令和元年度の決算額は856万円です。

次に、実施内容でございますが、消防団各方面隊の訓練指導に6回出向しました。

防火指導でございますが、地域振興会、自主防災組織に6回、その他の団体に5回、事業所や学校などに34回職員を派遣し、消火訓練などを実施いたしました。

次に、応急手当講習でございますが、市内事業所や学校、自主防災組織に73回職員を派遣し、2,764人が応急手当講習を受講されました。

成果でございますが、応急手当講習の受講者は、生産年齢人口で2,278人の受講があり、また、バイスタンダーによる心肺蘇生法実施率は59.5%となり、いずれも計画値を上回りました。

課題としましては、近年、多発する豪雨災害など、複雑多様化する災害に備え、災害対応力の強化が必要でございます。また、災害現場で効果的な活動を実施するため、経験豊富な職員から若い職員へ知識や技術の伝承を継続していく必要があります。引き続き、隊員の安全管理体制も徹底し、災害対応をしてまいります。

以上で、警防課の説明を終わります。

○大下委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、これをもって消防署・警防課に係る質疑を終了いたします。

ここで、消防本部・消防署全体に係る質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、これをもって全体質疑を終了し、消防本部・消防署の審査を終了いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時51分 休憩

午後 1時52分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下委員長 休憩を閉じて、再開をいたします。
これより、市民部の審査を行います。
概要の説明を求めます。

宮本市民部長。

○宮本市民部長 よろしく願いいたします。

市民部の令和元年度決算の概要を説明いたします。

総合窓口業務では、市民の皆様が必要とされるニーズに対して、関係課との連携の下、ワンストップ総合窓口業務により、迅速かつ懇切・丁寧な接遇サービスの提供を心がけてきました。

税務においては、税務行政の理念である租税負担の公平と、適正課税を基本として、市民税等の徴収業務の徹底と納付の利便性を図り、滞納整理は状況に応じた指導や面談を継続的に進め、自主財源の確保に努めてきました。

環境対策では、深刻化する環境問題に総合的に取り組み、環境学習の推進を図り、継続的な意識啓発に努め、資源循環型社会を目指し、ごみの資源化、及び減量化対策を進めてきました。

人口減対策として、若者定住を目的とする結婚サポート事業の推進に、結婚相談員、コーディネーターと連携して取り組んできました。

人権多文化共生推進対策では、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、さらなる人権啓発の推進、青少年の健全育成の推進、男女共同参画社会の実現に向けた市民啓発、並びに多文化共生のより一層の推進を図り、心豊かな環境生活の推進を行ってきました。

それぞれの事業の詳細につきましては、担当課長から令和元年度決算事務事業評価シートにより説明をいたします。よろしく願いいたします。

○大下委員長 続いて、総合窓口課の決算について説明を求めます。

佐藤総合窓口課長。

○佐藤総合窓口課長 それでは、総合窓口課が所掌しております令和元年度事務事業の状況につきまして、御説明いたします。

令和元年度主要施策の成果に関する説明書の40ページを御覧ください。
戸籍住民基本台帳事務でございます。

人件費相当額を除く事業決算額は、1,767万7,000円。主な支出は、窓口支援業務委託料、電算システム改修業務委託料でございます。

実施内容につきましては、戸籍法・住民基本台帳法等に基づき、各種証明や証明書交付申請を受理し、必要な登録と記載を行うとともに、各種証明書の交付を行いました。届出及び証明書の交付件数は記載のとおりでございます。

成果と課題でございますが、窓口業務の一部民間委託により、業務分担が明確になり、事務の効率化と総合案内を含めた、きめ細かい行政サービスが提供できたと考えております。また、関係各課との連携により、必要な申請や届出を1か所の窓口で済ませるワンストップ窓口サービスの開始から9年が経過いたしました。戸籍や住民基本台帳に関する様々な届出等を窓口で受理した際には、市民の方が関係課へ移動されるのではなく、手続が必要な関係課の職員が窓口に出向いて対応する仕組みで、待ち時間の短縮と漏れのない正確な窓口業務を提供しております。

課題といたしましては、戸籍や住民基本台帳の専門知識と経験を有する職員、後継者の育成が緊急の課題となっております。中でも戸籍事務は法令等に基づいた正確かつ迅速な事務処理が不可欠であり、職務及びシステムに精通した職員の配置により、後継者の指導・育成、事務処理能力の向上が必要であると考えております。

続きまして、41ページを御覧ください。

マイナンバーカード交付事業でございます。

事業決算額は、555万3,000円。主な支出は、地方公共団体情報システム機構への負担金でございます

実施内容につきましては、マイナンバー制度及びマイナンバーカードについての広報活動を推進するとともに、マイナンバーカードの確実な交付に取り組んでまいりました。マイナンバーカードの交付状況等は資料のとおりでございます。

主な取組といたしましては、各イベント等において、マイナンバーカードの啓発、及び申請補助のブースを設置いたしました。また、平日にマイナンバーカードの受け取りが難しい方を対象とした臨時交付窓口を本庁で開設し、カード交付の推進を図りました。

成果といたしましては、各イベントでの広報や、申請補助は少しずつではございますが、効果があったものと思います。特にスマートフォンを利用しての申請補助は、写真を撮るだけで申請が完了でき、申請者の負担が軽減できたものと思っております。

課題といたしましては、マイナンバーカードの安全性や利便性を市民の皆様理解していただくための周知活動を継続するとともに、現在実施されておりますポイント還元などの消費活性化策や、今後予定されている健康保険証としての利用とマイナンバーカードを利用した事業について、事業担当課との連携を図り、カードの普及に努めていく必要があると考えております。

以上で、総合窓口課に関する説明を終わります。

○大下委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
前重議員。

○前重委員

40ページの活動成果指標の中に、各種証明書発行件数ということで、計画値4万件に対して3万7,618件という実績値になっておりますが、このうちコンビニエンスストアとか郵便局のほうでも証明書の発行ができるということで、この内訳が分かれば、どれぐらい証明書の発行ができているかお伺いをさせていただきます。

○大下委員長

答弁を求めます。

佐藤総合窓口課長。

○佐藤総合窓口課長

郵便局の取扱いとコンビニ交付につきまして、御報告させていただきます。

令和元年度は印鑑登録証につきまして、郵便局が47件、コンビニ交付が134件、住民票でございますが、郵便局が54件、コンビニ交付が166件となっております。

○大下委員長

前重議員。

○前重委員

ほとんどが本庁舎のほうへ来られて、支所も含めて、そういった発行という形でまだまだ、マイナンバーカードの普及等が至ってないので、コンビニエンスストアとかが、こういうことになっているという把握をさせていただいてよろしいでしょうか。

○大下委員長

答弁を求めます。

佐藤総合窓口課長。

○佐藤総合窓口課長

おっしゃっていただきましたとおり、マイナンバーカードの交付率がまだ十分でないということもございます。

あともう1点が、やはり窓口で申請をしますと、職員が対応いたしますので、安心して取得ができるというお声も頂いてはおります。

○大下委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長

質疑なしと認め、これをもって総合窓口課に係る質疑を終了いたします。

次に、税務課の決算について説明を求めます。

竹本税務課長。

○竹本税務課長

それでは、令和元年度税務課に係る一般会計決算概要について説明させていただきますので、主要施策の成果に関する説明書49ページを御覧ください。

まず初めに、事務事業名、税務管理事業でございます。

人件費相当額を除く事業決算額は852万4,000円で、主な支出は臨時職員の賃金でございます。

税務課業務全般に係る業務の効率化、職員の能力向上、住民税申告体制の整備等が事業内容でございます。

実施内容を4点御説明させていただきます。

まず1点目、税務業務の効率化と情報管理としまして、確定申告事務及び固定資産税事務補助として、臨時職員を雇用し、事務の効率化、特定個人情報への漏えい防止、課税台帳整備事務を行いました。

次に2点目、職員の能力向上としまして、各種研修会へ参加し、専門知識の習得に努めました。固定資産税の家屋評価においては、評価員による評価の格差をなくすよう、資産税係独自で家屋評価研修を実施いたしました。また確定申告相談に備えて、9月から毎週1回、申告事前学習会を実施いたしました。広島県北部県税事務所職員の併任徴収事業を活用して、徴収技法の習得や困難案件の対応について、指導・助言を受けて能力向上に努めました。

次に3点目、時間外勤務の縮減の取組として、時間外勤務が著しく増える申告受付期間中において、課内職員の一層の協力体制と、合わせて臨時職員を納税通知書発送以降の時期も1人雇用することによって、時間外勤務の縮減に努めました。

次に4点目、課税資料の管理に関する取組として、公図管理システムを固定資産税の土地評価や現地確認などの資料として活用しまして、正確で効率的な異動処理を行うとともに、システムの保守点検業務を実施いたしました。

成果としましては、市県民税の賦課決定まで臨時職員を雇用して、情報の漏えい事故を引き起こすことなく、業務を完了いたしました。資産税においても、令和元年度の山・耕重複地番の解消作業を完了することができました。

平成30年7月から所得証明等のコンビニ交付サービス事業を開始し、市民の利便性向上を図ることができました。結果、これを利用するためには、マイナンバーカードが必要であり、カードの普及と併せて、引き続き事業のPR活動が必要と考えております。

また、複雑化する税制改正に対応するため、各種研修に参加し、スキルアップを図ること、課内の協力体制を構築することによって、さらなる時間外の縮減をすることが必要と考えております。

次に、50ページの事業名、賦課徴収事業について説明をいたします。

人件費相当額を除く事業決算額は、4,958万4,000円で、主なものは、令和3年度の評価替えに向けた不動産鑑定業務でございます。事業概要でございますように、各税全般に係る賦課、調定、徴収、収納管理の諸業務と、滞納整備、滞納処分についてが事業内容でございます。

実施内容ですが、1点目、土砂災害特別警戒区域の認定、そして県が指定する土砂災害特別警戒区域となった宅地、及び宅地並み雑種地について、利用制限がかかることから、減額補正率を定めて、対象土地の認定作業を行いました。

次に2点目、納税環境の整備として、平成29年度からコンビニ納付を開始しております。24時間全国のコンビニにおいて、納付できる環境が整備されたことで、納税者の利便性向上に役立つものと思われま

次に3点目、滞納整理業務の推進として、安芸高田市税等滞納整理対策本部の実施方針に基づき、市民負担の公平、自主財源確保のため、自主納付の動機づけ、法的措置の強化等を基本として、滞納者の実態に即した滞納整理業務を行いました。

成果としましては、土砂災害特別警戒区域に指定された地域を土地評価システムに取り込んで指定地番を一筆ずつ確認して、令和2年度からの課税準備を行いました。

また、滞納対策本部として、税以外の使用料などの関係各課と共同して、年度当初に目標収納率を定め、その達成に向けて集中強化月間、休日夜間納付相談日、夜間電話催告を実施しまして、滞納者との納税交渉等による実態調査や、分納誓約を結んで、納付を促しました。

また、広島県北部県税事務所の職員の方に指導や困難案件の相談をお願いし、スキルアップを図っているところですが、納税に対し誠意のない滞納者に対しては、100件、約844万円の差押処分を実施しまして、美術品等16品をインターネット公売をして21万円を換価し、滞納額に充てることができました。

課題といたしましては、税の少額分納を行っている場合、完納ができないうちに、また次の年度の課税が発生する等の課題がありますので、分納額の適正化を見極めながら、納付相談を通じ、増額を目指すなどしたいと考えております。

次に、令和元年度の収納率について報告をさせていただきます。

市税一般現年度分は99.1%、滞納繰越分は17.1%、現年と滞納の合計は96.2%となり、昨年度と比較しまして現年分の収納率は0.1ポイントの減、滞納繰越分は4.2ポイントの増となりました。また、国保税の現年度収納率は97.0%、滞納繰越分が15.0%、現年と滞納の合計で83.6%となりまして、昨年度と比較して現年度分の収納率は0.1ポイントの増加、滞納繰越分は0.5ポイントの増となりました。

これからも納税相談によりまして、納税者の生活事情などを聞きながら、実態に即した滞納整理を行い、公平・公正の原則に基づきまして、滞納整理に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、税務課の説明を終わります。

○大下委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、これをもって税務課に係る質疑を終了いたします。

次に、環境生活課の決算について説明を求めます。

毛利環境生活課長。

○毛利環境生活課長 それでは、環境生活課が所掌いたしました事業について、説明いたします。

42ページをお願いいたします。

結婚相談事業でございます。

結婚相談員1名を配置し、19名の結婚コーディネーターにより、令和

元年度ではカップリング交流イベントを2回開催し、56名の参加をいただくとともに、5組のカップリングに発展させることができました。また、元年度中には、8組の成婚につなげることができ、事業開始から成婚者数56組となり、9月には成婚50組の記念パーティを開催いたしました。

課題といたしましては、元年度、各地区にコーディネーターがおられる体制にはなりましたが、事業当初から比べますと、コーディネーターの人数が減少していること、またコーディネーターが少ない地域もあり、お手伝いいただける人材の確保が必要と考えております。また、これから新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防しながら、魅力あるイベントの立案、開催が必要と考えています。

続きまして、43ページをお願いいたします。

環境政策事業でございます。

実施内容でございますが、環境基準に基づく河川等の水質、自動車等の騒音に対する定点調査を実施し、環境保全に努めるもので、併せて個別の苦情処理にも対応しております。苦情内容につきましては、騒音に関するものが2件、悪臭に関するものが1件、水質に関するものが5件、野焼きに関するものが7件あり、合計15の案件に対応いたしました。

また、啓発活動では、かんきょう祭りを、甲田わいわい祭りとの同時開催で実施することを計画しておりましたが、残念ながら台風の影響で中止となっております。

次に、再生可能エネルギーの普及と促進では、事業者に対する屋根貸し事業として、市の施設、建物63か所、土地13か所に太陽光発電設備場所として貸し出し、年間発電容量は281万9,842キロワットとなっております。

課題といたしましては、苦情の多くが原因者に対して法的な基準、条件違反や法的根拠による注意・指導といった強い姿勢で挑むものでないため、原因者に粘り強く依頼という対応をしていかなければならず、なかなか成果が上がらないことです。

続きまして、44ページをお願いいたします。

塵芥処理対策事業では、芸北広域環境施設組合きれいセンターへの負担金事業を行うとともに、市民団体と連携し、持続可能な社会、循環型社会を目指し、ごみの減量化、資源化に向けた取組を行っております。具体的には25件の生ごみ処理機助成を行い、150の団体に対し、ごみ減量化対策助成金の交付を行っております。元年度の団体回収、企業による資源回収、甲田地区公衛協によります回収の総計は、778トンになります。

課題といたしましては、年々回収量が減少しており、助成の単価の見直し等を含め、助成制度の改善、また新しいリサイクルの仕組みづくりを検討する必要があると考えております。

続きまして、45ページをお願いいたします。

動物管理指導事業では、狂犬病予防法による、犬の予防注射の実施、また元となる台帳の整理を実施しております。予防接種では、1,725頭の犬の飼い主に対して案内通知を行い、個別注射、集合注射を合わせて1,353頭の予防接種を実施しております。引き続き、犬の登録の啓発、死亡老齢による台帳からの削除等適正な台帳管理を進めながら、予防注射接種率の向上に努めていきたいと思っております。

課題といたしましては、犬、猫の排せつ物の苦情、捨て猫、飼い猫の多頭飼養、捨て犬が野犬となり、危害を加えるのではないかとということから、捕まえてほしいという要望が多くあります。特に、猫の多頭飼養につきましては、家の外に餌を置くなどすることにより始まるケースが多くあります。猫は家の中で飼い、餌は外に置かないというような取組を地域全体で行わないと解決に至ることが難しいです。今後も飼い主への責任、マナーの徹底啓発が必要と考えております。

続きまして、46ページ、葬祭場運営事業でございます。

安芸高田市葬祭場「あじさい聖苑」につきましては、平成28年度より株式会社五輪によります指定管理を行い、令和元年度は4年目の年になっております。火葬件数、また各施設の利用件数につきましては、例年と変わらず、多少の増減はありますけれども、大きな変動はありません。葬儀の場所は、民間の葬祭場で行われる割合が多く、約9割は葬祭場で行われています。また、葬祭、葬儀を行われず、直接火葬されるケースも増えてきております。そして、近年の傾向といたしましては、ペットの火葬も増えてきております。

今後の対応といたしましては、火葬の開始時刻を調整し、多様な要望に応えられる体制づくりを検討する必要があると思っております。また、火葬場の消耗が激しい炉など、一部設備において更新が心配される時期となっており、今後計画的な更新を検討する必要があります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○大下委員長

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[質疑なし]

○大下委員長

質疑なしと認め、これをもって環境生活課に係る質疑を終了いたします。

次に、人権多文化共生推進課の決算について説明を求めます。

中村人権多文化共生推進課長。

○中村人権多文化共生推進課長

それでは、人権多文化共生推進課の決算概要を御説明します。

まず47ページ、人権推進事業です。

人権推進事業は、人権啓発、青少年育成、男女共同参画、多分化共生推進に係る事業が主なもので、実施内容につきましては、青少年育成事業は向原のみらいで、青少年育成フェスティバルを開催し、心がほっとする標語の表彰とともに、180名の参加者と90点の満足度を得ることができました。

人権啓発推進事業につきましては、安芸高田市人権尊重のまちづくり

条例の一部を障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法を明記の上、改正し、インターネット上での悪質な誹謗中傷行為などの現代的な課題に対応するための条件を整えることができました。また、3年連続で同和問題解決のための職員研修を実施しております。

(2) の男女共同参画事業につきましては、第2次プランに基づきまして、男女共同参画審議会の開催、講演会を実施いたしまして、内容を男女共同参画だよりにして発行、広報することができました。これからもプランを基に、事業を継続してまいりたいと考えています。

(3) 多文化共生推進事業は、第2次多文化共生プランを基に、事業推進を図っております。多言語による相談窓口の開設、市内各中学校での多文化共生事業、各町の高齢者大学での優しい日本語と翻訳アプリの講座を実施し、NPO法人、安芸高田市国際交流協会と協働して、日本語教室、多分化共生の推進の事業を実施したところです。

また、技能実習生を中心とした外国人を雇用する市内企業、事業所を訪問、調査し、人材確保のための外国人材の必要性から、多文化共生の一層の推進、外国人材の住宅活保のため、空き公共施設であった旧安芸高田市吉田少年自然の家を多文化共生センターきらりとして活用するための準備を行い、この4月から安芸高田市国際交流協会を指定管理者としてスタートして、するところまでこぎ着けたところでございます。

今後も移住定住をしたくなる魅力的な地域づくりのために、市の各部署と連携して、強化していく必要があると考えております。

次に48ページ、人権会館管理運営事業です。

これは、市内4か所の人権会館の管理運営に関する事業で、内容は隣保館設置運営要領に基づく基本6事業、これは社会調査研究事業、相談事業、啓発広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業でこの6事業を中心に行っております。

昨年度は、人権会館設置及び管理条例を改正し、社会福祉分野の幅広い領域を包含した活動を行えるように、市内4か所の人権会館の名称を人権福祉センターに統一いたしました。事務事業評価シートには人権福祉センター分のみ記入しておりますが、具体的には相談事業におきましては、昨年度から市民ニーズの高い相続に関する相談の、相続サポートやひきこもりに関する相談も加えて、定期的を開催することができております。また弁護士相談会も人権福祉センターだけでなく、美土里支所、向原支所でも行うことができています。

様々な啓発事業による講座などの受講者のアンケートによる満足度は、目標を上回っておりますけれども、相談事業の相談も多様化しております。そういった中で職員のスキルアップ、あるいは相談員等の後継者、今後人権を推進していく人材の育成等の課題を抱えておりますが、果敢に挑戦していく必要があると考えています。

以上で、人権多文化共生推進課の説明を終わります。

○大下委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 これは前々から言っただけですが、48ページの人権会館管理運営事業、成果と課題のところ、隣保館の利用が減っている。いわゆる高齢化なんかで利用者が、かなり減ってきているということで、その利用促進に向けた情報発信を行う必要があるとありますが、これはもともと同和対策でいろいろやってこられる形でこういった人権会館できてきたんですが、前々市長のときに福祉をくっつけられて、いわゆる人権問題全般のことを取り扱おうということで、今までの同和対策だけじゃない、いろんなことを扱おうということで、名称を変えられてきてるんですから。

減少傾向にあるなら、前々から言っただけのように、美土里と向原にはないわけで、なくてもできているところがあるわけですから、吉田の一か所にして、後の3か所を廃止していく、そういう具合に持っていくほうがいいんじゃないかと、増やす必要はないんじゃないかと私は思うんですが、この課題のところに書いてある。この見解をもう一度聞いてみたいと思います。

○大下委員長 答弁を求めます。

宮本市民部長。

○宮本市民部長 ただいまの御質疑ですが、確かに、利用件数等は右肩下がりというふうにはなっております。ただし、利用件数等相談業務が減ってるとかという結びつきではなく、いろんな要因があつて、利用者だけ減つるといふふうには考えます。

また、いろんな相談業務も継続してやっておりますし、それを統一するという考え方も当然どこかでは出てくるかもしれませんが、現状ではまだ時期尚早ではないかというふうに思っておりますが、この件につきましても、市長を交えて、詳しく話をまださせていただいておりませんので、その辺を含めてまた市長の御見解等を踏まえて、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○大下委員長 いいですか。ほかに質疑はありませんか。

芦田委員。

○芦田委員 47ページの技能実習生のことなんですが、少年自然の家が宿泊ができるようになりましてけれども、技能実習生の宿泊の定員が何名で、今宿泊されてる方は何名おられるか伺います。

○大下委員長 答弁を求めます。

中村人権多文化共生推進課長。

○中村人権多文化共生推進課長 定員34名で、今日現在で7名の技能実習生が住居として利用いただいております。

○大下委員長 いいですか。

芦田委員。

○芦田委員 今後、宿泊を定員にするのが課題だと思いますが、新型コロナウイルス

スの影響で、外国から日本へ来るのが非常に困難だと聞いておりますけれども、現状について伺います。

○大下委員長

答弁を求めます。

中村人権多文化共生推進課長。

○中村人権多文化共生推進課長

技能実習生は、1号、2号、3号おられますけれども、この3月末から見ますと、約50名減少しております。要因は、新型コロナウイルスの防止対策に関わりましての、出入国の制限、それと先の見通せない社会、経済情勢の中で、企業が新規の採用を抑えておると、いうところもあるというふうに伺っております。

以上です。

○大下委員長

芦田委員。

○芦田委員

もう1点伺います。

少年自然の家がすぐ近くなんで、ほとんど外国人の方が来られても、地域のほうでは、大きなトラブルもないし、支障もないんですけれども、宿泊が今国際交流協会の方が泊まり込みで見られてるんですかね。今、インドネシアの方が7人来られてるというように聞いてますけれども。中での課題は特にはないんですか。

○大下委員長

答弁を求めます。

中村人権多文化共生推進課長。

○中村人権多文化共生推進課長

指定管理者の国際交流協会、最初のスタートということで、当分の間、宿直を置こうということで頑張っていたところでございます。

そういった中で、外国人が原因での夜間とか、昼間の近所のトラブルというのは、伺っておりません。ただ、夜間、ブレーカーが落ちたとか、そういったトラブルについては報告をいただいております。

以上です。

○大下委員長

いいですか。ほかに質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員

今の関連なんですけど、今のきらりに移る前に、文化創造センターで事務をされておりましたよね。そこの施設は、今現在どうなっている状況なのか。あそこはある程度改築されて、事務体制ができるようになってくると思うんですが、その後の利活用等はどうか、伺いたいと思います。

○大下委員長

答弁を求めます。

中村人権多文化共生推進課長。

○中村人権多文化共生推進課長

部分的にヤングインの4階を人権多文化共生推進課の所管として、国際交流協会に入っていたのですが、事務所の移転に伴いまして、元の教育委員会のほうへ、所管替えをいたしております。その後のことについては、詳細は伺っておりません。

○大下委員長

前重委員。

- 前重委員 ならば、教育委員会のほうで、また確認をさせていただければよろしいですね。分かりました。
- 大下委員長 ほかに質疑はありませんか。
 〔質疑なし〕
- 大下委員長 質疑なしと認め、これをもって人権多文化共生推進課に係る質疑を終了いたします。
 ここで、市民部全体に係る質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 秋田委員。
- 秋田委員 決算には直接関係ないかも分らないのですが、45ページで狂犬病の予防注射、ずっとこれまでパーセンテージ上がってきたんですが、今年度はコロナの関係でまだそういう行いをされてないと思うんですね。今時点で分かっていることで、今年度はどうされるのか、お伺いしたいと思います。
- 大下委員長 答弁を求めます。
 毛利環境生活課長。
- 毛利環境生活課長 秋田委員の御質疑にお答えいたします。
 今年度、春計画しておりました狂犬病の集団予防注射が、吉田町、向原町のみ実施して、あと中止になっております。残りの4町につきましては、秋に実施するよう、春実施予定であった日程をそのまま同じ日程が確保できるようにして、秋に実施するよう計画中でございます。
 以上でございます。
- 大下委員長 秋田委員。
- 秋田委員 周知のほうをしっかりとお願いしたいと思います。
 以上です。
- 大下委員長 ほかに質疑はありませんか。
 〔質疑なし〕
- 大下委員長 質疑なしと認め、これをもって全体質疑を終了し、市民部の審査を終了いたします。
 ここで、説明員交代のため2時45分まで休憩といたします。
                  ~~~~~○~~~~~  
                  午後 2時36分 休憩  
                  午後 2時45分 再開  
                  ~~~~~○~~~~~
- 大下委員長 休憩を閉じて、再開をいたします。
 福祉保健部の審査を行います。
 概要の説明を求めます。
 大田福祉保健部長。
- 大田福祉保健部長 よろしくお願いたします。
 それでは、福祉保健部の事業概要について御説明を申し上げます。
 本市では、少子高齢化が急速に進展する中、人口減対策の重点施策と

して、24時間保育、子育て支援の充実に向けて、国策の幼児教育の無償化の影響を調査しつつ、従前からの2子半額、3子の保育料無償化を継続しつつ、教育委員会とも連携し、主食とおかずなどの副食に係る保護者の費用負担をなくし、安芸高田市内の公立、私立にかかわらず、幼稚園、保育園の3歳以上児につきましては、給食費の完全無償化を実施することができました。

令和元年度から、美土里町と高宮町の3か所の公立保育所は、保育所型認定こども園に移行し、私立の幼保連携型認定こども園とも連携し、園庭開放や地域子育て相談事業や一時預かり保育、病児・病後児保育など着実に取り組むことができました。

また、家庭で乳幼児を育てる世帯へ、在宅育児世帯支援事業給付金を継続支給し、乳幼児等医療費公費助成の対象年齢を18歳までとし、子育て世帯の経済的な負担軽減に取り組んでまいりました。

ほかにも、子育て情報の積極的な発信のため、子育て情報誌、子育てガイドブック2020の発行や、スマートフォンを活用し予防接種の実施状況、成長記録を写真やデータで記録する電子母子手帳の機能や園庭開放等の子育てイベント情報の検索ができる子育てアプリあきたかたを導入し、本市の子育て支援施策の魅力を伝えることに重点を置きました。

また、少子化対策として、母子保健事業の充実のため、産婦健康診査受診率100%、赤ちゃん訪問の100%の実施、ハイリスクな妊婦の方については、点数化し、戸別訪問や電話相談により、妊娠から子育てまで、切れ目のない継続的な支援を行いました。

高齢者等支援対策では、慣れ親しんだ地域で安心して住み続けられ、地域の様々な支援により孤立することなく、その人らしい生活が送れる社会を目指して、地域の結びつきを改めて認識する仕組みとして、高齢者等の日々の安否確認・生活相談を行う生活支援員制度を20地域振興会、19単位振興会と協定を締結し、地域の役員の皆さんと制度運営についての課題や、地域での困り事など、意見交換を目的にした地域連携会議を30地域で開催いたしました。

そのほか、健康づくり事業では、市医師会やJ A吉田総合病院等と連携した生活習慣病の発症予防、重症化予防事業の実施や健康教室などの取組による健康寿命の延伸と医療介護に要する経費の適正化に努めてまいりました。

障害者福祉事業では、障害者総合支援法の障害がある人が普通に暮らせる地域づくりの位置づけに向けて、全ての人が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合える地域社会を目指す施策を進めていく必要があると考えております。

事務事業の詳細につきましては、各担当課長から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○大下委員長

続いて、社会福祉課の決算について説明を求めます。

北森社会福祉課長。

○北森社会福祉課長

それでは、社会福祉課が所掌いたします事務事業の令和元年度における決算の概要について説明をいたします。

主要施策の成果に関する説明書の51ページをお願いいたします。

社会福祉総務管理事業です。

実施内容としましては、民生委員児童委員活動への補助や、市社会福祉協議会等の社会福祉団体に対する助成を行い、社会福祉活動を支援するとともに、社会福祉事業の担い手である社会福祉法人等の指導監査を実施をいたしました。

成果の主なものとしては、福祉に関する分野別計画を横断的に接続する安芸高田市地域福祉計画の第1次計画を策定いたしました。これにより、地域共生社会の実現に向け、縦割りから横断的な取組へと進めてまいります。

今後の課題としましては、社会福祉協議会活動事業について、地域づくりや包括的な支援体制を構築していく上で、より効率的な活動支援と、一層の連携強化を図る必要があると考えております。

52ページをお願いします。

生活困窮者自立支援事業です。

生活保護に至る手前の第2のセーフティネットとして、生活困窮者の自立相談支援と住宅確保給付金の支給に取り組みました。昨年度の新規相談受付件数は79件で、住宅確保給付金の給付については0件でした。

成果としましては、生活困窮者の多様な相談を受け、必要な情報提供、プラン作成、他制度へのつなぎ等による支援を行いました。

課題としましては、より一層の制度の周知と、生活困窮となる要因は、就労の状況だけでなく、地域社会からの孤立などの多種多様であることから、関係機関や地域とのネットワークづくりや包括的かつ継続的な相談支援の強化を図る必要があります。

続いて、53ページをお願いします。

障害者自立支援介護給付事業です。

実施内容としましては、障害のある人が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、相談支援や成年後見制度利用支援、意思疎通支援などの様々な支援事業を実施しました。

成果としましては、障害者基幹相談支援センターの委託契約期間満了に伴い、令和2年度からの委託法人を選定し、引き続き地域における相談支援体制の充実を図りました。

また、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制、障害者地域生活支援システムの運用を開始しました。

課題としましては、8050問題、ダブルケア、ひきこもり、ごみ屋敷など、複合的な課題を抱える世帯の相談が増えてきており、障害福祉だけでなく、制度の枠を超えた相談支援体制の構築が必要となっています。

続いて、54ページをお願いします。

障害者自立支援訓練等給付事業です。

実施内容は、障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービスの提供、補装具費、自立支援医療費の支給を行いました。

成果としましては、個々のニーズに合わせた障害福祉サービスを提供し、また報酬請求内容の審査や事業所の実地指導により、適正なサービス提供と給付費の支給を行いました。

課題としましては、障害者の地域生活を支えるためのサービスを充実させる上で、介護・福祉人材の不足が深刻な課題となっており、引き続き各事業所や他分野とも連携して取り組んでまいります。

55ページをお願いします。

障害者福祉事業です。

実施内容としましては、障害のある人の自立と社会参加を支援する目的で、タクシーチケット交付による重度障害者の外出支援や、障害者就労施設優先調達推進事業の実施、通所や通院の際の交通費の助成等を行いました。

成果としましては、障害者の就労支援、工賃向上を目的に、市が障害者就労施設等から優先的に物品等を調達する取組は、共同受注窓口の利用促進等により、目標額を上回る調達実績を上げることができました。

課題としましては、障害者の移動支援に関する各種事業や助成について、効果等を検証しつつ、見直しの検討が必要な時期に来ていると考えております。

56ページをお願いします。

障害児福祉事業です。

児童福祉法に基づく、障害児に対する通所による療育支援と、肢体不自由児通所医療や育成医療などの医療費の補助を行いました。

成果としましては、個々のニーズに合ったサービス提供を行いました。また、自立支援協議会児童支援部会で定期的に課題の共有や連携強化を図り、多様な関係者が協働した取組を推進し、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る学校休校に伴う放課後等デイサービス利用拡大についても市と事業者間で連携して対応をしました。

課題としましては、児童発達支援放課後等デイサービスについては、利用が増加してきており、来年度に向けてサービス提供体制を充実させていく必要があります。

続いて57ページをお願いします。

特別障害者手当事業です。

重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して、手当を支給し、負担の軽減を図ることを目的とした事業です。令和元年度末の受給者数は、特別障害者手当36人、障害児福祉手当9人、経過的福祉手当が0人となっています。国の法定受託事務であり、法律に定められた規定に沿って、適切に事務を進めるとともに、様々な方法で制度の周知を図っていきます。

58ページをお願いします。

生活保護総務管理事業です。

実施内容としましては、最後のセーフティネットである生活保護の適正な運営を行うため、職員の研修参加や生活保護システムの運用、医療扶助の適正化対策、就労支援や健康管理支援を行いました。

成果としましては、稼働年齢層のうち、就労阻害要因がない人の就労支援を行い、延べ16人が就労を開始、これにより4世帯が保護からの脱却につながりました。

課題としましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から生活保護の相談が増えることも予測され、相談体制、実施体制、関係機関との連携等を強化していく必要があります。また、就労支援については、就労後のフォロー体制を推進していきます。

続いて59ページをお願いします。

生活保護扶助事業です。

被保護者の困窮の程度に応じ、経済的支援を行いました。生活保護の動向を見てみますと、令和元年度末の保護世帯数が162世帯、保護人員が237人で、保護率は1,000人当たり8.43人となっており、近年微減傾向にあったものが横ばいに推移をしております。保護申請は25件あり、うち23件が保護開始となっております。一方、廃止は20件となっております。

課題としましては、保護の動向は社会経済情勢の悪化の影響を受けるものと考えられ、コロナ禍の影響等を注視しながら、保護が必要な人への確実な保護実施を行っていきます。また、今後も関係機関や関係者と連携し、就労自立支援、健康管理支援、医療扶助の適正化などの取組を充実させていきます。

以上で、社会福祉課の説明を終わります。

○大下委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

秋田委員。

○秋田委員 55ページの障害者福祉事業についてお伺いいたします。

ここで、障害者の方の、成果についてはタクシーの利用券の交付や交通費補助ということで就労や社会参加の促進を図ったということで、またそれに対して課題としては、移動支援に関する各種事業や助成について、効果等を検証し、見直しについても検討する必要があるということと、会員の高齢化、会員減少等があるということを掲げておられる中、その下にタクシー利用券の利用者の数値が計画値320人に対して、実績値が250人というふうに出ておりますけれども、ここら辺りはどのように私たちは判断すればいいのでしょうか。

○大下委員長 答弁を求めます。

北森社会福祉課長。

○北森社会福祉課長 タクシー利用券につきましては、年々対象者の方自体が減ってきております。その中で、実際には交付をしてもタクシー券を使って外出をされる方というのでも交付をされる方全員ではございませんので、その辺りも数が限られてきております。

そうした中で、やはり障害者の方の移動の問題というのは、常に何かに参加しようと思っても、移動手段がないであるとか、付添いの方がいらっしやらないと、なかなか外出ができないというような意見も多々聞いております。そうした中で、タクシーチケットにつきましては、お太助ワゴンが利用できない方の補完事業として始まった事業ではございますけれども、それ以外のいろんな助成も含めまして、障害者の方がどのように社会参加をして移動の問題というものを解決をしていくかということは、社会福祉課でやっております事業だけではなく、いろんな施策と一緒にあって、その移動の問題を今後は考えていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○大下委員長 いいですか。

秋田委員。

○秋田委員 大体分かりましたけれども、思いの中で、効果の検証とかいうことを考えたときには、やっぱり外に外出されるのに、そういういろんな条件があって、難しい部分があって利用券も使ってないというようなことがあるのであれば、使える人にはもっともっと計画値というか、目標値を上げていただきながら、外に出られる体制づくりをしっかりとってあげる必要があるという思いから質問させていただきましたので、そうした検討を今後していただきたいと思います。

○大下委員長 答弁はいいですか。

ほかに質疑ございませんか。

前重委員。

○前重委員 51ページ、社会福祉協議会、団体等助成事業の昨年度の5,700万円の中で、介護人材確保補助金を含むということがありますが、この補助金を出されとる中で、介護人材がどれぐらい確保できたのか、その辺の数値とか。また、そうした確保できた中で、どれぐらいの方が実質そういう職務につかれておられるのか。その辺が分かれば情報提供いただければと思います。

○大下委員長 答弁を求めます。

北森社会福祉課長。

○北森社会福祉課長 社会福祉協議会に対しまして、介護人材確保事業に係る人件費補助として250万の補助をさせていただいております。

これは、昨年度より介護人材の確保を目指しまして、安芸高田市福祉介護人材確保等総合支援協議会を立ち上げ、その設立準備と事務局機能を担っていただくということで、人件費補助をしております。昨年度につきましては、介護職員の初任者研修の実施をさせていただいて、14名の方が受講されております。

以前、報告もさせていただいたかと思うんですけれども、この受講された方は全員修了はされたんですが、実際に介護の仕事に就かれたという方は今のところはおられません。それには、いろいろと理由がありま

して、今既にほかのお仕事に就いておられる、といったようなことですか、将来的には介護の仕事をしてみたいというような意見も伺っておりますけれども、実際にはそこまでまだ至っていないというところです。

ちなみに、今年度につきましても、介護職員初任者研修のほうを実施することとしておまして、15名の申込みを受けているところであります。これにつきましては、それ以外の様々なその介護職員の確保のための取組というものも、この協議会の中で今後協議を重ねながら、介護職員の方の確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○大下委員長

前重委員。

○前重委員

この辺の協議会で、協議をされる中で、地元の高校にそういった科がございます。そうしたところも含めて、協議をなされるときに、そういった情報の交換ですね。やはりそういったこれからの育成を含めて、昨年はどういった形が取られたのか、あったのか、ないのか。高校生、大学生も含めて、そうしたところへの話といったのは、出てないような状況ですかね。

○大下委員長

答弁を求めます。

井上保険医療課長。

○井上保険医療課長

こちら吉田高校につきましては、職員が出向いて研修をする中で、介護の仕事の説明等はさせていただいております。前年度においては、介護の制度の説明と、それから恐らく社協のほうで介護の実務の説明等をされておると伺っております。

以上です。

○大下委員長

前重委員。

○前重委員

やはり今、施設のほうも職員さんが不足されてるという情報が入りますので、せっかくこうした人材確保の形で補助金がなされることを含めて、そこらの連携をしていただきながら、せっかく受講されてもその後の形が全然できてない状況になれば、どうなるか。確かに将来的に考えて、以前もそういったお話は聞いてますが、現実問題、施設へ入所していただきたいのだが職員さんがいないので入所ができないといった現状は聞いておりますので、その辺も含めて、今後しっかりとこのことを検討いただいて、今年含めて、来年度もしっかりとそのことを見据えた形で、しっかりと検討いただいて、子供たちができれば地元へ就職できるような形を取っていただくように、お願いをしておきます。

終わります。

○大下委員長

ほかに質疑はありませんか。

武岡委員。

○武岡委員

51ページですね。成果と課題のところ、社会福祉協議会人件費補助金について、適正な補助金交付を行うことができるように、補助基準額を定め、合意を得たというふうに書いてあるんですが、具体的にはどのような内容なんでしょうか。

- 大下委員長 答弁を求めます。
北森社会福祉課長。
- 北森社会福祉課長 これまで社会福祉協議会の人件費補助につきましては、市全体の補助金交付の考え方を基にしまして、社会福祉協議会の役割や位置づけ等を共有しながら財政状況や活動内容のヒアリング等を行って、適正な額を算定して、補助をしてきました。
一方で、一般的な基準がないことから、毎年度額の算出に当たっては、協議に時間を要したり、またお互いに先の見通しが立てにくいというような課題もございましたので、今回、算出方法を整理し、市の補助金の基準額を定めて、これを上限とすることにより、適正化を図っていきたいということで、そのことについて、社会福祉協議会とも合意を得ているところであります。
具体的な補助金の基準額につきましては、今年度、要綱等を定めて、来年度の補助金からそれを適用していきたいということで、現在整理中でございます。
以上です。
- 大下委員長 武岡委員。
- 武岡委員 皆さん、御承知だろうと思うんですが、社会福祉協議会のベテラン職員が相当数退職をされたということも聞いておりますが、そういったことも含めて、やはり人件費補助をどのように受け止めて対応していくのかと。人件費補助をしておきながら、大量にベテラン職員が退職をしていくと。そこには何か大きな要素があるんだろうと思うんです。ぜひそういったところを、しっかりと精査をしていただいて、適切な人件費の補助というものを算出なりして、助成をしていただきたいと、それはお願いでございます。
よろしく申し上げます。
- 大下委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
- 大下委員長 質疑なしと認め、これをもって社会福祉課に係る質疑を終了いたします。
次に、子育て支援課の決算について説明を求めます。
久城子育て支援課長。
- 久城子育て支援課長 それでは、子育て支援課の令和元年度決算につきまして、主な事業を説明させていただきます。
主要施策の成果に関する説明書の60ページをお願いいたします。
子育て支援センター運営事業でございますが、子育て支援センター事業、ファミリー・サポート・センター事業、こども発達支援センター、病児保育事業等を実施し、保護者の子育ての負担軽減を図りました。
中段、令和元年度の実施内容としまして、子育て支援センター事業としてプレイルームの運営、親子体操、子育て交流会を開催しております。ファミリー・サポート・センター事業と一時預かり事業につきましては、

安芸高田市社会福祉協議会へ委託し実施いたしております。

こども発達支援センターでは、相談支援、親子で参加する教室活動や、保育所支援を行っております。平成31年4月には、新たに甲田いづみこども園に併設し、病児保育事業を開始いたしました。

成果の主なものでございますが、こども発達支援センターでは、職員数を増やしたことにより、個別支援や早期の支援体制の強化につながりました。長年の課題でありました、病児保育を開始し、保護者の多様な保育ニーズへの体制整備を行いました。美土里町、高宮町の公立保育所を認定こども園に移行し、地域の子育て支援センターを開所し、子育て世帯がいつでも利用できるようにしました。

そして、子育て情報誌、子育てガイドブック2020の発行や、子育てアプリあきたかたの開始など、子育て支援情報の発信も充実いたしました。

課題の主なものですが、こども発達支援センターの親子教室へ3歳以上児を対象とする教室への要望がありますので、教室の開催に向けて準備をする必要がありました。これについては、令和2年度開始しております。病児保育事業や地域の子育て支援センター事業については、ホームページや子育てアプリを活用し、情報発信を行い、子育て世帯に周知し、利用促進を図る必要があると考えております。

次に61ページ、公立保育所管理運営事業でございます。

公立保育所3園と公立認定こども園3園の管理運営を行う事業でございます。

中段、令和元年度の実施内容でございますが、令和2年3月1日現在の入所児童数は313名でございました。待機児童が7名でした。この7名は、特定の保育所を希望されたもので、本来の待機児童には計上されないものでございます。

公立の美土里町のみどりの森保育所、高宮町のふなさ保育園、くるはら保育園の3か所を保育所から、保育所型認定こども園に移行しました。

成果としましては、3施設を認定こども園に移行し、常時の園庭開放や一時預かりを開始するとともに、3歳以上児を保護者の就労条件に関係なしに、預けることができるようになり、地域の子育て支援体制を充実いたしました。

令和元年10月からの国の3歳以上児の幼児教育、保育の無償化に併せ、本市独自に3歳以上児の給食費の無償化を実施し、保護者の負担軽減の図りました。

課題といたしましては、保育所、認定こども園に実施しています。地域子育て支援センター事業について、活動内容を子育て世帯により周知する必要があると考えております。そして、閉園いたしました公立保育所の跡地利用について、協議を進める必要があると考えております。

次に、62ページ、私立保育園支援事業でございます。

私立保育園4園と私立認定こども園2園の運営に関する事業で、令和2年3月1日現在の入所児童数は471名でございます。待機児童は先ほどの

公立保育所の説明と合わせております。平成31年4月1日に、甲田町内の公立保育所3か所を移行する形で、甲田いづみこども園が創設されました。

成果として主なものは、甲田町に、民設民営の幼保連携型認定こども園の甲田いづみこども園が創設され、幼稚園希望者の受入れや地域子育て支援事業や、一時預かりの充実が行われ、保護者ニーズへの対応の幅が広がりました。国の3歳以上児の幼児教育保育の無償化に併せ、私立施設にもこれまで実施していました、主食費の補助に加え、市独自に3歳以上児の副食費の補助も開始し、保護者の負担軽減を図りました。

課題として主なものは、市内の保育園を運営する社会福祉法人の経営基盤は脆弱であり、老朽化及び耐震化等に係る施設整備には、市から多額な資金援助が必要であるため、当該法人と協議を行い、計画的に推進することが必要であると考えております。待機児童が発生いたしましたので、私立保育所の労働環境の改善や保育士の離職防止、及び新規の就労促進を図る必要があると考えております。

次に、63ページ、放課後児童クラブ運営事業でございますが、令和2年3月1日現在、16施設の入所児童数は664名でございます。待機児童は発生しておりません。

成果として主なものは、新型コロナウイルス感染症予防対策として、市内小学校が一斉休校となりましたので、3月2日から4月7日までの間、日曜、祝日を除き、昼間家庭で見ることができない児童について、朝から夕方までの預かりを行いました。そして、その間の利用料を無償とし、保護者の負担軽減を図りました。

課題として主なものは、高宮町内の小学校統合に伴う施設整備が必要であると考えております。

続きまして、64ページをお願いいたします。

児童手当給付事業でございますが、中学校を卒業するまでの子供を養育する保護者に、児童手当を支給して、経済的な支援を行うものでございます。年3回の定期の支給と、転出等に伴う随時の支給を行っておりますが、支給月額、対象児童数、受給者数は記載のとおりでございます。

成果の主なものは、毎年受給者から提出いただく現況届の提出が年度中に100%を達成することができました。

課題といたしましては、マイナンバー連携機能の導入など、事務の合理化をさらに進める必要があると考えております。

65ページをお願いいたします。

児童福祉総務管理事業でございますが、児童遊園地4か所の運営管理を行いました。

成果として主なものは、遊具の安全点検を行うなど、子育て環境の維持に努めました。

課題といたしましては、遊具等の老朽化や、利用者が減少している児童遊園地については、廃止の検討をする必要があると考えています。

最後に66ページ、児童扶養手当事業でございます。ひとり親、または父母以外の養育者の家庭で生活する状況にある18歳以下の児童がいる世帯を対象に支給をしております。定期の支給と転出等による随時の支給をしておりますが、受給者、支給額等は記載のとおりでございます。

成果として主なものは、現況届の提出が年度中に100%を達成することができました。令和元年11月分より、支給が4か月分から2か月分に変更となりましたが、受給者への周知を行い、遅滞なく支給を行うことができました。そして、令和元年度に実施されました、未婚の児童扶養手当受給者に対する、臨時特別給付金につきましても、対象者への周知を徹底し、対象者全員に支給することができました。

課題としまして、過払い金の返還金について、納付月額が少なく、完納までに長期間を要する見込みのあるものについて、生活状況の聞き取りをしながら、納付額の再考を促す必要があると考えています。そして、そのような状況を防ぐためにも、事実婚や公的年金給付との併給などに関する児童扶養手当の制度の周知に努め、過払い金の発生を未然に防止する必要があると考えております。

以上で子育て支援課の説明を終わります。

○大下委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

玉井委員。

○玉井委員 61ページの成果と課題のところ、閉園した保育園の跡地利用について、課題であると、必要であるというふうになっております。

コロナ禍で大変だと思うんですが、やはり閉園したらすぐに、その跡地をどうするかというところを考えていただかないと、近隣の住民の方からもいろいろ意見が出ますし、本来でしたら順番があって、なかなか進まないところではあると思いますが、できるだけ早く対応していただきたいというふうに思いますが、お考えをお聞かせください。

○大下委員長 答弁を求めます。

久城子育て支援課長。

○久城子育て支援課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

この件につきましては、確かに時間が相当かかっており、本当に申し訳なく思っております。

今年度に入りまして、甲田町の甲立保育所、こちらにつきましては、一定の整理ができましたので、普通財産のほうに落としました。財産管理課のほうに所管替えを行っております。今後、財産管理課のほうで利活用について進められるものと思っております。

小田東保育所につきましては、甲田町の3園の物品等を集積しております。集積しておりますその物品等を、今までもやってきましたけれども、今後地域の方々に地域振興会の方々に払下げをすとか、消防団に払下げをする。一般にも払下げを検討しております。そういうことが済みましたら、中の物品を処分いたしまして、きれいな形にいたしまして、普通財産のほうに落としまして、利活用について進めていきたいと思っ

ております。

小原保育所につきましては、つい昨日も、このことについて、地域振興会の委員の方ともお話をしたりとかしております。ただ、まだはっきりした方向性というのが、出ておりませんので、これについても地域振興会の方たちとか、そういった方たちと協議を進めながら、進めさせていきたいと思っております。

誠に時間がかかって申し訳ありませんけれども、御理解のほどお願いいたしたいと思えます。

以上です。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 子育て支援関係は、かなり取組を強化いただいて、一定の評価すべきことが多いのかなという気がして、見させていただいております。

その中で、62ページの課題である、保育士の労働環境の問題、これは長年の課題でもありますけれども、こういったところをどのように考えていかれるのか。民間の運営にも随分移行しておりますので、そこらも合わせて、どのように今後考えていかれるのかなというところを1点、確認しておきたいと思えます。

○大下委員長 答弁を求めます。

久城子育て支援課長。

○久城子育て支援課長 保育所の処遇改善につきましては、これは長い間の課題となっております。これまでも、市の独自施策として、保育士の処遇改善事業、実施しておりますし、給料として、給付金、出すことができないのだったら、労働環境を少しでもよくしてあげようということで、無資格の方を保育補助者として、雇用するための補助金を出すこともしております。

ただし、今後もこういったことを続けていこうと思っても、なかなか財源的に厳しい面もございます。最近になりまして、国のほうも保育所の処遇改善に対しあらゆる施策を打ってきております。その中には、保育士の賃金の改善につながりそうなものもございます。

ただし、そのためには、国が示した条件にそぐわないといけません。そうすることにより、逆に保育士の負担を増やしてしまう。そういった部分もございますので、無理のない範囲内で国の補助金を活用しながら、市は市で、独自に、処遇改善ができるものかどうかいうのを検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○大下委員長 熊高委員。

○熊高委員 いろいろ手を打っていただいておりますので、引き続き頑張ってくださいと思えます。

63ページの課題の中の多発する自然災害に云々というところで、小学校との連携について、というふうなことが書いてありますが、具体的にはどういった課題を、どのようにされようとしておるのか、お伺いし

たいと思います。

○大下委員長 答弁を求めます。

久城子育て支援課長。

○久城子育て支援課長 このことについては、今年度、特に大雨警報が頻繁に出されたんですけれども、今まで小学校が休校すると児童クラブは休校するということを考えとして持っておりました。

ただ、今、小学校が、部分的に、この町の学校は開ける、この町の学校は閉める、というような対応を取られておりますので、それに対して、児童クラブはどういう対応を取るべきか、ということも教育委員会とも協議を行いました。その結果、誠に申し訳ないんですけれども、児童クラブにつきましては、指導員が基本的には2名ということで、もし災害等有事の際には、対応することが非常に難しい部分がございます。基本的には学校よりはより厳しい形で、休園ですね。そちらのほう取らせていただくようにはなります。ただし、保護者の都合もがございますので、その辺のことについては学校と連携しながら、進めていきたいと思っております。以上です。

○大下委員長 熊高委員。

○熊高委員 いろいろ本当に自然災害、状況が局地的に変わる場合が多いので、非常に苦労されておると思いますが、そこらも含めて、地域も合わせて、いろんな対応というのを検討すべきかなということもありますので、学校等も地域との連携というのが強化されつつありますので、そこらも視野に入れた検討いただくように、要望しておきます。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、これをもって子育て支援課に係る質疑を終了いたします。

次に健康長寿課の決算について説明を求めます。

中野健康長寿課長。

○中野健康長寿課長 それでは健康長寿課の主な事業につきまして、御説明を申し上げます。資料の74ページをお願いいたします。

診療所運営事業でございます。

J A 吉田総合病院様の御協力によりまして、高宮町川根地域において週に3日川根診療所を開設いたしました。

成果と課題欄にございますように、年間の利用者数907名の御利用がありました。課題といたしましては、利用患者数の減少、そして、施設の老朽化といった課題がございます。

費用額の1,946万3,000円に対しまして、診療所の使用料が886万3,000円。それから手数料、文書の証明等ですけれども、こちらが9万7,000円。差引き約1,050万円が現在、市の持ち出しという形になってきております。患者数の減少に伴って、だんだんと収支の差が開いてきておるといった課題がございます。

続きまして、75ページをお願いいたします。

医療体制整備事業でございます。

安芸高田市医師会とJ A吉田総合病院の御協力によりまして、24時間365日対応の救急医療体制の確保を図ったところでございます。

実施内容欄、在宅当番医・救急医療情報提供事業では、安芸高田市医師会から、高田地区休日夜間救急診療所、吉田総合病院に設置をしておりますが、こちらの診療所のほうに、休日の日中に医師会の医師の中から当番医を派遣をしていただいて、救急診療に当たっていただいております。年末年始歯科当番医では、12月30日から1月3日の間、市内で1か所、当番制で歯科を開設をいただいております。

次に、J A吉田総合病院関係では、救急告示病院及び高田地区休日夜間救急診療所運営事業負担金、医療設備の高度化の助成を行っております。このうち、医療設備の高度化に対します助成に対しましては、令和元年度の主なものは、デジタルマンモグラフィー、約3,700万円、といった機械が中心となっております。

また、広島広域都市圏救急相談センター、#7119に参加をしております。適正受診や救急医療情報の相談体制を整備をいたしております。月平均、大体10件から11件ぐらいの御利用があるようでございます。全体的には少ないところではございますけれども、貴重な医療情報の提供手段として、今後も引き続き継続をしてまいりたいと考えております。

課題といたしましては、中核医療機関でありますJ A吉田総合病院内に設置しています、高田地区休日夜間救急診療所、救急告示病院、こちらはいずれも構造的に赤字体質でございまして、補助金の繰入後においても赤字が生じているという現状でございます。利用患者数、受診者数は、休日夜間救急診療所では、前年対比40人の減少。救急告示病院では前年対比で140名の減少という形で、減少傾向にあります。また、医師の働き方改革によります勤務時間の縮減、そして全国的な医師不足によります人員確保も厳しさが増してきております。

今後とも、生活に欠かすことのできない医療資源の確保が重要と考えております。

続きまして、78ページをお願いいたします。

在宅福祉事業でございます。

実施内容欄を御覧ください。地域医療介護総合確保事業補助金は、吉田町の特別養護老人ホーム百楽荘の移転増床に係ります補助金、6,712万円を交付いたしております。生活支援員制度交付金は、20の地域振興会と19の単位振興会と生活支援員制度に関する協定を締結をいたしまして、高齢者等の見守りと、生活状況の確認等を行っております。

次に、地域介護予防住民グループ支援事業は、ふれあいサロンでございます。年間で933回の開催、延べ1万1,872人の参加がございました。こちらの活動に対しまして、補助金の交付をして、活動の支援をしております。

課題といたしましては、独居高齢者、あるいは高齢者のみの世帯の増加に伴いまして、在宅生活に課題を抱える高齢者が増加をしているといったことがございます。地域でも支え合いの強化が必要となってくると考えております。

79ページをお願いいたします。

老人保護措置事業でございます。

老人福祉法の定めるところによりまして、経済的、環境上の理由により、居宅での生活が困難となった高齢者43名を養護老人ホームに措置をいたしました。

課題といたしましては、入所者の介護度が重症化してきていること、また、身寄りがいない方や、関わりを拒否する家族など対応に課題が生じているといったことがございます。

健康推進に関する事業については、特命担当課長のほうから御説明申し上げます。

○大下委員長 続いて説明を求めます。

中村健康長寿課特命担当課長。

○中村健康長寿課特命担当課長 それでは、健康推進に関する主要事業の決算概要について、御説明いたします。

67ページをお開きください。

健康づくり事業でございます。

市の健康増進計画であります、健康あきたかた21計画（第2次）に基づき、健康あきたかた21推進協議会や食生活改善推進協議会と連携し、健康フェスタや江の川健康ウォークなど、様々な啓発を実施いたしました。

今後におきましても、市民の方の行動変容につながるような啓発を工夫していく必要があると考えております。

次、69ページをお開きください。

成人健康診査事業でございます。

委託料の主なものとしまして、総合健診、人間ドック健診、健診のWEBとコールセンターを開設しての申込受付等の委託料でございます。総合健診は、東広島記念病院に委託して、21日間、各町を巡回し、働き盛りの方も受診しやすいよう、土曜日と日曜日の健診日を設けて実施しました。人間ドック健診は、県内13の医療機関へ委託して実施しておりますが、年々受診者が増加傾向にあり、特定健診受診率は、52.2%で、ここ数年県内では上位を推移している状況です。

また、令和2年度分の健診申込みをWEBとコールセンター開設に変更した額545万6,000円が支出増の要因となっております。WEBとコールセンター開設の申込みに変更した結果、例年と比較すると約1割申込みが少ない状況ではありましたが、申込時期がちょうど新型コロナウイルス感染症が全国に蔓延し始めた頃であり、この感染症に対する不安から、申込みを控えられた方もあるように推測しております。また、申込

方法の変更が十分に周知されていなかったことも考えられますので、一概に評価ができない状況ではありますが、健診の必要性について、今後も十分周知をしてまいりたいと考えます。

また、令和元年度から市医師会の先生方の御協力を得まして、総合健診や人間ドック健診以外にも大腸がん検診を受けることができる体制を整備しました。今後におきましても、医師会等と連携を図り、受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、70ページをお開きください。

成人支援事業でございます。

市民一人一人の健康に対する自己管理意識の向上と健康的な生活習慣の実践を図ることを目的に、ウォーキング事業やプール健康教室を実施し、精神保健事業としましては、精神科医師によるこころの相談会や保健師の家庭訪問や電話相談などを通しての相談支援を実施しました。また、観光施設を利用した健康づくり事業を令和元年度から成人支援事業費として計上してございまして、負担金補助及び交付金360万円余り、支出増となっております。

71ページをお開きください。

母子健康診査事業でございます。

妊婦や乳幼児を対象とした健康診査を実施しており、その結果に応じて医療機関の紹介をはじめ、必要な支援につなげております。2次審査への対応としまして、電話や家庭訪問による再受診勧奨並びに保健所等、関係機関との連携によりまして、全ての対象者の把握に努めております。

課題としましては、母子健康診査の受診率は、目標の100%には達していない状況があります。子供の健診の必要性について、十分周知していく必要があると考えております。

次に、72ページをお開きください。

母子保健事業でございます。

妊娠前から子育て期のそれぞれの時期に応じて、不妊治療費の助成や家庭訪問や相談事業を通して、就学前までの切れ目のない支援を行っております。また、生後2か月頃までには各家庭を保健師が家庭訪問し、赤ちゃんとそのお母さんの健康状況を把握し、必要な支援につなげております。また、里帰り等で他の市町からの依頼分も含めまして、122件、全ての赤ちゃんの家庭訪問を実施しました。

不妊治療費の助成につきましては、令和元年度からは助成額の上限を設け、実件数で11件、延べ12件の助成申請があり、うち6件の妊娠届がありまして、うち1件の出産がありました。

次、73ページをお開きください。

歯科保健事業でございます。

事業費の主なものは、妊婦歯科健診委託料や歯科衛生連絡協議会の補助金が主なものでございます。市歯科医師会等で構成する、歯科衛生連絡協議会が中心となり、中学校1年生の歯科保健教室や健康フェスタで

のいい歯の表彰を行っております。

今後におきましても、歯科医師会や歯科衛生連絡協議会等と連携しながら、歯科保健の啓発を図っていく必要があると考えます。

76ページをお願いします。

予防接種事業でございます。

対象の方に予防接種券を交付し、子供や高齢者、高齢の対象者の定期予防接種、並びに国からの大人の風疹抗体検査と予防接種を実施しております。任意の予防接種ですが、子供インフルエンザ予防接種助成事業につきましては、高校3年生までに助成対象範囲を拡大し、1回の接種に対し1,000円の助成をしております。全体は、平均しますと、26.4%の方がこの助成を受けることができました。

今後におきましても、予防接種や、助成事業等について十分周知を図り、より多くの子供さんや高齢者の方に予防接種を受けていただき、重症化の予防や感染症の蔓延防止に努めてまいりたいと考えております。

以上で、健康長寿課の主要事業の決算概要についての説明を終わります。

○大下委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 74ページの川根診療所の件ですが、人口が減ってきて、診療を受ける人も減ってくるという、当然の流れだと思いますが、課題としてそういうふうにいたしてありますが、それを受けて、今後どのようにしていくのかというのが一つの課題であると思うんですね。

新しくリモート診療とか、そういったことも含めてありますけれども、例えば北広島町の補助付き診療所ですか。当時の先生が終活の医療も含めて、在宅看護といいますか、在宅医療というのを提供して、吉田病院もそういった取組を数年前から始めておりますが。そこらも含めて地域医療をどうするかということにも視点を置くべき課題だと思うんですね。

ですから、こういった状況をどのようにしていこうと考えていかれるのか。この課題を踏まえて少し現状で考えがあればお伺いしたいと思いますが。

○大下委員長 答弁を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長 熊高委員の質疑にお答えいたします。

現在、まだ方向性を定めてはおりませんが、川根診療所の患者数、少なくなっております。ただ、この関係で、佐々部診療所との連携っていうのはできないだろうか。それは、今ありますように、移動手段ということが当然出てまいりますので、その辺というのも考えていかなきゃいけない。まだまだ、はっきりした構想であったり、考えであったりというのは市長とまだ協議が済んでおりません。ただ、川根診療所の存続であったり、そういったものについては、今後さらに検討してまいりたいと考えております。

- 以上です。
- 大下委員長 熊高委員。
- 熊高委員 当然大きな課題として、今後検討になるんだと思いますが。市民のいろんな意見も聞きながら、今のように交通手段ということになると、道路網のことも含めて、きめ細かくどうするか。
- 現在でも、もやい便を活用して吉田病院に来られたとしても、たくさんいらっしゃいますので、そこらをさらに精査をして、市民が本当に納得できるような方向性を定めてもらいたいなという気がしております。
- 以上です。
- 大下委員長 答弁はいいですか。
- ほかに質疑はありませんか。
- 玉井委員。
- 玉井委員 75ページの実施内容のところで、産科医などの確保支援事業をされているようになっていますが、内容を教えていただきたいと思います。
- 大下委員長 答弁を求めます。
- 中野健康長寿課長。
- 中野健康長寿課長 産科医確保等支援事業でございます。
- こちらは、県のほうの補助を受けまして、産科のほうで、出産1件当たり、1万円の補助をするものでございます。こちらの、おおはた産婦人科さんが昨年5月末で閉院をされました。その4月、5月分の出産に対する補助金ということで交付をしたものでございます。
- 以上でございます。
- 大下委員長 玉井委員。
- 玉井委員 安芸高田市には産科がないので、本当に若い親御さんたちが、いろいろと悩んでいらっしゃいますね。課題のところに、市内に出産可能な産院がないということは、もちろん状況のほうを十分承知されてることはありますし、先ほど、出産後の母子を見守りに行っていたというところもありますから、いろいろ手だてはしていただいていると思いますが、産院を増やすことは、もちろんできないと思いますので、そういう補助的な手だてがしっかりとあって、里帰り出産しても安心と思ってもらえるような方針になるように、何らかの手だてをしていかないと、若い人たちがここに住んでくれないのではないかと思います。
- しっかりと、いろんなところと連携しながら、これからも考えていただきたいと思います。
- 大下委員長 答弁はいいですか。
- ほかに質疑はありませんか。
- 前重委員。
- 前重委員 78ページの在宅福祉事業。これ生活支援員制度、この件につきまして、成果が75歳以上人口に占める割合が10.5%上昇し、58.7%の成果が上がっている中で、これに対する費用が949万1,500円の決算が上がってきております。

平成30年が700万ぐらいですね。これに対しての成果は分かるんですが、どういった形でやることによって、どういった効果が表れてきているか。2年間を通した中で、この辺が変わってきましたよと。今この課題に上がっておりますが。在宅における高齢者の相談件数等含めて、どういった効果が上がってきたか。その辺を伺いたいと思います。

○大下委員長 答弁を求めます。

中野健康長寿課長。

○中野健康長寿課長 生活支援員制度、実施の効果についてでございます。

なかなか目に見えて、これが効果ですよというふうにお示しできるような数値的なものというのは、なかなかないわけございまして、これから地域づくりを進めていく中での、様々な活動の力になってくるのではないかとこのように思っております。

現状では、去年は、地域連携会議ということで、地域の方々と膝を交えまして、地域の生活課題についての話し合いをさせていただきました。やはり、お1人、お1人感じてらっしゃること、いろいろありまして、違います。また、地域の中で、そういった課題がしっかり認識できてないといったところが、あったようございまして、話をしていきますと、まことそういうことがあるかといったようなお話が出てきたり、あるいは、地域振興会自体がこういった高齢者福祉に対しての取組というのが、敬老事業を通しておっていただくところもございませけれども、これまでなされてないところがほとんどでございます。

そういった中で、この生活支援員制度の交付金を活用した、どういったことができるだろうかという話し合いもしていただいて、中には実現はいたしませんでしたが、75歳以上の方に病院に通うためのタクシー券を地域で出したらどうかといったようなお話も出ておりました。

こういったことを地域と一緒に考えてというのが、目に見えないところではございますけれども、この制度を進めてきた効果ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○大下委員長 前重委員。

○前重委員 課長の言葉から、地域包括支援センターのつながりが欲しかったなど。ここへ向けてつなげられたよと。これが国の制度のところからおりてきていることを、まずもって理解をしてほしいなど。単独でやられることは分かっております。

こうした方々を見守って行って、見守った中で、できないところを今度上へつなげていく。そこで、やはりサービス提供者会議とか、そうしたところへ、持っていくことが、この見守りをするによって、お1人、お1人の、サービス内容変わってきますよね。それが効果につながっていくという言葉が私聞きたかったです。本当にそこへつながってるんじゃないですかね。

やはり、お1人、お1人、いろんな諸問題を抱えておられると思います。

ですから、そうした形で、やはり初めて見守りに入っていただきました。元気な方も含めて、やっていただいとる思うんですが、そうしたことを受けてどう言いますか。介護認定とか、そういったところへ何件ぐらい、つなげられましたよとか、今後そういった、ある程度中身を変えた中での報告をいただければと思うんですが、どうでしょうか。

○大下委員長 答弁を求めます。

中野健康長寿課長。

○中野健康長寿課長 生活支援員制度、実施をして、そして地域包括支援センター、あるいは介護等の専門職との連携が一番大事じゃないかという、大変貴重な御意見、私ども最も心にとめておかなければいけないことを改めて教えていただきまして、大変ありがとうございます。

現在、この生活支援員制度、基本的には地域の中で生活されてる。どちらかといいますと、お元気な方が対象で、割と介護保険サービス等受けられる方というのは、地域の方も専門職が入ってるからねといったような見方もあることも事実でございます。

この成果の中で、具体的に何件が介護保険サービスにつながったというのは、また制度の中で出てきてはおらないところでございます。ただ、専門的なサービスとはつながらなくても、この生活支援員制度の中で挙がってきた課題を、市の保健師、あるいは地域包括支援センターと一緒に訪問等しながら、生活を支えていけると。まだまだ件数は少ないですけども、こういったつながりの中での支え合いというのも今後も続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 この生活支援員制度っていうのは、最初いろいろ議論があったときに、いろいろ説明が食い違われたんですね。市長は、介護施設に、1人で2か所も3か所も申し込んどるから、介護施設が安芸高田市にどれぐらい足らんのか分からんから調べるために、こういうもんやるんだと言われる回答を、前々市長はしたかと思えば、例えば竹本前副市長なんかは、これはそうじゃないですよというような考え方で、別の説明をされたり。なかなか、これ最初のときに、そういった議論があったと思うんですね。

結局のところ、その民生委員さんとの役割も不明確なままでスタートしてって、結局お金が入るから地域振興会としては加入していこうかと。いわゆるお金目当てですよ。そういった形で、地域振興会のほうが加入が増えてきてるんじゃないかと思うんですが。

実際に、今までも議論がありましたように、見守りというか、地域で、過去のつながりの中であったものが、これをやることによって壊れていくというような議論もあったわけですよ。だけれども、そういうのをいろいろ考えながらも、これやられたわけですが、私はこれをもう一度見直して、本当の目的、一体、何のためにやるのか。地域振興会、どんど

ん今加入されて、それでもまだ、高齢者の方が50%しか見守りができないわけですから。もう1回そここのところから議論していく必要があるんじゃないかと思うんですが、この辺はどう考えられますか。大田部長に聞いたほうがいいですか。

○大下委員長 答弁を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長 児玉委員の御指摘のとおり、当初、いろいろあったかと思えます。

現在、我々が認識しているものについては、この生活支援員制度が地域の皆様の中で、いろいろな話すきっかけになったというお声も頂いております。やはり、この地域の関係が希薄化になっている中で、どういった形で、心配をされる方、見守ってあげる方、なかなかそういう方が出てこない。でも、この制度をお話する中で、やっぱりちょっともう1回考えてみにゃいけんよね、というようなお声を頂いております。

これが、地域防災組織にもつながっている地域もあるというふうに聞いております。なので、確かにこの制度自体を、どういうふうに展開していくかというのは考えていかなければいけない。今の現状のままでもいけないと思っています。これも、新しい市長と話を突き合わせながら、どういう形で進めていくのか、改善できるものは改善していきたいと考えております。

以上でございます。

○大下委員長 ほかに質疑はありますか。

山根委員。

○山根委員 私もこの生活支援員制度については、かねてから問題視をしておりましたが、先ほど部長のほうがいろんな広がりが出てきているということをおっしゃいました。これについては、やはり地域で見守りをする中で、各世帯の問題等が、高齢者世帯だけではなくて、ひきこもり、そんなことも近所の方々は分かってらっしゃるけれども、改めてそういうことが、上がってくると思えます。

ひきこもりについても、以前、議場で問うたときに大田部長は、国でさえ数値が分かってないものを安芸高田市で分かるわけがないというふうな答弁をされましたが、小さい町だからこそ、そういう生活支援員制度で、地域の見守りの中で、分かってくるものがあると思いますので、ぜひひきこもりはまだこの事業があるうちに、しっかりとそういうところを取り上げて、数値的なものを出していただけたらと思いますが、いかがですか。

○大下委員長 答弁を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長 山根委員さんの御指摘のとおり、ひきこもりの数というのは、掌握しておりません。ただ、おっしゃるとおり、この地域の中の広がりであったり、今先般も説明をさせていただきましたけれども、保健師や保育士

が外へ出ていく。要は地域の方々といろいろなお話をさせていただく中で、山根委員さんがおっしゃったような、ひきこもりの家庭であったり、食事がうまく取れていない家庭であったりというところも、幾らか情報が拾っていくことができるのではないかとということも考えております。

なので、民生委員さんであったり、いろいろな方々と連携をしながら、そういう情報を集めて、地域のほうにお返ししていきたいと思っております。

以上です。

○大下委員長

山根委員。

○山根委員

さらにつけ足しておきます。

男性のおひとり暮らし、高齢になって、かけごとのほうとかアルコールに入っていく方もいらっしゃいますので、いろいろな問題がありますから、それも全てですね。関わっていただいたら、と思います。

以上です。

○大下委員長

ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○大下委員長

質疑なしと認め、これをもって健康長寿課に係る質疑を終了いたします。

次に、保険医療課の決算について、説明を求めます。

井上保険医療課長。

○井上保険医療課長

保険医療課が所管いたします、令和元年度一般会計の決算について、御説明させていただきます。

主要施策の成果に関する説明書82ページをお願いいたします。

乳幼児医療公費負担事業でございます。

事業概要につきましては、18歳到達の年度末までの医療保険被保険者を対象に医療費の自己負担分の一部を公費負担することによって、養育者の経済的負担の軽減を図るものでございます。

令和元年度の受給者数でございますが、県の助成対象であります0歳から就学前6歳までが1,079人、県補助の対象外で安芸高田市独自に助成を行っている小学1年生から満18歳までの受給者数が2,541人、合わせて3,620人の医療費の自己負担分に対して助成を行いました。本市においては、一部を除いて0歳から18歳到達後の年度末までの間、乳幼児医療費助成の対象としており、子育て世代の経済的な負担の軽減と、安心して子育てできる環境づくりに寄与しているものと考えております。継続的な事業実施のため今後も予算確保を行ってまいります。

次に、83ページをお願いいたします。

介護保険事業でございます。

国の補助事業の名称として、介護保険事業としておりますが、事業の内容といたしましては、社会福祉法人による、介護保険利用者負担軽減制度でございます。生活保護受給者など、低所得で生計が困難な方に対して、社会福祉法人が利用者の負担軽減を行った場合、対象経費の一部

を、市が助成するものでございます。令和元年度におきましては、実施内容欄の下段にありますように、負担軽減を行った3施設、対象者12名分として25万9,000円を補助金として支出してございます。

今後も引き続き、制度の適正運用に努めてまいります。

続きまして、85ページをお願いいたします。

重度心身障害者医療公費負担事業でございます。

身体障害者手帳1級から3級、療育手帳の④、A、Bの手帳所持者で、一定の所得基準を満たす方に対し、医療費の自己負担分を公費助成するものでございます。令和元年度は県費助成の対象となる受給者1,135人の医療費自己負担分に対し、助成を実施いたしました。

本事業の実施により、重度心身障害者の医療費負担の軽減、早期治療による重篤化の防止に寄与しているものと考えてございます。

課題でございますが、現在広島県におきまして、精神障害者福祉手帳所持者の一部を県費助成の対象とするよう、検討がなされているところでございます。制度の改正時期に合わせて、システム改修や条例等の整備、市民の方への周知、広報等を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、86ページをお願いいたします。

ひとり親家庭等医療公費負担事業でございます。

事業の概要といたしましては、所得要件を満たす、ひとり親家庭に対し、医療費の自己負担分を公費助成するものでございます。令和元年度の実施内容でございますが、県費助成の対象となる286人の医療費自己負担分に対して、助成を行っております。このことにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減や健康維持、福祉の充実に寄与しているものと考えております。

課題といたしましては、受給者が所得税課税世帯であった場合、県費助成の対象外となっていることから、受給者が就労している場合、該当にならない場合がございます。ひとり親の就労を促進するためにも、所得制限の緩和が課題と考えており、市長会等を通じて、県に対して要望してまいりたいと考えております。

続きまして、87ページをお願いいたします。

後期高齢者医療事業でございます。

75歳以上の方が対象の後期高齢者医療制度、保険者である広島県後期高齢者医療広域連合への療養費給付費等負担金及び健康診査など、保険事業に係る委託業務が主な事業内容でございます。

令和元年度の実施内容でございますが75歳以上を対象とした、個別健診、集団健診、人間ドック健診の受診に係る費用助成、並びに75歳及び80歳到達者を対象とした、歯科検診無料受診券の発行を行ったほか、複数の調剤薬局等から6種類以上の薬剤を処方されている方に対して、服薬情報通知を実施いたしました。

成果として、健康診査につきましては、対象者5,019人のうち、合計1,616の方が、歯科検診につきましては、無料受診券を発行した683人

のうち、120人の方が受診されております。

また、服薬通知につきましては、平成30年10月診療分に基づき、該当者993人の方に対して、通知を行いまして、令和元年5月診療分で検証を行ったところ、重複服薬や相互作用等に関して、延べ471人の方に改善が見られ、合計で62万3,540円の医療費削減効果がありました。

今後も、広報紙やイベント等におきまして、口腔ケアや健診の重要性について啓発を行い、健診受診率の向上に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして89ページをお願いいたします。

国民年金事務でございます。

国民年金法に基づき、国民年金被保険者及び国民年金受給者からの各種申請、届出の受理、制度の手續等に関する相談受付を行いました。

成果でございますが、年金事務所と連携して、本庁あるいは各支所窓口での各種申請受付や相談受付を行うとともに、加入の際に制度の説明や保険料の口座振替納付の勧奨等を行い、納付率の向上につながる取組を行いました。

課題といたしまして、市民の国民年金制度に対する理解を高めさせていただくため、継続的に広報活動を行う必要があると考えております。市広報紙等を活用し、分かりやすい記事の掲載により、引き続き市民の方の理解を得られるよう、努めてまいります。

以上で要点の説明を終わらせていただきます。

○大下委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、これをもって保険医療課に係る質疑を終了いたします。

ここで、福祉保健部全体に係る質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、これをもって全体質疑を終了し、福祉保健部に係る一般会計決算の審査を終了いたします。

ここで、説明員退席のため、4時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 4時06分 休憩

午後 4時17分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下委員長 時間の前ではありますが、休憩を閉じて、再開いたします。

ここで、認定第1号の審査を一時休止し、福祉保健部に係る特別会計決算の審査に移ります。

認定第2号「令和元年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要の説明を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長 それでは、令和元年度国民健康保険特別会計の決算の概要について御説明を申し上げます。

令和元年度収支決算は、歳入が35億8,102万9,628円、歳出が34億9,988万9,237円で、歳入歳出差引額は8,114万391円でございます。令和元年度末の現在の加入世帯は3,987世帯、被保険者数は5,859人でございます。保険者として被保険者の資格管理や保険給付、国民健康保険税の賦課、収納業務に加え、生活習慣に起因する糖尿病性腎症予防を目的とした生活習慣病重症化予防事業をはじめとする健診結果と、診療情報を活用した安芸高田市国民健康保険データヘルス計画による保健事業等を効果的に実施し、被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化に向けた取組を進めてまいりました。

なお、国保の資格異動、保険給付等に関する業務は保険医療課、国保税の賦課収納業務は税務課、保健事業につきましては健康長寿課でそれぞれ担当し業務を行っております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○大下委員長 続いて、要点の説明を求めます。

井上保険医療課長。

○井上保険医療課長 令和元年度国民健康保険特別会計の決算について御説明させていただきます。

主要施策の成果に関する説明書90ページをお願いいたします。

本市の国民健康保険の被保険者数は、令和元年度末現在で5,859人でございます。市全体の人口に占める割合は20.7%で、市民の約5人に1人が国保の被保険者という状況にあります。

事業の実施内容といたしましては、国保の資格管理や給付管理のほか、レセプト点検による過誤調整、ジェネリック医薬品を使用した場合との差額通知、また複数の薬局等から6種類以上の服薬を処方されている方への服薬情報を通知するなど、保険給付の適正化につながる事業を実施いたしました。

成果といたしまして、レセプト点検で1,644万円、ジェネリック医薬品差額通知により4,898万9,000円、服薬情報通知については15万5,231円の医療費の削減効果がありました。これらの適正化対策事業と合わせて、健康長寿課と連携して、保険事業に取り組むなどし、1人当たりの平均医療費を前年度に比べてマイナス1.8%の減とすることができました。

また、国保税の収納率向上対策として、資格証明書や短期被保険者証の交付や、税務課と連携して積極的な徴収、あるいは納税折衝の強化を行った結果、現年度徴収収納率が97%と、前年度より0.09%向上しております。

課題でございますが、平成30年度からスタートしております国保の県単位化に伴い、令和6年度に県が示す準統一の保険料率に向けた段階的

な税率改定を行う必要がございます。財政調整基金を活用することで、急激な保険税の負担増とならないよう、調整を図ってまいりたいと考えております。

以上で、保険医療課の説明を終わります。

続きまして、保健事業について健康長寿課から御説明いたします。

○大下委員長 続いて、説明を求めます。

中村健康長寿課特命担当課長。

○中村健康長寿課特命担当課長 続きまして、健康長寿課が所掌します国民健康保険特別会計保健事業の決算概要について説明いたします。

81ページをお願いします。

委託料の主なものは、特定健診や生活習慣病重症化予防事業受診勧奨業務等でございます。

特定健診やがん検診につきましては、希望に応じて、総合健診、人間ドック健診、個別医療機関健診の中から、一つ選び、受診していただいております。健診結果が要医療となった方に対して、受診勧奨を行い、糖尿病の予備軍の方には糖尿病予防教室、そして、特定保健指導対象者には生活習慣病予防のための保健指導を実施しております。また、糖尿病や慢性腎臓病の方には、主治医と連携を取りまして、生活習慣病重症化予防事業を実施いたしました。

成果でございますが、受診勧奨の取組等により、特定健診受診率は52.2%で、県内でも上位を推移しておりますが、反面受診率が伸びていない状況が課題であります。

今後も引き続いて受診勧奨に努めてまいりたいと考えております。

以上で、令和元年度国民健康保険特別会計保健事業の決算概要についての説明を終わります。

○大下委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

児玉委員。

○児玉委員 90ページの国民健康保険、これ広域化するときに、平均としては安芸高田市の国民健康保険税は下がるんじゃないかと思っただんですが、現実には広域化になって、やはり上がったということで、判断したらいいんでしょうか。どっちなんですか。

○大下委員長 答弁を求めます。

井上保険医療課長。

○井上保険医療課長 安芸高田市の保険税でございますけれども、この県の広域化が始まる時点におきまして、目標とする準統一の保険税率とほぼ同水準の金額でございました。

ただ、基金がございましたので基金で被保険者の方に還元していくということで、平成29年度に保険税率を一旦下げております。下げまして、平成29年度から、今から準統一化に向かう令和6年度に向けて、徐々にそこに近づいていくというような形で、現在考えております。

ですので、来年度、再来年度、準統一の保険税率に向けて、若干上が

ってくるのが予想されます。

以上でございます。

○大下委員長

児玉委員。

○児玉委員

前々からお願いしとるんですが、結局ですね、広域化すると、何度も言ってますが、安芸高田市で努力をしても、結局反映されないんですよ。ジェネリック、あるいはレセプトをやって、安芸高田市としては、一生懸命医療費を下げようと、いろいろ頑張られるんですが、でも、結局のところ、広域化をしてしまうと、こういう効果は全然消されてしまいますから、やっぱりやる気が出なくなってしまう。

その何度もお願いしていたのは、広域化するんでも、頑張るところには何らかの御褒美を考えるような仕組みが要るんじゃないかという、そういう話を何度もさせてもらってたんですが、結局のところ、そういうことは、御褒美みたいな計画はないということで現状は考えてよろしいのでしょうか。

○大下委員長

答弁を求めます。

井上保険医療課長。

○井上保険医療課長

ただいまの質疑にお答えいたします。

県単位化になると、これまで各市町で行っていた医療費削減のための事業については、無駄になるのではないかと御質疑でございますが、国庫補助事業の中には、保険者努力支援制度交付金という制度と、特定健診の受診率でありますとか、がん検診の受診率、あるいはジェネリック医薬品等への取組など、18項目によって配点される、いわゆるインセンティブ交付金というのが交付されることになっております。

これら、交付金や、あるいは国保の財政調整基金を財源といたしまして、ほかの市町にはない独自の保健事業を実施することが可能となります。保険料を独自に下げていくということは、どうしても準統一化の後にはできないんですけれども、市民の健康寿命の延伸でありますとか、生活の質の向上に期することが可能となり、ひいては、県全体の保険税の引下げにもつながっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○大下委員長

児玉委員。

○児玉委員

そういうことがあるのであれば、健康づくりで、例えば今の皆さん一生懸命グラウンドゴルフなんかやられますけれども。高齢者の方、非常によくやられてますがグラウンドゴルフなんかの、利用するときの料金をもうなくしてしまうとか、そういった、頑張ってもらったから、これが無料になってるんですよというような、還元が目に見える形で、何か頑張れば御褒美があるみたいな。昔は国保使わなかったら、それなりの家庭にプレゼントが届いていますけれども、そういった仕組みが要るんじゃないかと思うんですが。そこらがあると、より皆さんが頑張られるんじゃないかと思うんですが。そういったお考えはありませんか。

○大下委員長

答弁を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長 御提案のとおり、何らかの手だてであったり、皆さんがやる気を起こす何かというのは、とても大切だと思います。検討してまいりたいと思います。

ただ、1点だけ。本市は資産割というものを持っておりました。なので、資産をもってこの4つのパターンで、所得、介護、後期高齢の形の支援という形で、組んでいた。持家がたくさんある本市においては、国保税の方は、資産割がなくなった以上、高齢化した方っていうのは多分下がってこられる。要は年金だけの方であったりとかすると、資産割っていうのがなくなりますから、その分は一定のものから考えると下がってきている。

全体の中で児玉議員さんがおっしゃったように、平均的に上がっているものっていう形にはなりますけれども、所得が少ない方には国保税を下がっているというふうに考えていただいてもよろしいかと思います。

以上です。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

武岡委員。

○武岡委員 90ページですね、医療費適正化の関係なんですけど、レセプト点検で1,644万の効果額だろうと思うんですけど。確認なんですけど、今は国保連合会のほうに点検業務は委託をされておるんですね。

そうすると、この1,644万の効果というのは、レセプト点検業務委託料を控除した後の金額なんですかね。それとも、単純に過誤調整を行った金額なんですか。

○大下委員長 答弁を求めます。

井上保険医療課長。

○井上保険医療課長 ただいまの質疑にお答えいたします。

レセプト点検事業につきましては、委員おっしゃるとおり、国保連に委託しております。その委託料が経費として85万3,760円、これ令和元年度の決算額でございます。

それに対しまして、全件レセプト点検を行いまして、効果額が1,644万という額でございます。

ですので、純然たる効果額というのはこれを差し引いた額というふうになっております。

以上でございます。

○大下委員長 武岡委員。

○武岡委員 もう1点、ここの特定健診の受診率があったと思うんですけど、広島県においては、安芸高田市はその受診率かなり高い位置にあるんだろうと思うんですね。それは担当課の方がいろいろ御尽力いただいた結果だろうと思います。

国保にしても、やはりそういった健診を受けた後に、疾病の。早期の治療ですね。そのことが医療費の削減にもつながるわけでございますん

で、これまでどおり、しっかりとそういった特定健診の受診についての受診勧奨を積極的にやっていただきたいと、そのように思います。

これは要望でございますので。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、以上で、認定第2号「令和元年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。

次に認定第3号「令和元年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要の説明を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長 それでは、引き続きよろしく願いいたします。

令和元年度後期高齢者医療特別会計決算の概要について、御説明を申し上げます。

令和元年度収支決算は、収入が4億7,125万4,452円、歳出が4億6,085万4,879円で、歳入歳出差引額は1,039万9,573円でございます。

保険運営につきましては、県内の全市町が加入する広域連合によって実施しております。加入状況は、年度末現在で6,399人でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○大下委員長 続いて、要点の説明を求めます。

井上保険医療課長。

○井上保険医療課長 令和元年度後期高齢者医療特別会計の決算について御説明させていただきます。

主要施策の成果に関する説明書88ページを御覧いただきたいと思います。

後期高齢者医療は、県内各市町の担当で構成される広域連合によって運営されておまして、市の事務といたしましては、当該医療に関する資格管理、保険給付に係る窓口業務や、保険料の賦課収納に係る業務が主なものであり、事業にかかる費用は被保険者の方が納付された保険料及び市費負担分を広域連合に納付する負担金のほか、システム使用料等の事務経費が主なものでございます。

後期高齢者医療の保険料率につきましては、2年ごとに見直しをされており、平成30年度、及び令和元年度の2回につきましては、均等割が年額4万5,500円、所得割が8.7%となっております。

事業の成果といたしましては、滞納整理実施計画書に基づいた保険料の徴収を実施し、新たな滞納を発生させないため、現年度分の徴収の徹底に努めました。また、未納者に対しては、臨戸訪問を行うなどの取組により、現年度分の収納率を99.84%とし、前年度を2.9%上回ることができました。今後も、継続した取組により、現年度分の徴収を強化し、新たな滞納を生じさせない取組を行ってまいりたいと考えております。

また、国保税を滞納される方が75歳の年齢到達により、新たに後期高齢者医療の対象となられた場合は、税務課との連携を密にし、効果的に、徴収の取組を行ってまいります。

後期高齢者医療の被保険者は、高齢の方であるため、制度や保険料の納付方法など、説明を分かりやすく丁寧に行っていくことも重要と考えております。

なお、令和元年度の本市における後期高齢者の1人当たりの医療費は、91万9,918円となっており、これは県の平均値であります105万9,090円を約13%程度下回っております。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

○大下委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、以上で、認定第3号「令和元年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。

次に、認定第4号「令和元年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要の説明を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長 引き続き、よろしく願いいたします。

令和元年度介護保険特別会計の決算の概要について御説明を申し上げます。

令和元年度収支決算は、歳入が45億8,870万9,020円、歳出が45億1,268万3,267円で、歳入歳出差引額は7,602万5,753円でございます。

令和元年度末の被保険者数は1万1,120人でございます。保険者として、被保険者の資格管理や保険給付、介護保険料の賦課、徴収業務に加え、保険の適正運営のためのサービス事業者の実地指導などを実施しております。また、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みとして、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を進めてまいりました。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○大下委員長 続いて、要点の説明を求めます。

井上保険医療課長。

○井上保険医療課長 令和元年度介護保険特別会計の決算につきまして御説明させていただきます。

主要施策の成果に関する説明書84ページをお願いいたします。

介護保険特別会計におきましては、介護保険の資格異動、介護認定、保険給付、保険料の賦課収納業務に関する事業を実施しております。なお、地域包括ケアの推進、介護予防事業、生活支援事業など、地域支援事業につきましては、健康長寿課で担当しております。

令和元年度の介護保険運営事業の主な実施内容でございますけれども、令和2年3月末における第1号被保険者数は1万1,120人で、そのうち要介

護・要支援の認定を受けておられる方が2,636人となっており、認定率は23.71%となっております。

サービスの利用状況でございますが、居宅サービスを受けておられる方が、月平均1,520人、次に小規模多機能型介護施設や、認知症グループホーム等の地域密着型サービスを利用しておられる方が、月平均195人、本市市内及び市外の特別養護老人ホームや、老人保健施設など介護施設へ入所しておられる方が、598人という状況でございます。平成30年度に医療病床から転換が図られた介護医療院の入所者が増加したことが一因と考えられます。

介護給付の適正化に向けての取組と成果でございますが、1点目として、利用者2,259人に対して介護給付費の利用明細の通知を行いました。通知を行うことにより、不正請求を防止するとともに、介護保険制度に対する理解を深めていただくことを目的としております。

2点目として、サービス利用に伴う介護サービス計画書（ケアプラン）を任意に抽出して内容について精査を行う、ケアプラン点検事業を、4か所の居宅介護支援事業所、12ケースのケアプランに対して実施いたしました。保険者としてサービス計画書作成の過程を共有し、ケアマネージャーに対して、助言や指導を行うことにより、ケアプランに基づく適正なサービス提供の重要性について、認識を共有することができました。

3点目には、実際にサービスを提供する事業者への実地指導を、県と合同で8か所、市単独で2か所の事業者に対して行い、人員基準や施設基準の確認、職員研修や資格保有の状況、書類の不備等の有無を精査し、必要な指導や助言を行いました。

また、介護保険料の収納につきましては、保険財源の確保と負担の公平性の維持のため、徴収の取組を強化し、収納率99.2%、昨年に比べまして0.9%増と向上させることができました。

今年度は、令和3年度から令和5年度までの3年間の事業推計を見直す介護保険事業計画の策定の年度となっております。保険料の上昇を最小限に抑えた上で、必要なサービスが確保できるよう、事業計画の見直しを図ってまいります。

以上で、保険医療課の説明を終わります。

続いて、地域支援事業について、健康長寿課より説明いたします。

○大下委員長

続いて説明を求めます。

中野健康長寿課長。

○中野健康長寿課長

それでは、説明資料77ページをお願いいたします。

介護保険特別会計の地域支援事業でございます。

地域支援事業では、事業の概要欄のほうにございますように、高齢者の方々が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活が営むことができる体制の整備を進めたところでございます。

実施内容でございますけれども、介護予防・日常生活総合事業につき

ましては、要支援1、要支援2の方の御利用される介護保険サービスの費用額を記載しております。

続きまして、一般介護予防事業につきましては、介護予防教室、あるいは、げんき教室等介護予防の取組を行ったところがございます。

地域包括支援センターでは、平成27年度から安芸高田市社会福祉協議会のほうに業務を委託をして、地域包括支援センターの運営を行っております。毎月1回地域包括支援センターと健康長寿課の職員が合同で会議を行っております。困難事例の方々、月に40名程度、毎月フォローをして継続的な支援のほうを行っております。任意事業につきましては、家族介護教室を、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター等で12回開催をいたしております。また、認知症後援会につきましては、人権多文化芝生推進課と共催をいたしまして、ボケますからよろしくお願ひいたしますと題した介護を考える映画上映を行いました。500名の方に参加をいただいております。認知症初期集中支援チームにつきましては、3件の方、延べ訪問回数31回、介護サービス等、専門職につながっていない方々を専門職につなげていくための支援を行っております。

成果と課題でございますが、げんき教室につきましては、42会場で年間1,580回の開催をいたしました。延べ参加者数は2万258人。平成30年度が1,644回、2万1,552人でございます。少し減っておりますが、これは新型コロナウイルスの影響によるものでございます。

課題といたしましては、げんき教室の参加者につきまして、参加1年目の方、新規の方が約17%ということで、2年目以降の方が多いと、参加者の固定化が進行しているといったことが挙げられます。

以上で、介護保険特別会計地域支援事業の説明を終わります。

○大下委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

児玉委員。

○児玉委員 84ページですが、成果のところ、ケアマネージャーが作成したケアプランの点検を行い、とあるんですが、以前から、いわゆるケアマネージャーはどっかの事業所に属して、その事業所に配慮した形でのケアプランをつくっているんじゃないかと、いわゆる過剰なケアプランになってるんじゃないかというような話もあったわけですが、点検をやられた結果、どういう判断をされておるのか、ちょっとそこを教えてください。

○大下委員長 答弁を求めます。

井上保険医療課長。

○井上保険医療課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

このたび、ケアプラン点検をさせていただいて、基本的にケアプランの作成の意義というのが、自立支援というのが最近重きを置かれております。何もかも高齢者支援の必要な方に手取り足取り全てのことをやるのではなく、本人にできることは、やってもらおうと。決してヘルパーさんは、お手伝いさんではないんですよという観点で、過剰なサービスが

行われていないかというのを判断をさせていただいております。

それから、ケアマネージャーさん、先ほどおっしゃられましたように、事業所に属されておられる、あるいはデイサービスであったりとか、系列の訪問介護事業所に属されておられる居宅介護支援事業所の方、おられます。ただ、報酬を計上する上で、一つの事業所に一定の割合以上を一つのサービス事業所に集中させると、報酬が減算されるという仕組みがございます。それによって、公平に自分のところの系列だけでなく、本人の状況に応じた、あるいはまた本人の希望に応じた事業所を紹介していくといえる仕組みができております。

以上でございます。

○大下委員長 いいですか。

児玉委員。

○児玉委員 もう一つ、以前は押売みたいな形で、例えば保険きくから安くつけられますよと手すりをつけましょうと、というような業者さんが、いろいろ回られてましたけれども、近頃はその状況的にはどうなってるか御存じですか。

○大下委員長 答弁を求めます。

井上保険医療課長。

○井上保険医療課長 介護保険のサービスの中に、住宅改修という事業がございます。20万円を限度にその最高9割が保険によって償還払いされるといった事業がございます。

申請をされる際には、必ず事前に、今の本人の状況、それから家の状況を写真に撮られて、介護保険係のほうに相談に来ていただくというのが原則となっております。

その中で、必要でない住宅改修でありますとか、必要のないところに手すりをつけられたりとかいう過剰な工事につきましては、そこでチェックをさせていただいておる状況でございます。

以上でございます。

○大下委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、以上で、認定第4号「令和元年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について」の審査を終了し、福祉保健部の審査を終了いたします。

以上で本日の日程は終了しましたので、これにて散会いたします。

次回は明日18日、午前9時より再開いたします。

御苦勞様でした。

~~~~~○~~~~~

午後 4時52分 散会